

金沢の福祉と保健

令和 3 年度

金沢市福祉健康局・こども未来局

金沢の福祉と保健（令和３年度）

令和３年（2021年）４月
金沢市福祉健康局・こども未来局

<目 次>

(ページ)

第1 福祉健康局・こども未来局の概況	1-1
Ⅰ 令和３年度福祉健康局・こども未来局重点施策	1-1
Ⅱ 福祉健康局・こども未来局の機構	1-6
Ⅲ 福祉健康局・こども未来局の事務分掌	1-7
第2 福祉政策課	2-1
Ⅰ 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況	2-1
1 民生委員・児童委員[民生委員法、児童福祉法]	2-1
2 地区社会福祉協議会	2-2
3 地域福祉活動推進事業	2-2
4 善隣館の推移と現況	2-2
5 善隣館活動復興推進事業	2-3
6 地域安心生活支え合い事業	2-3
7 地域の身近な福祉相談窓口事業（金沢市地域福祉計画2018具現化事業）	2-4
Ⅱ 社会福祉一般	2-5
1 社会福祉功労賞	2-5
2 福祉奉仕活動賞（ともしび賞）	2-5
3 福祉活動育成基金の設置	2-5
4 金沢市福祉ボランティア活動育成事業	2-5
5 社会福祉施設耐震診断費等補助事業	2-6
6 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度	2-6
7 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度	2-7
8 日本赤十字社金沢市地区事業	2-7
9 金沢市松ヶ枝福祉館	2-8
10 金沢福祉用具情報プラザ	2-8
11 社会福祉審議会の設置	2-8
12 高齢者等権利擁護窓口	2-8
Ⅲ 戦争犠牲者の援護	2-10
1 戦没者慰霊式	2-10
2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護	2-10

IV	高齢者福祉一般	2-11
1	高齢者福祉の背景	2-11
2	高齢者福祉施策の体系	2-12
3	高齢者生活支援施策	2-13
4	生きがい活動支援施策	2-14
5	介護家族支援施策	2-17
6	その他の在宅福祉施策	2-17
7	地域支援事業	2-17
8	入 所 施 設	2-19
9	利 用 施 設	2-20
第3	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	3-1
1	基 本 方 針	3-1
2	組 織	3-1
3	重 点 目 標	3-2
4	事 業 内 容	3-2
5	令和3年度社会福祉事業会計資金収支予算	3-15
第4	健康政策課	4-1
1	母子保健	4-1
2	健康増進	4-4
3	医療費助成	4-10
4	救急、休日診療対策	4-14
5	精神保健福祉	4-15
6	難病支援	4-16
7	在宅医療・介護連携推進事業	4-16
8	保健所・福祉健康センター	4-17
9	金沢健康プラザ大手町	4-17
第5	公益財団法人金沢健康福祉財団	5-1
1	事業概要	5-2
2	地域福祉ネットワークにおける財団の関わり	5-4
3	令和3年度予算	5-5
第6	生活支援課	6-1
I	生 活 保 護	6-1
1	被保護世帯数・人員・保護率の年次推移	6-1
2	扶助別人員年次推移	6-1
3	労働力類型年次推移	6-2

4	保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成	6-3
5	世帯類型構成比	6-3
6	生活保護基準額の推移	6-4
7	扶助費構成の年次推移	6-5
8	金沢市の予算と生活保護扶助費	6-6
9	生活保護ケースおよび保護費取扱表	6-6
II	法 外 援 護 等	6-7
1	金沢市援護規則抜粋	6-7
2	援 護 の 種 類	6-7
3	法 外 援 護 費	6-7
4	夏季・歳末見舞金支給状況	6-8
5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度	6-8
第7	介 護 保 険 課	7-1
1	制度のあらまし	7-1
2	介護保険サービス	7-1
3	介護予防・日常生活支援総合事業	7-3
4	要介護認定の状況	7-4
5	事業者の指定状況	7-4
6	介護保険サービスの利用状況	7-5
7	介護保険料の状況	7-7
8	在宅介護の推進	7-8
9	介護人材の養成	7-9
10	住まいづくり助成制度	7-9
第8	障 害 福 祉 課	8-1
1	身体障害者手帳制度[身体障害者福祉法第15条]	8-1
2	療育手帳（知的障害者）制度	8-2
3	精神障害者保健福祉手帳制度	8-2
4	障害者総合支援法の概要	8-2
5	地域生活支援事業について[障害者総合支援法第77条]	8-7
6	重度障害者施策	8-12
7	社会参加・健全育成施策	8-15
8	その他の施策	8-17
第9	福祉指導監査課	9-1
1	社会福祉法人に対する指導監査	9-1
2	社会福祉施設等に対する指導監査	9-1
3	介護保険施設等の指導監督	9-2

4 福祉事務所等に対する指導監査	9-2
------------------	-----

第10 医療保険課 10-1

I 国民健康保険	10-1
1 制度のあらまし	10-1
2 保険給付	10-3
3 国民健康保険運営協議会	10-5
4 保健事業	10-5
5 特定健康診査・特定保健指導	10-6
II 後期高齢者医療制度	10-6
1 制度のあらまし	10-6
2 保険料	10-6
3 保険料の減額	10-7

第11 保健所 11-1

I 保健衛生	11-1
1 食生活改善	11-1
2 医療施設等	11-2
3 感染症予防	11-2
4 結核対策	11-4
5 狂犬病対策	11-4
II 環境衛生	11-5
1 環境衛生業務	11-5
2 食品衛生業務	11-5
3 薬事業務	11-6
4 毒物劇物業務	11-7
5 食肉衛生検査業務	11-7

第12 子育て支援課 12-1

I 子育て支援	12-1
1 「かなざわ子育て夢プラン2020」の推進	12-1
2 多胎児家庭紙おむつ給付事業	12-1
3 子育てインターンシップ事業	12-1
4 子育て家庭訪問相談事業	12-1
5 一時預かり事業	12-2
6 子育て支援アプリの広域運用	12-2
7 かなざわ婚活支援事業	12-2
8 かなざわ子育てすまいるクーポン事業	12-2
9 かなざわ子育て夢ステーション	12-3

10	子育て支援総合コーディネート事業	12-3
11	金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）	12-3
12	子育てサロン事業	12-3
13	産前・産後ママヘルパー派遣事業	12-4
14	イベント併設ミニ保育室の開設	12-4
15	子育て支援短期利用事業	12-5
16	ファミリーサポートセンター事業	12-5
17	児童手当〔児童手当法〕	12-5
II	子どもの貧困対策	12-6
1	「金沢市子どもの貧困対策基本計画」の推進	12-6
2	子どもソーシャルワーカーの配置	12-6
3	児童家庭相談室	12-6
4	金沢市育英会奨学事業	12-6
5	入院助産（出産費用の助成）〔児童福祉法第22条、第36条〕	12-7
6	子どもの学習総合支援事業	12-7
7	子ども体験活動支援事業	12-7
III	児童館・放課後児童クラブ	12-8
1	児童館〔児童福祉法第40条〕	12-8
2	放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の3第2項〕	12-11
3	こどもの未来創造地域活動推進クラブ活動費補助事業	12-14
IV	ひとり親家庭支援	12-16
1	「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2017」の推進	12-16
2	児童扶養手当〔児童扶養手当法〕	12-16
3	母子生活支援施設の概況〔児童福祉法第23条、第38条〕	12-17
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	12-17
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業〔金沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱〕	12-19
6	ほほえみ家族事業	12-19
7	女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕	12-19
8	母子・父子自立支援員	12-19
9	母子家庭等就業・自立支援事業	12-20
10	自立支援教育訓練給付金事業	12-20
11	高等職業訓練促進給付金等事業	12-21
12	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	12-21
13	市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業	12-22
14	養育費確保サポート事業	12-22
第13	保育幼稚園課	13-1
1	かなざわ子育て夢ステーション	13-1

2 保育所・認定こども園	13-1
3 夜間保育	13-7
4 休日保育	13-7
5 延長保育事業	13-7
6 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕	13-8
7 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕	13-8
8 病児一時保育事業	13-8
9 一時預かり事業（一般型）〔金沢市一時預かり事業実施要綱〕	13-9
10 一時預かり事業（幼稚園型）	13-9
11 地域子育て支援センター事業	13-10
12 保育利用支援事業	13-10
13 幼稚園〔学校教育法第22条〕	13-11

第14 青少年健全育成センター	14-1
1 青少年健全育成センター	14-1
2 長土堀青少年交流センター	14-3
3 少年育成支援室	14-4

第15 こども相談センター	15-1
1 主な事業	15-1
2 相談状況（令和2年度）	15-1
3 一時保護の状況	15-2
4 児童福祉施設入所措置状況（令和3年4月1日現在）	15-2

第16 幼児教育センター	16-1
1 幼児教育係	16-1
2 発達相談係	16-2

第17 社会福祉関係諸施設、機関等	17-1
1 施設の状況	17-1
2 機関および団体一覧表	17-1
3 社会福祉施設一覧表	17-2
4 児童福祉施設一覧表	17-3
5 地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会	17-8
6 障害福祉施設一覧表	17-9

第1 福祉健康局・こども未来局 の 概況

I 令和3年度福祉健康局・こども未来局重点施策

福祉健康局

1 地域共生社会の実現

（「地域福祉計画2018」の取組）

① 重層的支援体制の構築

複合的・複雑化した福祉ニーズを的確に捉え、関係機関等と連携しながら相談・支援を行う支え合いソーシャルワーカーを増員

住民が気軽に福祉相談ができる窓口の設置地域を拡充

地域生活課題の把握・整理・解決する機能を強化するコーディネーターの配置地域を拡充

② 支え合う地域福祉活動の推進

地域安心生活支え合い事業の実施を全地区に拡充

コロナ禍でも地域福祉活動ができるよう、地区社会福祉協議会の備品購入を支援

まちぐるみ福祉活動推進員の活動を活性化させるため、役割や活動を紹介する動画を作成
善隣館が実施する福祉相談事業や地域共生型の居場所づくり事業等を支援

③ 成年後見制度の利用促進

市民や関係機関からの相談対応や後見人支援、広報活動などを行う中核機関を設置

④ 再犯防止の推進

関係機関による連絡会議の設置や研修会の開催、ポータルサイト作成などを実施

更生保護施設親和寮（徳風苑）の改築工事を支援

⑤ コロナ禍での生活困窮の状況にある世帯への支援

金沢市社会福祉協議会に相談支援員を2名追加配置し、生活困窮者に対する相談体制を強化

2 高齢者への支援

（「長寿安心プラン2021」の取組）

① 地域包括ケアシステムの推進

介護保険料を据置（第8期計画 基準月額 6,590 円）

地域包括支援センターの機能強化と日常生活圏域のあり方を検討

認知症初期集中支援チーム員会議に地域の認知症サポート医が参加する体制を構築

認知症予防に向け「新しい生活様式」に対応した新たな脳活プログラムを作成

② 介護職員の人材確保・定着

介護職員の確保に向けたU J I ターン促進の支援制度を創設

介護職員の定着に向け、キャリアアップの支援制度やケア・メンターの派遣制度を創設

③ 要援護者の支援体制の強化

避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の作成など、支援体制の構築に向けたモデル事業を実施

福祉避難所の開設訓練や資機材の更新を支援

④ 高齢者の社会参加の促進

アクティブシニア活躍応援窓口を開設

⑤ 安全・安心な生活環境の整備

特別養護老人ホームにおけるプライバシー保護や看取り環境整備のための施設改修を推進

介護事業者に対する感染症対応研修を開催

高齢者施設の感染症クラスター対策として応援職員の派遣を支援

3 障害のある方への支援

（「ノーマライゼーションプラン金沢 2021」の具現化）

① 安全に安心して暮らせる共生社会の実現

地域生活支援拠点推進事業の機能強化に向け、緊急対応コーディネーター（精神保健福祉士）を増員配置

地域生活支援拠点事業所連絡会を開催

② 障害のある子どもたちと医療的ケア児等への支援強化

放課後等デイサービスの支給決定上限日数を拡大

障害児通園施設ひまわり教室に医療的ケア児等支援専門員を配置し、訪問型支援サービスを導入
医療的ケア児等に対し、マスク等の衛生用品を給付

日常生活用具給付事業の対象品目に医療的ケア児等に対する人工呼吸器等用自家発電機等を追加
視覚障害者用音声体温計（日常生活用具給付事業）の基準額を引き上げ

③ 新型コロナウイルス感染症への対応と就労支援

障害者施設の感染症クラスター対策として応援職員の派遣を支援

福祉喫茶の就労継続を支援

オンライン福祉ショップの運営を支援

障害者就労支援事業所連絡会を開催

④ 文化芸術活動等を通じた自立支援

アウトサイダー・アート・プロジェクトにおける第3者ライセンス契約による収益モデルを構築

4 健康づくりの推進と母子保健の充実

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の検査及び相談・調査体制を強化するほか、福祉施設における感染症対策を支援

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症全般に関する遺伝子検査体制を強化

② 食育の推進と食の安全・安心の確保

新たな日常やデジタル化に対応した食育推進を目指す金沢市食育推進計画（第4次）を策定

食品衛生法改正による許可及び届出業種の変更に対応するため、監視体制を強化

③ 健康づくりの推進

子宮頸がん検診の受診率が低い20～24歳のすこやか検診受診対象者に対して、リーフレットを用いた効果的な個別勧奨を実施

胃がん検診時の飛沫拡散による新型コロナウイルス防止のため、検診時に必要な防護服等の費用について補助

ひきこもりの早期脱却のため、心理士によるこころの健康相談を拡充し、ポータルサイトなどによる情報発信を強化するとともに、広域ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携体制を構築

④ 産前・産後の支援

子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、妊娠に関する正しい知識を身につけるためのプレ妊活を県と共同で支援

助産師訪問指導の新設や妊婦検診費用助成回数の上乗せなど、多胎妊婦に対する支援を強化

国の制度改正にあわせて、不妊治療助成制度を拡充

産後ケアの対象を産後4か月頃までから産後6か月未満までに拡充

⑤ 国民健康保険制度の充実

国民健康保険の保険料率を引き下げるとともに、賦課限度額を据置

国民健康保険被保険者の健康診査受診率向上のため、A Iを活用した効果的な受診勧奨を実施

5 地域医療体制の整備等

① 健康推進施設の整備

金沢健康プラザ大手町再整備に係る新機能のあり方について検討

母子保健などに加え、介護予防や健康づくりの南部地区における拠点とするため、泉野福祉健康センターの改築工事を継続するとともに、泉野こども広場の木質化を実施

② 地域医療体制の充実

GW、年末年始、インフルエンザ流行期における広域急病センターでの小児科休日当番医開設を本格実施

災害時の医療救護対策事業を保健所に集約するとともに、司令塔として統括、受援拠点となる保健所の体制整備を検討

休日昼間の救急医療体制を確保するため、休日当番医への報償費を見直し

休日歯科診療について、3密回避のため、特に混雑が予想されるGW、年末年始において開設診療所を2院から3院へ増設

③ 動物愛護の推進

市民及び動物取扱業者に対して「金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例（動物共生推進条例）」を周知するとともに、災害・感染拡大時等におけるペット一時保護施設を整備

こども未来局

1 子ども・子育て支援

（「かなざわ子育て夢プラン2020」の取組）

① 子育てにかかる負担・不安の軽減

保育所・認定こども園の保育料について、保護者の所得及び同時入所の有無にかかわらず、第2子を半額、第3子以降を無料に軽減

子育ての経済的・精神的負担の大きい多胎児を育てる家庭へ毎月1回おむつを無料で配送すると

ともに、子育ての相談支援情報を提供

育児負担・不安の軽減や、親子の孤立を防ぐため、未就学児のいる家庭への訪問相談を実施
ひとり親家庭や生活保護世帯の小学生を対象に、多様な体験や活動の機会を提供する体験型クーポンを配布

② 増大する保育需要への対応

保育需要の高い1・2歳児の利用定員を確保するため、計画的に改築・増築等を実施
市立保育所の再整備方針に基づき、適正配置等を検討するための調査を実施

③ 保育人材の確保

保育士養成校と協力して、若手保育士の不安や悩みの軽減、モチベーションの維持をねらいとしたフォローアップ研修を実施

潜在保育士の円滑な現場復帰を促進するため、養成校と市による研修を年間を通して実施

④ 幼児教育・保育の質の向上

金沢の幼児教育の方向性を示す「かなざわ幼児教育みちしるべ」の周知と、これに基づく円滑な小学校接続のための研修等を開催

子どもの育ちに向けた保育施設・幼稚園からの提案型の取組を支援

東京大学と連携した幼児教育公開研究会を開催

市立保育所でICT化のモデル事業を実施

⑤ 地域の子育て支援拠点の充実

諸江児童館の新築に伴う建設工事の実施

芳斎児童館の移転改築に伴う建設工事の実施

平和町児童館の改築に伴う測量・地質調査・設計の実施

地区児童館ホームページの作成といしかわ中央子育てアプリとの連携強化

児童クラブ施設整備費等補助基準の拡充

児童クラブ開所時間延長加算の加算対象の拡大

児童クラブ障害児受入事業の相談支援体制の拡充

⑥ 未来の親となる青少年の育成

ジュニアかなざわオンライン検定の開催

青少年団体や地域健全育成推進団体と連携した青少年育成事業の推進

大学生を対象とした子育てインターンシップの開催

⑦ 児童虐待防止体制の充実

子どもの安全を最優先にした迅速・適切な支援を行うために、児童福祉司を増員

⑧ 社会的養育の充実

乳児院での宿泊体験を通して育児指導等を行い、親子の愛着形成を育む支援を実施

里親養育包括支援事業（フォスターリング事業）の一部を児童養護施設等に委託し、里親養育を推進

2 子どもの貧困対策

（「金沢市子どもの貧困対策基本計画」の取組）

① 市民と連携した総合的な取組の推進

「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」と「金沢市子どもの貧困対策基本計画」を統合した新しい「金沢市子ども生活応援プラン（仮称）」を策定

子ども食堂を実施する団体に対し、開設経費等を補助

子ども宅食のあり方を検討

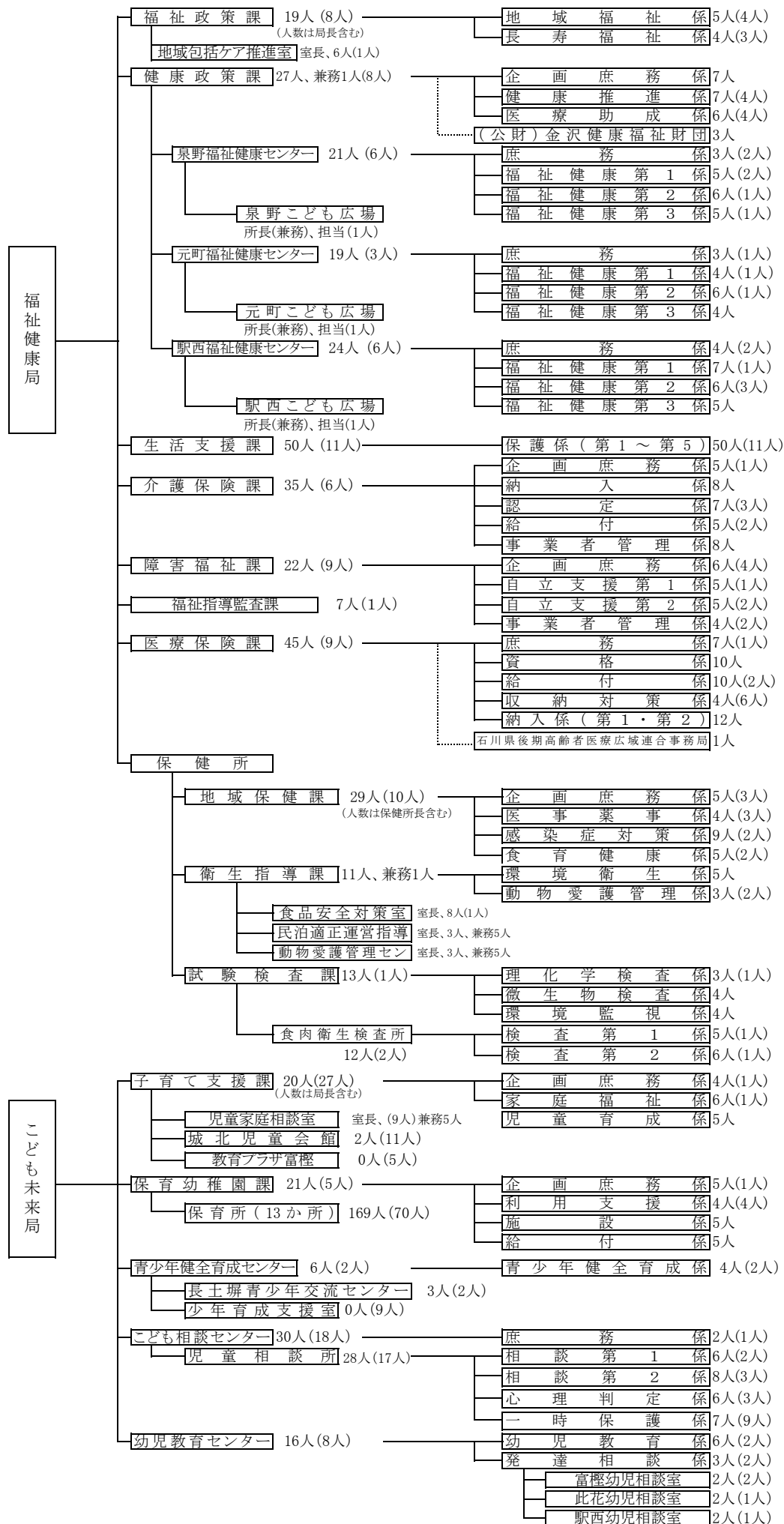
養育費の取り決めにかかる相談や子育て等に関する法律相談を受け付けるため、弁護士（会計年度任用職員）を配置

ひとり親の養育費確保のため、弁護士費用など取り決め費用の一部を助成

② コロナ禍での生活困窮の状況にある子どもや世帯への支援

新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、金沢市育英会奨学金の採用人数を2年間に限り20人増員

Ⅱ 福祉健康局・子ども未来局の機構



(注)職員数は、令和3年4月1日現在の予算定数、
()の数字は、会計年度任用職員数

Ⅲ 福祉健康局・こども未来局の事務分掌

福祉健康局

課	係・室	事 務 分 掌
福祉政策課	地域福祉係 TEL 220-2278	1. 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 2. 社会福祉審議会に関する事項 3. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものを除く。） 4. 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 5. 地域福祉活動の振興に関する事項 6. 福祉ボランティア活動の育成に関する事項 7. 福祉活動育成基金に関する事項 8. 民生委員及び児童委員に関する事項 9. 善隣館に関する事項 10. バリアフリーの推進に関する事項 11. 更生保護団体等の補助に関する事項 12. 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項 13. 松ヶ枝福祉館に関する事項 14. 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項 15. 課の庶務に関する事項 16. 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	長寿福祉係 TEL 220-2288	1. 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものに限る。） 3. 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 4. 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 5. 金沢福祉用具情報プラザに関する事項 6. 高齢者の生きがいにに関する事項 7. 長寿祝い金等の支給に関する事項
	地域包括ケア推進室 TEL 220-2288	1. 地域包括ケアの推進に関する事項 2. 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3. 高齢者虐待防止に関する事項 4. 認知症施策の推進に関する事項 5. 居宅等における医療の計画に関する事項
健康政策課	企画庶務係 TEL 220-2229	1. 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2. 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 3. 救急医療に関する事項 4. 金沢広域急病センターに関する事項（駅西福祉健康センターが所管する事項を除く） 5. 簡易水道に関する事項 6. 公益財団法人金沢健康福祉財団に関する事項 7. 課の庶務に関する事項 8. 他係に属しない事項
	健康推進係 TEL 220-2517	1. 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 2. 生活習慣病の予防に関する事項 3. 健康増進事業の実施に関する事項 4. 歯科口腔保健の推進に関する事項 5. 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項 6. 金沢健康プラザ大手町に関する事項
	医療助成係 TEL 220-2233	1. 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項

課	係・室		事 務 分 掌
健康政策課	福祉健康センター	庶務係	1. 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 予防接種に関する事項（健康政策課が所管する事項を除く。） 4. 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5. 金沢広域急性病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6. 福祉健康センターの庶務に関する事項
	泉野 TEL 242-1131	福祉健康第1係	1. 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 2. 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3. 健康手帳の交付に関する事項 4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5. 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。）
	元町 TEL 251-0200	福祉健康第2係	6. 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 7. 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 8. 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 9. 乳幼児の集団健康診査に関する事項 10. 母子健康手帳の交付に関する事項
	駅西 TEL 234-5103	福祉健康第3係	11. こども広場に関する事項 12. 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 13. 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）
生活支援課	保護係(第1～第5) TEL 220-2292 ～2294		1. 生活保護法に関する事項 2. 金沢市援護規則の規定に関する事項 3. 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項 4. 生活困窮者の自立支援に関する事項
介護保険課	企画庶務係 TEL 220-2264		1. 介護保険事業計画に関する事項 2. 介護保険運営協議会に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. その他介護保険に関する事項
	納入係 TEL 220-2264		1. 介護保険被保険者の資格に関する事項 2. 介護保険料の賦課に関する事項 3. 介護保険料等の収納に関する事項
	認定係 TEL 220-2264		1. 要介護認定等に関する事項
	給付係 TEL 220-2264		1. 介護保険の給付に関する事項 2. 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項
	事業者管理係 TEL 220-2264		1. 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3. 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 4. サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。）

課	係・室	事 務 分 掌
障 害 福 祉 課	企画庶務係 TEL 220-2289	1. 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 特別児童扶養手当等に関する事項 4. 障害者の社会参加の促進に関する事項 5. 障害者高齢者体育館に関する事項 6. 自立支援医療機関の指定に関する事項 7. 課の庶務に関する事項 8. 他係に属しない事項
	自立支援第1係 TEL 220-2291	1. 障害支援区分の認定に関する事項 2. 障害者等の介護給付費等に関する事項 3. 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項
	自立支援第2係 TEL 220-2291	4. 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5. ひまわり教室に関する事項 (各係は、課長が定める事業をそれぞれ対象とする。)
	事業者管理係 TEL 220-2018	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項
福祉指導監査課 TEL 220-2305		福祉指導監査係
		1. 福祉事務所の指導監査に関する事項 2. 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項
医 療 保 険 課	庶務係 TEL 220-2255	1. 国民健康保険運営協議会に関する事項 2. 国民健康保険保健事業に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他係に属しない事項
	資格係 TEL 220-2256	1. 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2. 国民健康保険料の賦課に関する事項 3. 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項
	給付係 TEL 220-2257	1. 国民健康保険の給付に関する事項 2. 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項
	収納対策係 TEL 220-2258	1. 収納施策の企画及び調整に関する事項 2. 国民健康保険料納付組合に関する事項 3. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項
	納入係(第1・第2) TEL 220-2258	1. 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項(各係は、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。)

(保健所)

課	係・室	事 務 分 掌
地 域 保 健 課	企画庶務係 TEL 234-5102	1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2. 保健事業の企画及び立案に関する事項 3. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4. 保健師に関する事項 5. 母体保護に関する事項 6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7. 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8. 保健所の庶務及び予算に関する事項 9. 駅西健康ホールに関する事項 10. 他課及び他係に属しない事項

課	係・室		事 務 分 掌
地域保健課	医事薬事係 TEL 234-5107		1. 医事に関する事項 2. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 3. 薬事に関する事項 4. 毒物及び劇物に関する事項
	感染症対策係 TEL 234-5116		1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2. 養育医療に関する事項 3. 育成医療に関する事項 4. 小児慢性特定疾病医療支援に関する事項 5. 感染症診査協議会に関する事項
	食育健康係 TEL 234-5102		1. 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2. 専門的な栄養指導等に関する事項
衛生指導課	環境衛生係 TEL 234-5114		1. 環境衛生関係営業に関する事項 2. そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3. 温泉法に関する事項 4. 水道法に関する事項 5. 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 6. 家庭用品の監視指導に関する事項
	動物愛護管理係 TEL 258-9070		1. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項 2. 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 3. 化製場等に関する法律に関する事項 （犬の飼養又は収容のための施設に関する事項に限る。）
	民泊適正運営指導室 TEL 234-5111		1. 住宅宿泊事業に関する事項 2. 旅館業に関する事項
	食品安全対策室 TEL 234-5112		1. 食品の安全性の確保に関する事項 2. 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3. 食品衛生関係営業に関する事項 4. 給食施設の衛生管理の指導に関する事項
試験検査課	理化学検査係 TEL 234-5131		1. 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	微生物検査係 TEL 234-5131		1. 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	環境監視係 TEL 234-5124		1. 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に関する事項
	食肉衛生検査所 TEL 257-1402	検査第1係 検査第2係	1. と畜場法に関する事項 2. と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 4. 化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。） （精密検査を実施する場合において、検査第1係は理化学又は残留物に係る検査を、検査第2係は病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。）

こども未来局

課	係・室	事 務 分 掌
子育て支援課	企画庶務係 TEL 220-2285	1. 児童福祉及び少子化対策の推進に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 金沢市育英会奨学資金に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	家庭福祉係 TEL 220-2285	1. 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 2. 助産施設及び母子生活支援施設に関する事項 3. 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項 4. 女性の保護更生に関する事項
	児童育成係 TEL 220-2279	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 児童館に関する事項 3. 放課後児童クラブに関する事項
	児童家庭相談室 TEL 220-2422	1. 子どもの貧困対策の推進に関する事項 2. 児童及び家庭に係る相談及び支援に関する事項
	城北児童会館 TEL 251-0444	1. 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2. 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3. 城北児童会館の管理運営に関する事項
保育幼稚園課	企画庶務係 TEL 220-2299	1. 就学前の子どもの教育・保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 市立保育所に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他係に属しない事項
	利用支援係 TEL 220-2299	1. 教育・保育施設の利用支援に関する事項 2. 教育・保育施設の利用調整に関する事項 3. 教育・保育施設の利用者負担に関する事項
	施設係 TEL 220-2299	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 教育・保育施設の整備及び支援に関する事項 3. 地域型保育事業に関する事項 4. 認可外の保育事業に関する事項
	給付係 TEL 220-2299	1. 教育・保育施設の給付に関する事項

センター・係		事 務 分 掌
青少年健全育成 センター TEL 243-1039	青少年健全育成 係	1. 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2. 青少年の育成に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3. 学習用教材の収集及び貸出に関する事項 4. 教育プラザの施設の維持管理に関する事項
	長土堀青少年交流センター TEL 220-2102	1. 青少年教育の推進に関する事項 2. 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3. 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 4. 青少年野外体験施設に関する事項 5. 長土堀青少年交流センターの管理運営に関する事項
	少年育成支援室 TEL 220-2457	1. 地域青少年健全育成推進団体等の支援に関する事項 2. 少年の補導に関する事項
こども相談 センター TEL 243-1081	庶務係	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 要保護児童対策地域協議会に関する事項 （代表者会議に関する事項に限る。）
	児童相談所 TEL 243-4158	1. 児童等に係る必要な調査に関する事項 2. 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 3. 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4. 里親に関する事項 5. 要保護児童対策地域協議会に関する事項 （代表者会議に関する事項を除く。）
		心理判定係 1. 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項
		一時保護係 1. 児童の一時保護に関する事項
幼児教育センター TEL 243-1018	幼児教育係	1. 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関する事項 2. 幼児教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3. 幼児教育センターの庶務に関する事項 4. 他係に属しない事項
	発達相談係	1. 幼児教育及び保育に係る相談に関する事項 2. 幼児相談室に関する事項

第2 福祉政策課

I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況

1 民生委員・児童委員〔民生委員法、児童福祉法〕

本市には1,125名（うち主任児童委員111名）の民生委員・児童委員が約200世帯を担当区域として配置されており、また地区民生委員児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を1単位として54地区民生委員児童委員協議会が組織されている。

民生委員・児童委員の人数

（令和3年4月1日現在）

番号	地区名	民生委員・児童委員 定数	主任児童委員 定数	計	番号	地区名	民生委員・児童委員 定数	主任児童委員 定数	計
1	野 町	15	2	17	29	栗 崎	16	2	18
2	中 村	22	2	24	30	大 野	4	2	6
3	十一屋	22	2	24	31	戸 板	25	2	27
4	弥 生	17	2	19	32	大 徳	52	3	55
5	泉 野	19	2	21	33	金 石	16	2	18
6	新 堅	14	2	16	34	二 塚	14	2	16
7	菊 川	18	2	20	35	川 北	19	2	21
8	小立野	23	2	25	36	内 川	3	2	5
9	材 木	23	2	25	37	犀 川	11	2	13
10	味噌蔵	19	2	21	38	安 原	18	2	20
11	長 町	9	2	11	39	湯 涌	5	2	7
12	松ヶ枝	10	2	12	40	額	19	2	21
13	長土堀	15	2	17	41	押 野	18	2	20
14	芳 斉	10	2	12	42	浅 川	39	3	42
15	長 田	15	2	17	43	森 本	37	3	40
16	此 花	8	2	10	44	伏見台	31	2	33
17	瓢 箪	12	2	14	45	夕日寺	9	2	11
18	馬 場	12	2	14	46	長坂台	20	2	22
19	浅 野	16	2	18	47	千 坂	23	2	25
20	森 山	22	2	24	48	新神田	16	2	18
21	諸 江	31	2	33	49	西	13	2	15
22	富 樫	21	2	23	50	西南部	21	2	23
23	米 丸	30	2	32	51	三 和	18	2	20
24	三 馬	31	2	33	52	米 泉	15	2	17
25	崎 浦	33	2	35	53	扇 台	18	2	20
26	小 坂	24	2	26	54	四十万	15	2	17
27	鞍 月	18	2	20	計		1,014	111	1,125
28	浅野川	10	2	12					

2 地区社会福祉協議会

おおむね小学校通学区域を単位に54の地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の地域福祉活動を展開している。また、各協議会では、民生委員児童委員協議会に関することはもとより、各福祉関係機関・団体等の事務を行っている。協議会は独自に事業を計画しているが、特に市の委託事業については、令和3年度において102,100千円の委託料を交付し、地域社会の福祉の向上を図っている。

- ① 老人福祉の積極的推進に関する事項
- ② 身体障害者及び知的障害者の福祉向上に関する事項
- ③ 地区社会福祉協議会組織の充実強化に関する事項
- ④ ボランティアの育成活動強化に関する事項
- ⑤ 児童健全育成事業の推進に関する事項

3 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進母体として期待されている、市・地区社会福祉協議会の基盤整備と、地域の実情に応じた活動の奨励・支援を行うことにより、地域福祉活動の一層の充実を図る。

令和3年度実施事業

- (1) 福祉コミュニティ活性化事業
- (2) 地区社会福祉協議会の備品整備事業
- (3) 地域福祉活動相互啓発活性化事業
- (4) いきいき福祉バス助成事業
- (5) 自主財源確保のための取り組み推進事業

4 善隣館の推移と現況

大正11年6月石川県における民生事業の先覚者安藤謙治氏ほか43名が社会改良委員（民生委員の前身）に任命され、善隣活動を開始し、民生事業の推進と近隣者の互信互助を標榜し、本市の社会福祉事業の基盤を築いた。

さらに、同氏は昭和9年に地域住民の教養、経済さらには保健の向上等を図るため、その活動の拠点として第一善隣館を創設し、これが契機となり現在では11館の善隣館が開設され保育事業、地域デイサービス事業、生活相談等それぞれの地域の実情に即した事業を独自の立場で運営して多大な成果をあげている。

また、善隣館の相互の連携と活動の充実を図るため、11館の善隣館で組織する金沢市善隣館協議会が平成27年4月に設立された。

善隣館の設置状況

（令和3年4月1日現在）

経営主体	名 称	所 在 地	代 表 者	創立年月日	電 話	FAX
社福法	第一善隣館	野町3丁目1-15	理事長 安藤謙治	昭9.9.1	241-4030	241-4072
〃	第三善隣館	小将町8-23	理事長 宮村忠利	昭10.3.1	221-0962	221-0961
〃	第四善隣館	泉野町1丁目1-25	理事長 紙尾哲夫	昭13.6.8	241-3316	241-3316
〃	馬場福祉会	東山3丁目29-22	理事長 本江他佳志	昭14.9.1	252-1414	252-3915
〃	新堅善隣館	鱒町62-1	理事長 宮口優	昭18.10.1	231-0258	231-0260
〃	永井善隣館	菊川2丁目8-13	理事長 新谷壽久	昭15.11.1	231-3429	231-2454
〃	小立野善隣館	小立野5丁目1-5	理事長 吉田昭生	昭15.10.1	261-2755	261-2755

経営主体	名 称	所 在 地	代 表 者	創立年月日	電 話	FAX
社福法	森山善隣館	森山2丁目18-4	理事長 藤 美 枝 子	昭17.12.20	252-0817	252-3261
〃	材木善隣館	材木町13-40	理事長 鈴 見 光 一	昭30.10.6	222-1380	222-1380
〃	中村町善隣館	御影町21-11	理事長 森 田 輝 雄	昭35.4.20	226-6888	226-6866
〃	栗崎善隣館	栗崎町1丁目4	理事長 遠 田 敬	昭18.4.1	238-3720	238-3723

5 善隣館活動復興推進事業

地域福祉活動の拠点として、長年、本市の福祉発展に寄与してきた善隣館活動の思想を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうとともに、その地域住民主体の活動を継承し、さらに発展させるため、次の事業を実施する。

(1) 善隣館施設整備費補助

善隣館の施設整備費の3分の2を補助し、施設整備の充実を図る。

(2) 善隣館活動復興推進事業

善隣館活動普及推進事業

善隣館が行う啓発・地域交流、地域住民の参画による地域福祉活動等の事業に対して補助を行うことにより、善隣館の活性化を図るとともに、コミュニティの再生を図る。

6 地域安心生活支え合い事業

一人暮らし高齢者等が地域で安心して生活できる基盤を市内全域で構築するための地域住民主体の生活サポート体制をつくる。

事業対象地区は令和3年度までに順次拡大予定。

(事業主体は各地区の社会福祉協議会)

① モデル地区（平成25年～27年度の3年間）

新堅、米丸

② 平成28～令和2年度着手した地区

十一屋、中村、浅川、千坂、長田、諸江、伏見台、西南部、内川、長町、味噌蔵、浅野、夕日寺、西、浅野川、米泉、三和、菊川、芳斉、小立野、崎浦、小坂、大徳、栗崎、四十万、押野、泉野、此花、瓢箪、湯涌、馬場、森本、金石、鞍月、富樫、新神田、野町、弥生、松ヶ枝、材木、森山、大野、川北、三馬、二塚

③ 令和3年度新たに着手する地区

長坂台、長土堀、犀川、戸板、額、扇台、安原

④ 事業内容

(見守りネットワーク)

支援を必要とする人の困り事を把握し、孤立を防ぐネットワークを地域住民、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、地域包括支援センター、事業者などによる重層的な見守りネットワークを構築する。

(生活支援サービス)

ちょっとした困り事（除雪、ゴミ出し、電球交換など）に対して住民ボランティアが支援を行う。

(地域支え合い推進マニュアル)

モデル地区の事業推進過程を整理し、新たに事業着手する地区でも活動を取り組みやす

くするため、組織化、活動手順などの推進マニュアルを平成27年度に作成。

（地域支え合い実務者研修会）

各地区における地域支え合い活動の実務者を育成するために研修会を開催。

7 地域の身近な福祉相談窓口事業（金沢市地域福祉計画 2018 具現化事業）

社会的援護を要する人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者の早期発見から支援に繋がる構築を図るため、地域の既存施設を活用し、身近な福祉相談窓口を設置している。

（平成30年度開設地区）

十一屋、新塀、内川、中村、瓢箪、小立野、味噌蔵、馬場、森山、戸板、西、鞍月、富樫、伏見台、米丸、押野

（令和元年度開設地区）

野町、長町、此花、湯涌、浅川、浅野、夕日寺、長田、大野、浅野川、栗崎、三馬、扇台、米泉、安原、新神田

（令和2年度開設地区）

泉野、菊川、弥生、長土堀、材木、崎浦、犀川、小坂、森本、千坂、大徳、金石、川北、諸江、二塚、三和

（令和3年度開設地区）

長坂台、松ヶ枝、芳斉、額、四十万、西南部

Ⅱ 社会福祉一般

1 社会福祉功労賞

永年、善隣の精神を率先して実践し、広く市民の福祉の増進に顕著な功績があったと認められる方に、金沢市社会福祉功労賞を贈呈し、これを顕彰する。

(1) 創 設 年 度	平成4年度		
(2) 贈 呈 式	11月3日	文化の日	金沢市文化ホール
(3) 受 賞 者	平成4年度	山崎 武雄 氏	平成29年度 小竹 弘文 氏
	平成5年度	加納 實 氏	國枝 徳雄 氏
	平成8年度	山田 耕 氏	令和元年度 山森 太兵 氏
	平成9年度	砂走 孝順 氏	高田 千都恵氏
	平成10年度	久木 吉次 氏	河上 進 氏
	平成14年度	神保外巳雄 氏	令和2年度 吉田 昭生 氏
	平成21年度	奥 清 氏	片岡 正子 氏

2 福祉奉仕活動賞(ともしび賞)

市民の福祉奉仕活動を奨励するため、地道な日常活動を通し、本市の社会福祉の向上に貢献した個人及び団体を表彰する。

- | | | | |
|-------------|---|-----------|-----------------|
| (1) 創 設 年 度 | 昭和63年度 | | |
| (2) 表彰の名称 | 金沢市ともしび賞 | | |
| (3) 表彰対象者 | <p>① おおむね10年以上にわたり地道に福祉奉仕活動を続け、社会福祉の向上に著しく貢献している個人又は団体</p> <p>② その他福祉奉仕活動の振興発展に著しく貢献し、他の模範となっている者</p> | | |
| (4) 表 彰 人 員 | 平成29年度 | 0 個人、4 団体 | 令和元年度 1 個人、3 団体 |
| | 平成30年度 | 0 個人、3 団体 | 令和2年度 1 個人、2 団体 |

3 福祉活動育成基金の設置

(1) 基金の設置目的

平成3年度に福祉関係基金（福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金）を統合し、新たに福祉活動育成基金を設置し、従来の福祉ボランティア活動、障害のある方の福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図る。

(2) 令和3年度当初基金現在高等

令和3年度当初基金現在高	2,220,886千円
令和3年度積立予算額	10,000千円

4 金沢市福祉ボランティア活動育成事業

(1) 目 的

昭和58年度からボランティアグループに対し活動費の助成を行い、福祉ボランティア活動に伴う経済的な負担を軽減することによって、市民の善意による福祉ボランティア活動のより一層の推進を図っている。

(2) 助 成 対 象

市内を主な活動場所とし、具体的な福祉ボランティア活動を行っている10名以上の団体

(3) 対 象 経 費

対象となる経費は、ボランティア活動用の資器材購入費、研修費、通信費、会場借上費、消耗品費など

(4) 助 成 実 績

年 度	グループ数	助 成 額	年 度	グループ数	助 成 額
平成21	107	4,804,000	平成27	118	4,808,000
〃 22	110	4,796,000	〃 28	117	4,741,000
〃 23	115	4,807,000	〃 29	97	4,773,000
〃 24	108	4,793,000	〃 30	104	4,742,000
〃 25	106	4,857,000	令和元	89	4,495,000
〃 26	115	4,827,000	〃 2	61	2,575,000

5 社会福祉施設耐震診断費等補助事業

(1) 目 的

高齢者、子ども、障害のある方等の安全を確保するため、高齢者施設、私立保育所、乳児院、児童養護施設、障害者自立支援施設等の社会福祉施設の耐震化を促進する。

(2) 事 業 内 容

社会福祉施設の耐震診断、耐震設計に要する経費の一部を助成する。

補助率 2／3（万円未満切り捨て） 限度額なし

(3) 対 象 施 設

昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造以外の社会福祉施設で、耐震改修工事の際に、国による既存の補助金等の交付とそれに伴う市補助の対象となることが見込まれるか、又は市補助制度の対象となるもの（私立保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、児童養護施設、高齢者施設〔養護老人ホーム、特別養護老人ホーム〕、障害者支援施設、救護施設、善隣館）

6 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の設置、増改築、整備若しくは経営又は介護保険サービス施設等の経営に要する資金を貸付し、福祉事業の振興を図る目的で昭和49年度から発足した。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

次に掲げる補助金等の交付、貸付又は支払の決定等を受けた者とする。

- ① 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、又は公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金
- ② 独立行政法人福祉医療機構又は石川県社会福祉事業振興資金貸付要綱に基づく借入金
- ③ 措置費等
- ④ 介護報酬、障害福祉サービス報酬等

(3) 貸付限度額

- ① 補助金及び借入金 交付又は貸付け決定のあった額
- ② 措置費等又は介護報酬、 500万円の範囲内で施設又は事業所ごとに市長が認める額
障害福祉サービス報酬等

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

7 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の新築、増改築又は用地の取得に要する資金の貸付けをし、福祉事業の振興を図る。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

本市の区域内において、社会福祉施設を設置し、かつ、経営する社会福祉法人とする。

(3) 貸付限度額

1 社会福祉法人が行う 1 回の整備に対する貸付金の額は、社会福祉施設の整備などに要する資金の額の 3 分の 2 以内で、100,000 千円を超えないものとする。

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

8 日本赤十字社金沢市地区事業

日本赤十字社は、世界190国の各国赤十字社と協力して、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、海外災害罹災者救援や紛争犠牲難民の救援活動等の国際赤十字活動を積極的に推進し、また国内活動においても、災害救援事業、献血思想普及事業、奉仕団育成事業など各種事業の推進に努力している。

石川県支部金沢市地区においては、次の事業を行っている。

(1) 事業内容

- ① 災害援護活動〔令和2年度救護品（罹災4世帯）〕 毛布14枚
- ② 血液事業の推進
- ③ 救急法等講習会の推進
- ④ 社員増強運動の実施

(2) 社資募集状況

区分 年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率 （％）	区分 年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率 （％）
平成 25	65,800,000	48,151,483	73.2	〃 29	51,042,000	43,883,998	86.0
〃 26	51,042,000	46,907,829	91.9	〃 30	51,042,000	40,993,861	80.3
〃 27	51,042,000	44,447,603	87.1	令和 元	51,401,000	39,133,389	76.1
〃 28	51,042,000	47,677,021	93.4	〃 2	51,401,000	40,114,156	78.0

9 金沢市松ヶ枝福祉館

- (1) 目 的 福祉のまちづくりを推進する拠点施設として各種事業を展開する。
- (2) 所 在 地 高岡町7番25号
- (3) 開 館 平成8年4月1日
- (4) 入 館 団 体 金沢市社会福祉協議会 金沢市身体障害者団体連合会
金沢手をつなぐ親の会 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会
金沢市聴力障害者福祉協会 金沢保護区保護司会

10 金沢福祉用具情報プラザ

- (1) 目 的 身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図る。
- (2) 所 在 地 本町1丁目10番1号
- (3) 開 館 平成14年6月1日
- (4) 事 業 展示事業、相談事業、情報事業、学習事業、市民交流事業等
- (5) 利 用 状 況

年 度	来館者数	相談件数
平成28	37,273	3,076
〃 29	35,378	3,173
〃 30	38,369	3,273
令和元	35,928	3,278
〃 2	22,171	2,756

11 社会福祉審議会の設置

中核市移行に伴い、社会福祉法第7条の規定により、平成8年4月設置した。

- (1) 目 的 社会福祉の施策に関する事項を審議する。
- (2) 専門分科会 審議会に民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会を設置している。

12 高齢者等権利擁護窓口

- (1) 目 的 判断能力が不十分な障害のある方や高齢者に係る成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援及びひとり親家庭の養育費に関する相談を行う。
- (2) 所 在 地 高岡町7番25号
金沢市社会福祉協議会内 金沢権利擁護センター
- (3) 開 設 平成19年4月

(4) 利用状況

年度	相談件数
平成28	8,214
〃 29	7,495
〃 30	7,143
令和元	7,422
〃 2	7,810

Ⅲ 戦争犠牲者の援護

1 戦没者慰霊式

本市における戦没者は6,966柱である。この戦没者の霊に対し、冥福を祈るため毎年慰霊式が行われており、昨年も10月3日、金沢市文化ホールにおいて来賓遺族約200名の参列のもとにしみやかに挙行された。

2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護

旧軍人が永年勤務して退職したとき、公務のためけがをしたり、病気にかかったとき、又は公務のため死亡した者の遺族等に対して援護を行う。

市内に居住する方から提出される特別給付金などの請求書類を確認のうえ、本属庁へ送付する。

給付の概要

給 付 の 種 類		受 給 資 格
名 称	適 用 法 律	
普 通 恩 給	恩 給 法	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入して規定年数を超える者
一 時 恩 給	〃	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入しても規定年数に満たない者
一 時 金	〃	軍人として、断続する実在職年を合わせれば3年以上になる者
公務扶助料	〃	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族
普通扶助料	〃	普通恩給を受ける権利を有する者の遺族
一時扶助料	〃	一時恩給を受ける権利を有する者の遺族
遺 族 年 金	戦 傷 病 者 戦 没 者 等 援 護 法	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族で、恩給法の適用を受けない者
遺族給与金	〃	準軍属の遺族で、恩給法の適用を受けない者
特別給付金	戦傷病者等の妻に対する 特別給付金支給法	昭和12年7月7日以降公務により傷病を受けて心身障害となった軍人等の妻
	戦没者等の父母等に対する 特別給付金支給法	戦死した者の父母、祖父母で姓を同じくする子、孫のない扶助料等の受給資格者
	戦没者等の妻に対する 特別給付金支給法	戦死した者の妻で、扶助料等の受給資格者
特別弔慰金	戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法	扶助料等の受給資格を有する者のない戦没者等の遺族

Ⅳ 高齢者福祉一般

1 高齢者福祉の背景

○高齢者の年次別推移

(各年7月1日現在)

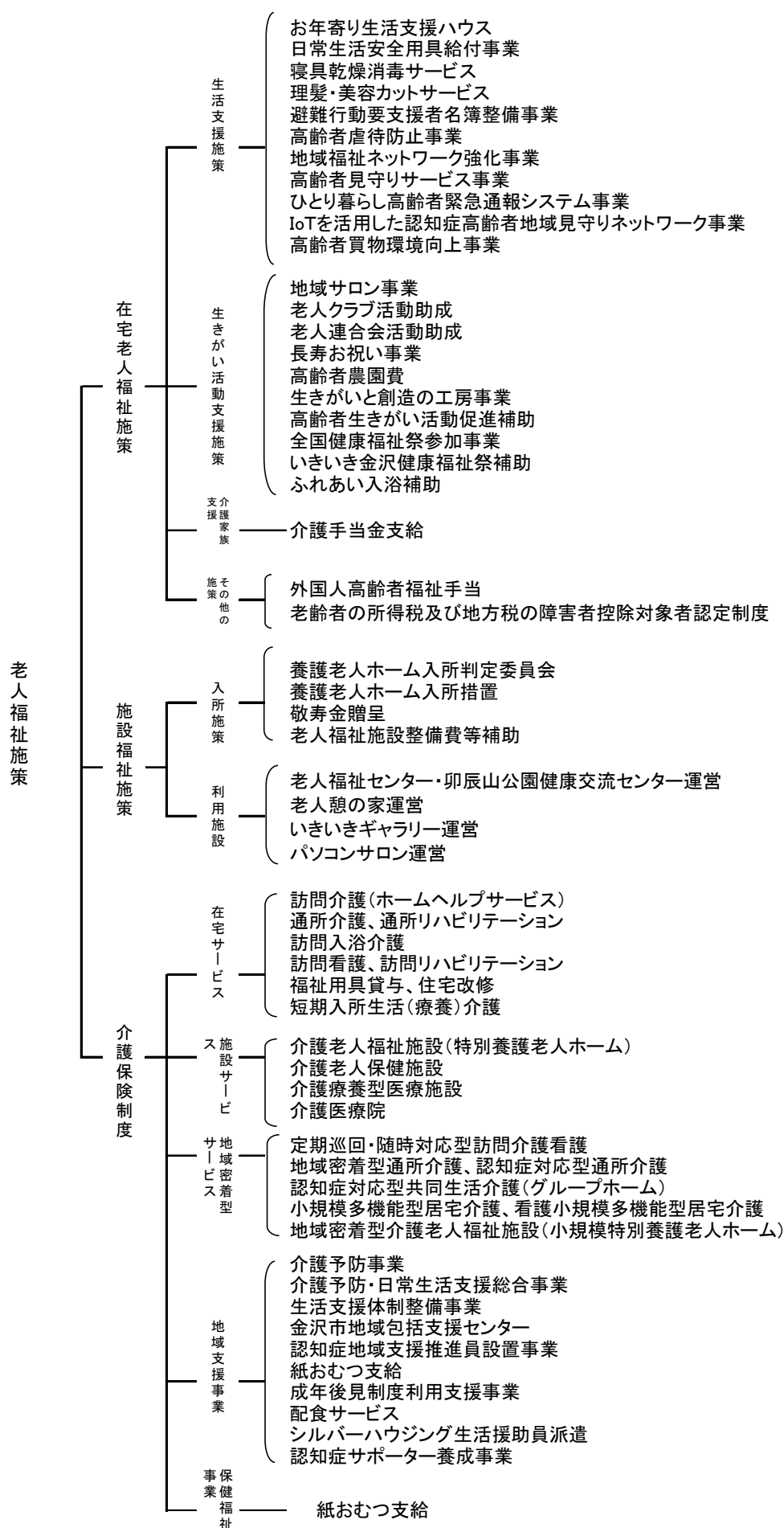
年 度	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	構成比 $\frac{(B)}{(A)}$	ひとり暮らし 高 齢 者	在宅ねたきり 高 齢 者
平成12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
〃 13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
〃 14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
〃 15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
〃 16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
〃 17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
〃 18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024
〃 19	442,500	86,534	19.6	12,968	2,271
〃 20	443,092	89,626	20.2	13,489	1,736
〃 21	443,862	92,636	20.9	13,590	1,267
〃 22	445,418	94,334	21.2	13,888	1,134
〃 23	446,133	94,568	21.2	15,718	1,324
〃 24	446,755	98,381	22.0	16,074	1,180
〃 25	451,749	104,306	23.1	16,553	1,068
〃 26	452,532	108,934	24.1	18,570	1,308
〃 27	453,643	112,231	24.7	18,632	1,008
〃 28	454,423	114,819	25.3	19,029	1,119
〃 29	454,406	116,752	25.7	19,046	1,273
〃 30	453,784	118,141	26.0	19,881	790
令和元	452,567	119,342	26.4	19,894	732
〃 2	451,550	120,660	26.7	—	—

(1)人口は住民登録人口による。

(2)ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市高齢者福祉保健台帳」による。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者福祉保健台帳調査を中止したため、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は不明。

2 高齢者福祉施策の体系



3 高齢者生活支援施策

- (1) お年寄り生活支援ハウス（平成12.10発足）（委託先：社会福祉法人洋和会、定員5名）

在宅復帰を目的に、ひとり暮らしが困難な高齢者等を対象に一定期間、生活援助員の指導のもと、各種生活支援サービスを実施する。

場所 シニアタウン21 2階（山科町午40番地1）

- (2) 日常生活安全用具給付等事業

【ひとり暮らし・高齢者夫婦等世帯対象】

自動消火器（昭和59.4発足）、ガス漏れ警報器（昭和57.4発足）、電磁調理器（平成5.4発足）高齢者宅に防火安全用具を給付し、日常生活の安全を守る。

区分 年度	設 置 数		
	自動消火器	ガス漏れ警報器	電磁調理器
平成21	50	33	47
〃 22	36	14	64
〃 23	37	14	42
〃 24	22	10	43
〃 25	20	7	35
〃 26	17	6	33
〃 27	11	6	28
〃 28	17	8	25
〃 29	17	10	27
〃 30	24	9	23
令和元	18	5	23
〃 2	10	4	19

- (3) 寝具乾燥消毒サービス（昭和50.4発足）

日頃使用している寝具を、洗濯ならびに乾燥消毒を行うことにより快適な環境をつくり健康保持、増進に寄与する。民生委員等を通じ、利用申し込みのあった者に対し、委託業者が乾燥消毒については年9回、水洗いについては年3回、年間スケジュールにより巡回集配処理する。

対 象 者 (1) 3か月以上ねたきりまたは重度認知症の65歳以上の高齢者

令和2年度末現在登録者数 152 人

(2) ヘルパーの訪問する65歳以上のひとり暮らしの高齢者

令和2年度末現在登録者数 73 人

- (4) 理髪・美容カットサービス（昭和58.9発足）

65歳以上のねたきりまたは重度認知症の高齢者の衛生の向上、健康保持のため、理・美容業者が自宅へ出張して理美容サービスを実施する。

令和2年度 年2回 延利用者 145 人

- (5) 避難行動要支援者名簿整備事業（平成28.3配備開始）

災害時に自力で避難することが困難と思われる高齢者や障害のある方などの支援を目的として避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ地域に配備する。

名簿配備先 自主防災組織、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会会長、消防分団、金沢市(福祉政策課、障害福祉課、危機管理課、消防局)

令和3年2月現在の対象者(35,485人)のうち、平常時から地域の支援関係者への情報提供同意者 28,671人

(6) 高齢者虐待防止事業（平成18. 実施）

高齢者虐待防止と早期発見、対応のため関係機関と連携し、研修会や緊急保護などを実施

(7) 地域福祉ネットワーク強化事業（昭63. まちぐるみ福祉活動推進事業発足、平11. 4 制度改正）

すべての市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉のネットワークを構築するため、民生委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進チームを組織し、地域の高齢者等が安心して生活できる地域社会の実現を地域住民の理解と協力を得ながら推進する。

(8) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業（平成30. 実施）

75歳以上のひとり暮らしの高齢者等の安全・安心を確保するため、火災警報器と人感センサーに連動する緊急通報装置を導入し、コールセンターで24時間対応する見守りシステムを構築する

(9) I o Tを活用した認知症高齢者地域見守りネットワーク事業（平成31. 実施）

認知症高齢者の外出時の安全・安心を確保するため、小型タグ、感知器及びスマートフォンアプリを活用した地域見守りネットワークを構築する。

(10) 高齢者買物環境向上事業（平成29. 6 発足）

運転免許証を返納された方をはじめ、自家用車や公共交通機関の利用が困難な高齢者世帯の方に必要に応じて食料品や日用品等の定期的な宅配サービスを利用してもらうことで、買物環境の充実を図る。

対象者 75歳以上の方（ただし世帯員全員が65歳以上の場合に限る）

4 生きがい活動支援施策

(1) 地域サロン（平成12. 4 発足）

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援するために、おおむね小学校区に1か所地域サロンを開設する。

- 活動内容
- 手作り教室
 - 小、中学生との世代間交流
 - 健康教室等

委 託 先 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

運営委託料 1か所あたり月額70千円上限（経費の2／3相当）

会場数割 1会場あたり 年額7,200円

活動費割 年間48回以上開催実績のある地区に30,000円

施設整備補助 1か所あたり1,000千円上限（同上）

(2) 老人クラブ活動助成（昭和38. 4発足）

- ① 運営助成金 年額1クラブ当たり 46,560円助成
（クラブの1会員に60円を乗じた額を加算）

- ② 金沢市老人連合会 年額 8,498 千円（令和2年度実績）

老人クラブ数の推移

年度	助成対象のクラブ	年度	助成対象のクラブ	年度	助成対象のクラブ
平成21	281クラブ	平成25	286	平成29	289
〃 22	286	〃 26	288	〃 30	288
〃 23	284	〃 27	284	令和元	282
〃 24	288	〃 28	291	〃 2	279

- (3)長寿お祝い事業 (昭和46. 4 発足)〔金沢市敬老福祉金支給条例〕
 (平成13. 4 改正)〔金沢市長寿お祝い金条例〕
 (平成17. 4 経過措置を廃止)
 (平成20. 4 改正) 支給対象年齢及び金額を改正
 (平成27. 4 改正)〔金沢市長寿お祝い条例〕

長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに敬老の意を表すため、長寿お祝い金又は長寿お祝い品を贈呈する。

満100歳 長寿お祝い金 年額50,000円、満88歳 長寿お祝い品 記念品

対 象 者 年度内に満100歳および満88歳の誕生日を迎える方で、本市に支給日（9月15日）
 現在1年以上引き続き住民登録をして居住している方

年度	区分	支給額（1件当たり）	人 数	金額（千円）
平成21年	100歳以上	30,000	166	4,980
	99歳	30,000	104	3,120
	88歳	30,000	1,493	44,790
〃 22年	100歳以上	30,000	166	4,980
	99歳	30,000	104	3,120
	88歳	30,000	1,493	44,790
〃 23年	100歳以上	30,000	196	5,880
	99歳	30,000	117	3,510
	88歳	30,000	1,352	40,560
〃 24年	100歳以上	30,000	219	6,570
	99歳	30,000	154	4,620
	88歳	30,000	1,515	45,450
〃 25年	100歳以上	30,000	253	7,590
	99歳	30,000	132	3,960
	88歳	30,000	1,673	50,190
〃 26年	100歳以上	30,000	253	7,590
	99歳	30,000	135	4,050
	88歳	30,000	1,782	53,460
〃 27年	100歳	50,000	123	6,150
	88歳	記念品	3,025 (うち経過措置者1,013)	—
〃 28年	100歳	50,000	114	16,938
	88歳	記念品	2,192	—
〃 29年	100歳	50,000	135	16,804
	88歳	記念品	1,981	
〃 30年	100歳	50,000	122	17,936
	88歳	記念品	2,292	
令和元年	100歳	50,000	121	16,492
	88歳	記念品	2,238	
〃 2年	100歳	50,000	144	18,472
	88歳	記念品	2,376	

(4) 高齢者農園費（昭和48.4発足）

老人福祉センター併設農園

農園場所 老人福祉センター万寿苑、松寿荘および鶴寿園の隣接地

申込資格 金沢市内に住所を有する60歳以上の方

申 込 先 各老人福祉センター

(5) 生きがいと創造の工房事業（昭和62.4発足）《公益財団法人金沢健康福祉財団へ委託》

高齢者の生きがいを高めるために、陶芸講座、木彫講座および園芸講座を開講

講 座 登 録 予 定 人 数	陶 芸 80人	木 彫 17人	園 芸 25人
開 講 日 数	月 4 回×12月	月 4 回×12月	年 3 回

(6) 高齢者生きがい活動促進費補助（昭和61.4より補助）

高齢者の生きがい推進のため老人連合会主催の体育祭、演芸大会、作品展、健康づくり講座、スポーツ講習会、グラウンドゴルフ大会、老人の日・老人週間事業の開催の必要経費について一部助成する。

令和3年度予算額 2,150千円

(7) 全国健康福祉祭参加事業（平成元発足）

全国健康福祉祭に参加する金沢市の選手に、激励費を贈呈する。

1人当たり 5,000円

(8) いきいき金沢健康福祉祭開催費補助（平成2発足）

いきいき金沢健康福祉祭（ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋等）の開催に補助するとともに、ゆーりんピックの金沢地区予選と位置づけて実施する。

令和3年度予算額 300千円

(9) ふれあい入浴補助（平成7.5発足）

福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し年22回150円で入場できる入浴補助券を交付する。

5 介護家族支援施策

(1) 介護手当金支給（平成元発足）

在宅のねたきり高齢者または重度の認知症高齢者を3か月以上常時介護する方に対し、介護手当金を支給することによりその労をねぎらうとともに、広く市民の高齢者に対する関心と理解を深める。

要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給）の方

支給金額 5,000円（月額）

支給人員 254人（令和2年度末支給人数実績）

支給時期 4月、8月、12月

6 その他の在宅福祉施策

(1) 外国人高齢者福祉手当（平成7.4発足）

大正15年（1926年）4月1日以前生まれで昭和57年（1982年）1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上住民登録がある方で公的年金を受けていない方に月10,000円を年3回に分けて支給する。（所得制限あり）

7 地域支援事業

(1) 生活支援体制整備事業（平成30.実施）

生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者の生活支援や健康づくりの担い手が協働する体制を整備する。

(2) 金沢市地域包括支援センター〔金沢市地域包括支援センター事業実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、虐待防止など高齢者の権利擁護に努め、高齢者の実態やニーズ把握、保健や福祉の情報提供および適切な介護予防マネジメントを行うとともに、高齢者への包括的・継続的なサービス提供が行われる体制の構築を支援する。

市内19箇所設置（平成18.4発足）

※は担当地域の窓口センター

担当福祉健康センター	金沢市地域包括支援センター	住 所
元 町 (元町1-12-12)	き し か わ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内
	ふ く ひ さ	小坂町中83 浅ノ川総合病院内
	か す が	山の上町1番26号ハイロードビル2階
	お お て ま ち	大手町9-1 小池病院デイケアセンター内
	さ く ら ま ち	桜町24-30 宗広病院内
	た が み	田上本町カ45-1 ピカソ内 ※上辰巳町10の211-1 第二金沢朱鷺の苑内
駅 西 (西念3-4-25)	も ろ え	沖町ハ15 金沢病院内
	く ら つ き	鞍月東1-6 シニアホームみらい鞍月内
	え き に し ほ ん ま ち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内
	ひ ろ お か	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内
	か み あ ら や	上荒屋1-39 やすらぎホーム内
泉 野 (泉野町6-15-5)	き た づ か	北塚町西440 ケアハウスあいびす内
	と び う め	飛梅町2-1
	み つ く ち し ん ま ち	三口新町1-8-1 陽風園内 ※三小牛町24の3-1 第三万陽苑内

	な	が	さ	か	泉野出町1-22-26 Belle2ビル内
	い	ず	み	の	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内
	あ	り	ま	つ	有松5-2-24
	や	ま	し	な	山科町午40-1 シニアマインド21内
	ま	が		え	額新保1-351

令和2年度金沢市地域包括支援センター業務実績

相談件数			相談内容別件数（延べ）									
延件数	うち訪問	うち夜間	サービス利用	介護方法	介護保険	介護予防	認知症	虐待	権利擁護	医療	経済関係	その他
50,250	12,818	988	4,169	40,081	30,497	888	7,721	1,252	1,038	8,634	1,408	853

高齢者 実態把握	対応内容別件数（延べ）						
	総合相談	情報提供	連絡調整	訪問等	ケース検討会	ケアマネ支援	その他
	44,565	25,581	14,364	12,818	10,086	2,378	537

介護予防教室等の開催				
転倒予防	認知症予防	自立支援	地域自主活動	家族介護
163	170	147	74	39

ケアプラン作成 （要支援１・２事業対象者）	
給付管理件数	サービス担当者会議
66,901	5,913

地域ケア個別 会議の開催
268

(3) 紙おむつ支給（昭和56.4発足）

在宅の3か月以上ねたきりまたは重度認知症の高齢者に対し紙おむつを給付することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、保健衛生の向上を図る。給付枚数は、本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれの市民税所得割額が、それぞれ69,000円以下の場合に給付する。

市民税所得割額 34,200円以下

1日平型5枚またはテープ型2枚パッド4枚またはパンツ型2枚パッド4枚
34,201円以上69,000円以下

1日平型3枚またはテープ型1枚パッド2枚またはパンツ型1枚パッド2枚

令和2年度3月分支給者数 228人

(4) 配食サービス（昭和61.6発足、平成12.4事業拡大、平成16.4「食」の自立支援事業へ、平成18.4再び配食サービス事業へ）

おおむね65歳以上の調理の困難なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施する。

配食サービス委託先 14事業者（令和3年4月1日現在）

実利用者 876人（令和3年3月現在）

(5) シルバーハウジング生活援助員派遣事業（平成12.10発足）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などサービスを提供する。

区分	名称	高齢者	身体障害者	計	委託先
市営	額新町住宅	18戸	9戸	27戸	公益財団法人 金沢健康福祉財団
	八日市住宅	17戸	3戸	20戸	
	栗崎町住宅	19戸	2戸	21戸	
	田上本町住宅	19戸	2戸	21戸	
県営	平和町住宅	30戸	—	30戸	社会福祉法人陽風園
計		103戸	16戸	119戸	

(6) 認知症サポーター養成事業（平成19. 4 発足）

認知症の高齢者と家族への応援者である認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター養成講座を受講した小売店や金融機関等に、「認知症サポーター認定所」ステッカーを配布することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

令和2年度末 認知症サポーター 34,881人、認定所 793箇所

8 入 所 施 設

(1) 養護老人ホーム等入所判定委員会

老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホーム等の入所に関し適正な措置の実施を図るため、医師、老人福祉施設の長、保健所長、金沢市地域包括支援センターの長および福祉政策課長で構成され、入所措置の要否等について審議する。

(2) 養護老人ホーム入所措置事業（昭和38. 4 発足）

被措置者数及び措置費の年次推移（各年度3月末時点）

（単位：人・円）

区分 年度	金沢市		小松市		穴水町	富山市	高岡市	福井県	措置 人数 計	措置費 計
	向陽苑 崎浦	向陽苑 木曳野	松寿園	自生園	朱鷺 の苑	慈光園	長生寮	第二光が 丘ハウス		
平成21	173		1	13	5	1	1	—	194	340,211,364
〃 22	171		2	12	5	1	1	—	192	340,145,547
〃 23	171		2	13	5	1	1	—	193	335,613,546
〃 24	89	84	1	13	4	1	—	—	192	370,299,585
〃 25	89	85	1	10	3	1	—	—	189	360,645,984
〃 26	92	86	1	11	3	1	—	—	194	362,869,200
〃 27	93	88	2	11	1	1	—	—	196	373,900,039
〃 28	94	91	2	11	1	1	—	—	200	376,291,395
〃 29	100	88	2	12	1	—	—	—	203	386,357,396
〃 30	99	88	3	11	1	—	—	—	202	387,597,591
令和元	103	91	4	12	—	—	—	—	210	391,782,689
〃 2	104	94	4	10	—	—	—	—	212	397,449,822

(3) 敬老金贈呈（昭和43. 4 発足）

金沢市が措置した養護老人ホーム入所者のうち無年金者に贈呈

月 額 2,000円

対 象 者 延12人（令和2年度実績）

9 利 用 施 設

(1) 老人福祉センター等運営《公益財団法人金沢健康福祉財団へ管理委託》

①A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸（草花栽培）を楽しみながら健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として建設され、本市に3施設ある。（なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」として子どもから高齢者まで幅広く利用されている。また、十一屋生きがい交流館については、旧福祉作業センター十一屋ことぶき作業場を廃止し、万寿苑分館として再編したものである。）

建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	金沢市老人福祉センター 万寿苑	万寿苑分館 十一屋生きがい交流館
設 置 主 体	金沢市	左に同じ	左に同じ
設 置 場 所	東長江町辺 2 番 1	大桑町ヤ 1 番地 4	十一屋町 4 番地34
定 員	一 人	250 人	一 人
敷 地 面 積	78,100 m ²	3,306 m ²	3,766 m ²
建 物	1 階 1,739.32 m ² 2 階 707.01 計 2,446.33	1 階 627.55 m ² 2 階 576.37 3 階 326.37 計 1,530.29	1 階 673.05 m ² 2 階 480.35 計 1,153.40
工 期	着 工 平成14年9月24日 竣 工 平成15年12月25日 開 館 平成16年4月9日	着 工 昭和47年11月11日 竣 工 昭和48年7月17日 開 館 昭和48年7月18日	竣 工 平成9年7月2日 (旧金沢市十一屋ことぶき作業場) 開 館 平成27年10月1日
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ	午前9時から午後9時まで (土日祝は、午後5時まで)
休 館 日	水曜日、年末年始	第2および第4日曜日の翌日、 第1・第3および第5日曜日、 国民の祝日（敬老の日を除く）。 ただし、上記に掲げる休館日と 祝日が重なった場合は、その日 とその翌日、年末年始	左に同じ
使 用 料	無料（ただし健康温浴施設及び研修室 の利用を除く。）	60歳以上の市民が対象で無料 (ただし特別室、農園の利用を除く。)	60歳以上の市民が対象で無料
事 業	教 養 講 座 年間 36回 生 花 講 座 年間 12回 日 舞 講 座 年間 48回 民 謡 講 座 年間 24回 謡 曲 講 座 年間 24回 茶 道 講 座 年間 24回 俳 句 講 座 年間 12回 社交ダンス講座 年間 48回 大正琴 講 座 年間 48回 陶 芸 講 座 年間 96回 陶芸講座（自主） 年間 48回	健 康 相 談 年間 2回 教 養 講 座 年間 24回 生 花 講 座 年間 24回 日 舞 講 座 年間 48回 民 謡 講 座 年間 24回 謡 曲 講 座 年間 12回 茶 道 講 座 年間 48回 詩 吟 講 座 年間 48回 手 芸 講 座 年間 24回 民 舞 講 座 年間 48回 大正琴 講 座 年間 24回	陶 芸 講 座 年間 48回 陶芸講座（自主） 年間 96回 木 彫 講 座 年間 24回 介護予防運動教室 年間 48回

木彫講座	年間 48回	陶芸講座	年間 96回
園芸講座	年間 15回	陶芸講座(自主)	年間192回
書道講座	年間 24回	木彫講座	年間 48回
歌謡講座	年間 24回	太極拳講座	年間 24回
のびのび体操	年間 24回	のびのび体操	年間 24回
リズムダンス講座	年間 48回	布ぞうりづくり講座	年間 24回
布ぞうりづくり講座	年間 24回	水墨画講座	年間 24回
		カメラ講座	年間 12回

区分	金沢市老人福祉センター 松寿荘	金沢市老人福祉センター 鶴寿園
設置主体	金沢市	左に同じ
設置場所	金石北3丁目3番33号	額谷町ヌ1番地
定員	250人	250人
敷地面積	2,500 m ²	14,550 m ²
建物	1階 720.18 m ² 2階 620.43 3階 285.11 計 1,625.72	1階 967.87 m ² 2階 690.68 計 1,658.55
工期	着工 昭和52年6月13日 竣工 昭和53年3月15日 開館 昭和53年4月5日	着工 昭和58年7月6日 竣工 昭和59年3月20日 開館 昭和59年4月10日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休館日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使用料	60歳以上の市民が対象で無料 (ただし特別室、農園の利用を除く。)	左に同じ
事業	健康相談 年間 2回 生花講座 年間 24回 日舞講座 年間 48回 民謡講座 年間 48回 謡曲講座 年間 12回 茶道講座 年間 24回 手芸講座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間288回 木彫講座 年間 24回 書道講座 年間 48回 歌謡講座 年間 24回 太極拳講座 年間 24回 介護予防運動教室 年間 48回 筆ペン・ペン習字講座 年間 24回 のびのび体操 年間 48回	健康相談 年間 2回 教養講座 年間 24回 生花講座 年間 24回 民謡講座 年間 24回 謡曲講座 年間 48回 茶道講座 年間 36回 詩吟講座 年間 48回 俳句講座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間192回 木彫講座 年間 48回 書道講座 年間 24回 歌謡講座 年間 24回 詩舞講座 年間 48回 絵画講座 年間 24回 太極拳講座 年間 24回 リズムダンス講座 年間 36回 布ぞうりづくり講座 年間 24回 水墨画講座 年間 24回

	リズムダンス講座 年間 36回	トーンチャイム講座 年間 24回
	樹木剪定 講座 年間 2回	
	樹木雪吊り講座 年間 1回	

卯辰山公園健康交流センター 千 寿 閣			万 寿 苑			万寿苑分館 十一屋生きがい交流館			松 寿 荘		
一階	事務室	1室	一階	事務室	1室	一階	事務室	1室	一階	事務室	1室
	談話室	1室		展示室	1室		作業室	5室		相談室	1室
	軽運動室	1室		談話室	1室		電気炉室	1室		浴 室	3室
	食堂	1室		浴室	2室		材料室	1室		(男女特別浴室を含む)	
	娯楽室	1室		工房	1室		倉庫	1室		休憩室	1室
	ふれあい工房	1室					検査室	1室		デイサービス室	1室
	健康温浴施設(浴室)	2室					荷下	1室			
二階	大広間	1室	二階	大広間	1室	二階	休憩室	1室	二階	大広間	1室
	大実習室	1室		機能回復室	1室		和室	1室		大広間	1室
	研修室(和室)	4室		娯楽室	1室		ふれあいミニホール	1室		食 堂	1室
	研修室(フローリング)	2室		研修室	1室		作業室	1室	三階	研 修 室	1室
			三階	和室	3室					図 書 室	2室
				多目的室	1室						1室

鶴 寿 園		
一階	事務室	1室
	相談室	1室
	浴 室	3室
	(男女特別浴室を含む)	
	娯楽室	1室
二階	休憩室	1室
	図書室	1室
	サンルーム	1室
	大広間	1室
	大研修室	1室
	和室	3室
	機能回復室	1室

年間延べ利用者数

年度	卯辰山公園健康 交流センター 千 寿 閣	金沢市老人 福祉センター 万 寿 苑	金沢市老人 福祉センター 松 寿 荘	金沢市老人 福祉センター 鶴 寿 園	合 計
平成 28	91,237 人	39,089 人	51,928 人	59,220 人	241,474 人
〃 29	85,357 人	39,077 人	50,697 人	55,310 人	230,441 人
〃 30	79,704 人	41,229 人	50,632 人	54,846 人	226,411 人
令和 元	68,941 人	37,322 人	45,763 人	49,723 人	201,749 人
〃 2	22,417 人	21,938 人	19,010 人	24,160 人	87,525 人

②B型老人福祉センター〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置

名 称	設 置 場 所	定員	開館	摘要
金 沢 市 小 立 野 老 人 福 祉 セ ン タ ー	小立野4丁目7番51号	70人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
金 沢 市 栗 崎 老 人 福 祉 セ ン タ ー	栗崎町1丁目3番地	70人	昭和55年4月	公民館、児童館併設

(2) **老人憩の家**〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置。

名称	設 置 場 所	定員	開館（移転）	摘要
金沢市中村町老人憩の家	中村町10番35号	30人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
〃 木曳野老人憩の家	木曳野4丁目284番地	30人	昭和55年10月	児 童 ク ラ ブ 併 設
〃 小坂老人憩の家	小坂町北312番地	30人	昭和55年12月	公民館、児童館併設
〃 鞍月老人憩の家	直江南1丁目1番地	30人	平成24年2月	公民館、児童館併設
〃 瓢箪老人憩の家	彦三町2丁目10番5号	30人	昭和57年4月	公民館、児童館併設
〃 安原老人憩の家	福増町北1067番地	30人	昭和59年4月	出張所、公民館 児 童 館 併 設
〃 森山老人憩の家	森山2丁目11番13号	30人	昭和59年4月	公民館、児童館併設
〃 馬場老人憩の家	東山3丁目9番35号	30人	昭和60年4月	公 民 館 併 設
〃 戸板老人憩の家	戸板1丁目2番地	30人	平成27年10月	公民館、児童館併設
〃 二塚老人憩の家	北塚町西98番地	30人	昭和60年4月	公 民 館 併 設
〃 弥生老人憩の家	弥生1丁目29番13号	30人	昭和61年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野川老人憩の家	大河端西1丁目96番地	30人	昭和61年4月	公 民 館 併 設
〃 崎浦老人憩の家	小立野2丁目41番36号	30人	昭和62年4月	公 民 館 併 設
〃 松寺老人憩の家	松寺町丑42番地	30人	昭和62年4月	公 民 館 併 設
〃 新神田老人憩の家	新神田1丁目1番18号	30人	昭和62年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野町老人憩の家	浅野本町2丁目13番12号	30人	昭和63年4月	児 童 館 併 設

(3) **いきいきギャラリー**

高齢者、障害のある方の社会参加促進と自立支援や生きがいがづくり向上の場を提供する。

- ① 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品（焼菓子、手工芸品、陶芸品等）の展示・販売

- ② 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供

設置場所 ・本店（平成10. 9. 19開設）横安江町商店街（安江町3番16号）
・アンテナショップ（平成17. 8. 1開設）
金沢福祉用具情報プラザ1階内（本町1丁目10番1号）

(4) **パソコンサロン**

ITインストラクター等が配置されたパソコン利用の場を提供することで、対象となる方がパソコンにふれる機会を確保し、趣味や生きがいがづくりに貢献する。

利用対象者 金沢市内に住所を有する60歳以上の方

金沢市内に住所を有する障害のある方（千寿閣・まちなか）

利 用 時 間 午前9時～午後4時（千寿閣 火・木・土、まちなか 月・水・金、鶴寿園・金石 月～金、ただし、老人福祉センター休館日を除く）

場 所 ・千寿閣パソコンサロン（東長江町辺2-1、平成22. 7開設）
・まちなかパソコンサロン（此花町3-2ライブ1地下1階、平成23. 4開設）
・金石パソコンサロン（金石北3-3-33 松寿荘2階、平成27. 12開設）
・鶴寿園パソコンサロン（額谷町ヌ1、平成28. 10開設）

第3 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地：金沢市高岡町7番25号（金沢市松ヶ枝福祉館内）

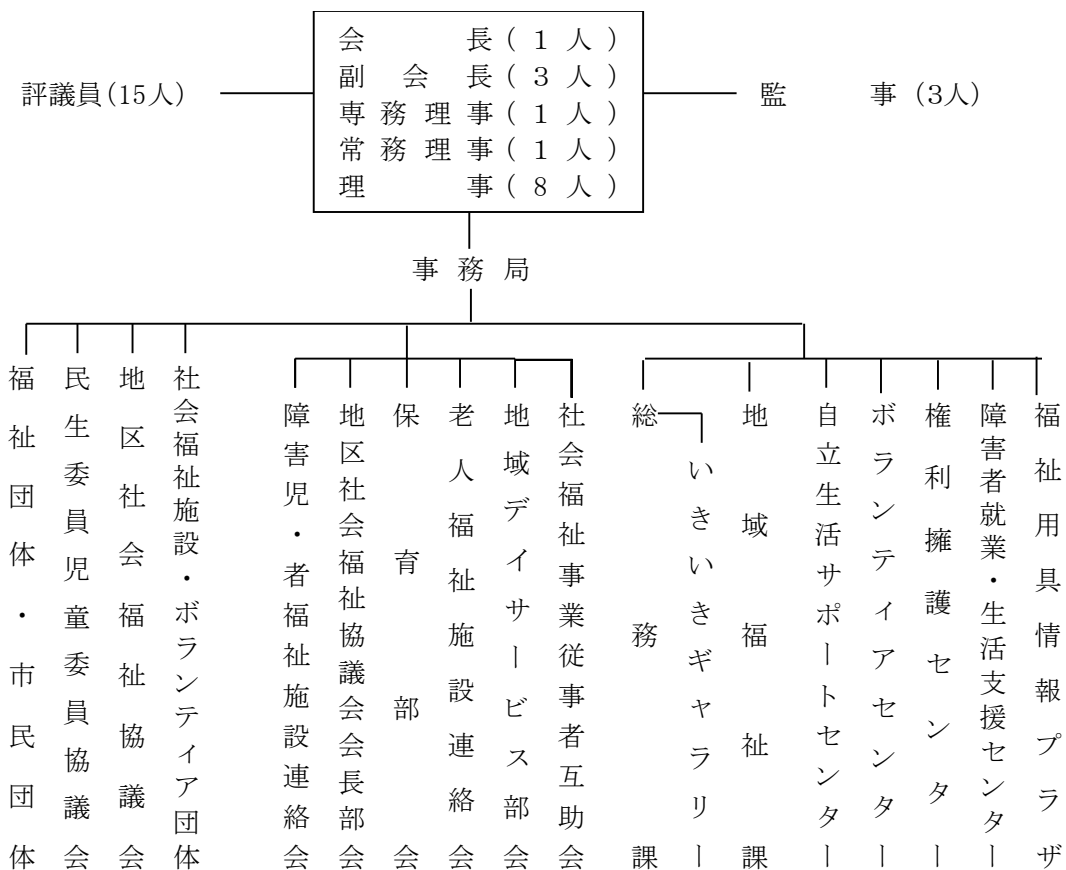
1. 基本方針

コロナ禍により、社会・経済活動が制限され、人と人がふれあうことが難しい状況となる中で、生活困窮者の大幅な増加や、住民の支え合い体制の弱体化、社会的に孤立する人の増加等が深刻化し、加えて、近年の自然災害の多発により、被害を最小限に食い止めるための対策の強化が課題となっている。

このような中で、人と人がつながり、皆が生きがいや役割を持ちながら、助け合って暮らしていくことのできる地域共生社会を早期に実現していくことが大切なことから、国は、社会福祉法を改正し包括的な支援体制を整備すること等を進めており、金沢市においても、地域福祉のさらなる推進を図るべく地域福祉計画や長寿安心プラン、ノーマライゼーションプラン等に基づく取り組みが進められている。

こうした状況を踏まえ、金沢市社会福祉協議会は、コロナ禍における生活困窮者等への支援体制や地域での住民の見守り・支え合い体制、社会的に孤立している人への対応、災害時の対応の強化を図るべく、これまで築いてきた地域住民との協働の仕組みや福祉関係団体・行政等との連携を強化しながら、各種相談支援における専門性の一層の向上に努め、市民が安心していきいきと暮らせる地域共生社会の実現をめざしていく。

2. 組織



3. 重点目標

- ① 地域住民との協働の仕組みや福祉関係団体・行政等との連携強化を図りながら、地域における住民の見守り・支え合い体制や地域の生活課題の解決を図るための体制を充実・強化し、市民が安心していきいきと暮らせる地域共生社会の実現をめざす。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響により生活に困窮する人や判断能力の低下した人、障がいのある人、虐待や引きこもりに直面する人など、社会的に孤立している人々の自立支援に向けた相談支援体制を充実するとともに、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進める。
- ③ 地域福祉の推進に関する調査研究や福祉事業関係者の連絡調整、福祉人材の養成・確保・定着及び質の向上に取り組み、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図る。
- ④ ボランティアセンター機能の充実を図り、市民の地域福祉活動へのさらなる参加の促進を図るとともに、災害ボランティアセンター機能の充実や支援関係機関・団体とのさらなる連携強化を図り、災害時における支援体制を強化する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策の徹底やＩＣＴを活用した地域福祉活動の推進方策の研究に取り組むとともに、関係団体・行政等との連携強化、職員研修体制の充実を図るなど、地域福祉の推進役としての法人の基盤及び機能を強化する。

4. 事業内容

(1) 地域で支えあう仕組みや地域課題の解決を図ることができる体制の充実・強化

④ 新たに生活支援コーディネーター及び支え合いコーディネーター２名を増員することにより１ブロック１人体制を構築し、地域福祉活動を総合的に推進

①地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

〔地区社協会長部会と連携して実施〕

④ ア 情報交換・課題協議

・地区社協会長部会役員会

（５月、６月、８月、９月、１１月、１２月、１月、３月）

・地区社協会長会議（４月、７月、１０月、２月）

・地区社協・民児協ブロック会議（ブロックごとに開催）

・地区社協事務担当者会議（５月、必要に応じてブロックごとに開催）

イ 研修

・地区社協会長研修会（２月）

・地区社協職員研修会（３月）

ウ 活動支援

・相談対応・情報提供等（組織運営、会計、労務管理等）

・地区社協実施事業（市民・地域福祉関係者を対象とした講座、地域サロン、子育てサロン等）実施に係る支援

・地区社協活動の市民への紹介・ＰＲ（ホームページ等）

④ 新 ・コロナ禍における地域福祉活動の取り組み事例集の作成・提供

②民生委員児童委員活動の支援

〔市民生委員児童委員協議会（市民児協）と連携して実施〕

ア 情報交換・課題協議

- ・市民児協役員会（毎月）
- ・市民児協正副会長会議（随時）
- ・市民児協総会（２回）
- ・地区民児協会長定例会（８月を除く毎月）
- ・主任児童委員連絡会理事会（４回）
- ・主任児童委員連絡会全体会議（２～３回）
- ・ブロック別地区社協・民児協会議（ブロックごとに開催）

⑧ イ 研修

- ・地区民児協会長研修会（１回）
- ・民生委員児童委員実務研修会
 - （ア）新任研修【補充】（１回）
 - （イ）新任研修【１期目】（３回）
 - （ウ）中堅研修【２・３期目】（４回）
 - （エ）中堅研修【４期目以上】（２回）
 - （オ）リーダー研修【副会長】（１回）
- ・主任児童委員研修会（２～３回）
- ・ブロック別研修会（各ブロック１回）

ウ 活動支援

- ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等

⑧ ・民生委員児童委員活動の市民への紹介・ＰＲ（ＰＲ活動、パンフレット、ホームページ等）

- ・民生委員児童委員活動保険への加入
- ・全国民生委員児童委員互助共励事業
- ・対応困難ケースの検討

⑧ ③生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みの推進

ア 生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な取組みのコーディネート機能を担い一体的な活動を推進、包括的支援体制構築事業と一体的に実施

イ 協議体を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進

ウ フォーラムの開催（１回）

エ 外部アドバイザーによる育成研修（２回）

オ 生活支援コーディネーター養成研修の参加（１回）

⑨ カ 介護予防の取組みに関するワークショップの開催（３回）

④高齢者が生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた取り組みの推進

ア 公益活動（ボランティアポイント、有償ボランティア等）への参加を促進

イ 高齢者が豊富な知識や経験、技能等を生かし、いきいきと活動している個人・グループの発掘・周知



⑤地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けた取り組みの推進



ア 支え合いソーシャルワーカーを増員配置し、市民が抱える複合的・複雑化した福祉ニーズに対し、必要な支援をコーディネート

イ 地域の身近な福祉相談窓口のバックアップ

ウ 相談者本人および世帯全体が抱える課題の把握・整理・支援プラン作成

エ 様々な相談支援機関等と連絡調整

オ 支援実施状況の把握・指導・助言



カ 市民と協働し、生活課題を抱える方が集う場の開催（6回）

⑥地域の見守り・相談・支援体制の充実



ア 地域の身近な福祉相談窓口設置事業

- ・新たに6地区を増やし、市内54地区において地域の身近な福祉相談窓口を開設し、地域住民による相談助言、情報の提供や、支援機関に迅速につなぐ相談支援体制を構築



イ 地域福祉支援コーディネーターの配置

- ・新たに18地区を追加し、市内34地区において、地域生活課題の把握・整理・解決する機能を強化するための地域福祉支援コーディネーターを配置



ウ 地域安心生活支え合い事業

- ・新たに7地区を追加し、市内54地区において、地域住民主体の見守り・相談・支援など地域安心生活支え合い体制を構築
- ・地域支え合い推進マニュアルの活用
- ・地域支え合い実務者研修会の開催

エ 地域福祉座談会の開催

- ・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協働し、住民の生活上の課題の把握及び対応策の検討を行うための会議の開催

オ まちぐるみ福祉活動推進事業



- ・まちぐるみ福祉活動推進員の役割や活動を紹介する動画作成・動画配信サービス（YouTube等）で公開
- ・まちぐるみ福祉活動ガイドブックの見直し
- ・「まちぐるみ福祉活動ガイドブック」の作成、関係機関等への配布
- ・「すこやか長寿」（パンフレット）の作成、関係機関等への配布
- ・まちぐるみ福祉活動推進員のボランティア活動保険への加入
- ・各地区で実施するまちぐるみ福祉活動推進員研修会への支援（講師派遣・参加）・まちぐるみ福祉活動推進員・民生委員児童委員が対応する困難ケースへの助言、ケース検討会実施の支援等
- ・退任感謝状の贈呈

カ 地域サロン

- ・地域サロンの設置、新規開設の支援
- ・地域サロンの調査研究
- ・ふれあいいきいきサロン全国研究交流集会への参加



- ・地域サロン運営担当者研修（コロナ禍における運営方法の情報交換）
- ・地域サロン運営支援（巡回訪問、広報、情報提供、課題に対する助言）

キ 子育てサロン

- ・子育てサロンの設置、新規開設の支援



ク 児童クラブ

- ・児童クラブの運営支援体制を強化するため、職員1名増員
(地区社協実施の54クラブ)
- ・児童クラブ関係書類の電子化を推進
- ・会計、保険(傷害保険・損害賠償保険)に関する相談対応を強化

ケ 子どもの見守り・支援活動

- ・スクールソーシャルワーカー活動への協力
- ・子どもの生活支援活動(子ども食堂、学習支援、居場所づくり等)実施団体のネットワークづくりの支援

コ 虐待防止、認知症等に関する市民への啓発・研修

- ・金沢市や児童相談所、地域包括支援センター等の関係機関と協力した虐待防止に向けた取り組み
- ・社会福祉士会等の専門職団体と連携した地域福祉関係者等の研修会開催

サ 地域包括支援センターとの連携強化

- ・地域福祉関係者とのネットワークづくりの支援
- ・介護サービス事業者とのネットワークづくりの支援

⑦共同募金運動の支援(金沢市共同募金委員会と連携して実施)

ア 情報交換・課題協議

- ・地区共同募金委員会事務担当者会議(5月)

イ 研修

- ・地区共同募金委員会会長・事務担当者研修会(9月)

ウ 活動支援

- ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等

⑧自主財源確保のための取り組みの推進(市・地区共同募金委員会と連携して実施)

ア 研修

- ・地域福祉活動に必要な財源を安定的に確保することを目的に、具体的な方策を研究・協議

(2) 新型コロナウイルス等の影響により生活に困窮している人や、判断能力の低下した人、虐待や引きこもりに直面する人など、社会的に孤立した人々への相談支援体制の充実

①金沢権利擁護センターの運営

ア 高齢者等の権利擁護に関する相談・支援

- ・成年後見制度の利用に関する相談・支援
- ・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の充実強化
- ・ひとり親家庭に対する経済的安定のための養育費相談

イ 権利擁護に関する人材育成

- ・権利擁護セミナーの開催(2回)
- ・講師派遣(随時)

ウ 研究協議

- ・法人後見・市民後見に関する情報収集
- ・運営委員会の開催(2回)

- ・法人後見の試行的な実施
- エ 広報
- オ 関係機関との連携強化
 - ・職能団体との連携
 - ・金沢市地域包括支援センター、金沢市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所との連携
 - ・金沢市関係部局、家庭裁判所との連携
 - ・介護支援専門員、相談支援専門員等との連携
- カ 職員の資質向上（研修会等への出席）

新 ②成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置し、相談支援員を1名配置

- ア 中核機関の設置・運営
 - ・成年後見制度の広報、周知
 - ・成年後見制度の市民や事業者向け研修の実施
 - ・成年後見制度についての市民や関係機関等からの相談
- イ 成年後見制度利用促進協議会の設置

③金沢自立生活サポートセンターの運営（生活困窮者自立支援制度）

- ア 自立相談支援事業の実施
 - 拡** ・新型コロナウイルス感染症の影響による相談の増加に対応するため、相談体制を強化（相談支援員を2名増員）
 - ・生活困窮者の包括的な相談・支援（電話・来所・訪問）
 - ・支援計画（プラン）の作成とそれに基づくサービスの提供
 - ・支援調整会議の開催
 - ・アウトリーチ支援員による自宅訪問および関係機関等への同行支援
- イ 住居確保給付金の相談対応・申請受付
- ウ 家計改善支援事業の実施
 - ・生活困窮者で家計面に課題のある世帯に対する相談・支援
 - ・家計改善プランの作成、家計表等の作成支援、出納管理等の支援
 - ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ・債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
 - ・公的貸付制度等のあっせん 等
- エ 子どもの学習総合支援事業の実施
 - ・学習支援教室の開催（毎週金曜日、隔週土曜日他）
 - 中学生・高校生の学習支援と居場所づくり
 - 子どもと保護者に対する相談・支援
 - ・学習支援ボランティア（大学生）の研修の実施
 - ・企画・運営ミーティングの開催（隔月）
 - ・交流イベントの開催
- オ 生活困窮者自立支援連絡協議会の開催
 - ・生活困窮者支援団体・関係機関等との連携・情報交換
 - ・地域の課題及びその対応、不足する社会資源等の検討
- カ 関係機関の会議等への出席
 - ・日本司法支援センター金沢地区地方協議会

- ・金沢市多重債務問題対策庁内連絡会・合同研修会
- ・刑務所出所者等福祉関係事務担当者連絡協議会 等
- キ 研修会等への講師派遣

④生活福祉資金貸付事業等

- ア 生活福祉資金の相談対応・申請受付
- イ 貸付意見交換会の開催（月 1 回）
- ウ 臨時特例つなぎ資金の相談対応・申請受付

⑤生活つなぎ資金貸付事務

- ア 貸付業務（随時）

⑥多重債務の未然防止や生活保護に至らないための相談活動

⑦認知症の人と家族の会石川県支部、裁判所職員OB会等と連携した相談活動

- ア 認知症に関する介護相談（月曜日（年末年始、祝祭日を除く））
- イ 民事・家事に関する法律相談（金曜日（年末年始、祝祭日を除く））
- ウ 福祉なんでも相談（火・水・木曜日（年末年始、祝祭日を除く））

⑧フードバンクネットワーク組織の基盤づくり

関係団体と協力し、食品ロスに関心を持つ事業者や消費団体と食品を通じた支援を行う社会福祉施設団体等をつなぐネットワーク組織に参画

⑨社会福祉士会等専門職団体と連携した住居喪失者等支援活動

住居喪失や失業等による生活困窮者が生活している場に出向いての相談対応や資金貸付等による支援を、専門職団体が行う活動（見守り、安否確認、食糧・支援物資の提供等）と連携して実施

（３）障がいのある人への相談支援体制の充実

①金沢障害者就業・生活支援センター／障害者雇用定着促進事業

㊦ ア 相談・支援の充実

- ・就職に向けた相談支援、準備支援（職場実習または職業準備訓練の斡旋等）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握等）
- ・障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ジョブコーチ支援
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言
- ・生活困窮者のうち障害が窺われる方への支援
- イ 在職者の交流活動事業の実施（スッキリ会 6 回、ワイワイ会 4 回）
- ウ 就職活動支援セミナーの開催（9 月）
- エ ピアサポート活動の実施（1 回）
- オ ネットワーク形成・セミナー等の開催（6 回）

カ 相談会の実施（１回）

関係機関との連携

- ・就労支援連絡会議の開催（１回）
- ・特別支援学校生徒への支援
- ・普通高校に通学する障害のある生徒への一般就労に向けた相談・支援
- ・関連会議への出席（金沢市障害者自立支援協議会、石川県高次脳機能障害支援関係者連絡会、石川県発達障害者支援体制推進会議など）
- ・講師派遣

②金沢福祉用具情報プラザ

ア 展示事業

- ・最新の福祉用具と住宅改修モデルの展示（常設展示）
- ・展示福祉用具選定部会の開催（11月）
- ・最新福祉用具展示会の開催（１月）

イ 相談事業

- ・福祉用具、住宅改修、介護、福祉制度に関する相談
- ・衣服リフォーム相談（リフォームボランティアとの連携）
- ・訪問相談
- ・適切な福祉用具入手・選定のための福祉用具貸出
- ・相談員としての質の向上を図るため、職員研修の実施および外部研修への参加
- ④・難病者が使うコミュニケーション機器の情報・発信に関わる専門職のネットワークづくり

ウ 情報事業

- ・プラザ機能を広く知らせるためのホームページ、広報誌による情報発信
- ・福祉用具開発のための展示福祉用具試用貸出状況データの情報発信
- ・福祉に関する図書の貸出
- ・ハンドル型電動車いすの課題・ニーズ調査

エ 学習事業

- ・介護・医療従事者対象の研修会の開催（10回程度）
- ・介助技術職場定着研修に向けたスキルアップ研修（１２月）
- ・住宅改修基礎講習（６月）
- ・福祉用具専門相談員指定講習会の開催（５月）
- ・介護用リフト研修会（２月）

オ 市民交流事業

- ・市民が集えるイベントの開催（６月）
- ・市民の関心を集めるための催事展示（随時）
- ・市民対象の福祉関連教室の開催
- ・地域の福祉活動支援としての体験学習器具の貸出と職員派遣

③介護保険住宅改修適正化事業

介護保険制度における住宅改修の適正化を図るため、金沢福祉用具情報プラザの専門職（作業療法士等）が、住宅改修の申請をした被保険者（利用者）宅に訪問し、現地確認や

アドバイスを実施

- ア 利用者の身体状況に即した改修内容の確認
- イ 改修内容の改善アドバイス

④地域活動支援センター

- ア 各種教室の実施
 - ・料理教室（月 1 回）
 - ・書道教室（月 2 回）
 - ・絵手紙教室（月 1 回）
 - ・手芸教室（月 2 回）
 - ・陶芸教室（月 2 回）
 - ・生花教室（月 2 回）
- イ 広報活動
 - ・作品展の実施（1 回）
 - ・体験教室の実施（1 回）
- ウ 情報交換、連絡調整

⑤いきいきギャラリーの運営

- ア 高齢者・障がいのある方の手作り品の展示・販売
- イ 市民教室の実施（1 回）
- ウ 研修室・展示室の貸出
- エ アンテナショップ（金沢福祉用具情報プラザ内）の管理・運営

⑥金沢メルシーキャブサービス（車いす使用者の送迎サービス）

- ア 利用会員への対応
 - ・予約の受付及び利用に関する相談（随時）
- イ 運転協力会員（ボランティア）への対応
 - ・ボランティア活動のコーディネート（随時）
 - ・新規運転協力会員への講習（随時）
 - ・カウンセリング付一般診断（70 歳以上対象）の実施（随時）
 - ・安全運転講習（随時）
- ウ 広報
 - ・新規利用会員及び運転協力会員募集等

（４）福祉人材の養成・確保・定着及び福祉サービスの質の向上

①介護サービス事業者連絡会

〔金沢市と連携して実施〕

- ア 事業者相互の情報交換・課題協議
 - ・理事会（2 回）
 - ・総会（1 回）
 - ・部会会議（随時）
 - ・正副部会長会議（随時）
- イ 研修
 - ・全体研修会（1 回）
 - ・部会別研修会（随時）
- ウ 調査研究
 - ・介護保険制度改正に向けた検討、調査・研究
 - ・事業所情報一覧の作成、アンケート調査等
- エ 情報の提供

- ・行政情報の提供（随時）
- ・介護支援専門員および各事業者等への事業者情報の提供
- オ 関係機関との連携
 - ・金沢市医師会、金沢市歯科医師会、金沢市薬剤師会等の関係機関との連携強化
- 新** カ オンライン会議・研修の導入、SNSを活用した介護の魅力発信

②介護職員人材定着促進事業

- ア 介護職員の相談・交流の場の設置
 - ・出張ケアワーカーカフェの実施（密着特養、グループホーム、デイサービス等）
- 新** イ ケア・メンターの派遣（コロナ禍で失業し、介護職へ転職した新採介護職員に対する個別サポートを石川県介護福祉士会会員の協力により実施、延べ20事業所）
- ウ 介護人材の定着に関する電話相談
- エ 介護人材の定着に関する専門相談（専門相談員：弁護士、社会保険労務士、臨床心理士）
- オ SNSのコミュニティ機能の活用による広報活動

拡 ③介護職員人材確保促進事業

- ア 介護職員イメージアッププロジェクトの開催（1回）
- イ 介護の魅力発信パンフレットの発行
- ウ 介護事業所の若手職員や石川県介護福祉士会による実行委員会の設置（4回）

④社会福祉事業従事者互助会の運営

- ア 退職手当金の支給
- 拡** イ 貸付（貸付要件の緩和）
- ウ 理事会（2回）、代議員会（2回）の開催
- エ 法改正、制度改正についての調査及び研究
- オ 資産運用

⑤介護相談員派遣事業

- ア 介護相談員の養成
- イ 介護相談員の派遣（特養、老健、療養型、認知症高齢者グループホーム）
- ウ 受入事業所への事務局職員の訪問（随時）
- エ 介護相談員連絡会・受入事業所との意見交換会の開催
（5回程度。内1回は受入事業所との意見交換会）
- オ 研修
 - ・介護相談員養成研修会の実施（5日間）
 - ・介護相談員研修会の実施（3回）
 - ・介護相談員現任研修への参加（2名）
- カ 調査・研究、広報
 - ・介護相談員派遣等事業実態調査への協力
 - ・広報（受入事業所掲示用ポスターの作成）
 - ・活動状況報告書の作成（毎月）

⑥専門部会（保育部会、老人福祉施設連絡会、地域デイサービス部会、障害児・者福祉施設連絡会）及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体と協力しての研修の実施

⑦実習の受け入れ

社会福祉士養成課程「相談援助実習」等の受け入れ

（５）ボランティア活動の推進

①ボランティアセンター機能の充実

ア 相談と調整

- ・個人や団体、企業からのボランティアに関する相談対応（活動先の仲介や情報提供）
- ・ＩＣＴを活用したボランティアマッチングシステムによるボランティアニーズへの対応

イ 活動支援

- ・金沢市内で主に福祉ボランティア活動を行う団体に対する活動費の助成（６月）
- ・ボランティア活動団体への助成情報の提供及び助成申請受付
- ・ボランティア活動保険やボランティア行事用保険等の加入受付
- ・ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険加入掛金の助成（石川県社会福祉協議会と連携して実施）

ウ ボランティア意識の醸成

- ・ボランティア講座（年３回）、ボランティアカフェ（年６回）の実施
- ・ボランティア団体等への講師派遣（随時）
- ・福祉のつどい 2021 金沢、障害者ふれあいコンサートの実施（９月）（再掲）
- ・児童・生徒のボランティア活動普及事業（県社会福祉協議会と連携して実施）
- ・ジュニアボランティア体験事業（ 〃 ）

エ 新たなボランティアの掘り起こし

- ・介護支援ボランティアポイント事業

元気な高齢者の身近な介護施設でのボランティア活動に応じてポイントを付与、クーポンを交付することにより、自身の生きがいや健康づくりを促し、新たな担い手を生み出す環境を整備

- ・地域福祉活動ボランティアポイント事業

地域でのボランティア活動に応じてポイントを付与、クーポンを交付することにより、地域福祉活動への参加を促し、新たな担い手を生み出す環境を整備

オ ネットワークづくり

- ・金沢市福祉ボランティア連絡協議会の運営
- ・協働をすすめる市民会議への参加と協力
- ・金沢ボランティア大学校との情報交換

②金沢災害ボランティアセンターの体制強化

㊦ ア 金沢災害ボランティアセンターの構成団体の連携強化

- ・金沢災害ボランティアネットワーク会議の開催（２回）

平時における各団体の取組みや被災時の役割について情報共有及び避難行動要支援者や地域支援者への災害ボランティアセンターの周知

イ 金沢災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

被災時の金沢災害ボランティアセンター運営方法を検証し、運営マニュアルや役割分担を見直すとともに、金沢災害ボランティアセンターを広く市民へ周知

㊦ ウ ICTを活用した災害ボランティア情報収集・提供システムの検討

金沢災害ボランティアネットワーク会議構成団体が保有する情報を整理し、被災時に災害支援ボランティアや被災者に迅速に情報提供できる仕組みを研究

③市民への情報発信の充実

ア 「かなざわボランティア情報」の発行（6回）

イ ホームページによるボランティア情報等の提供

ウ SNSを活用したボランティア情報の提供

（6）広報啓発の促進

①ホームページ

市民への情報発信機能の強化

②情報誌

金沢市社協情報（かなざわボランティア情報）の発行（6回）

③金沢市社会福祉大会、福祉のつどい、障害者ふれあいコンサートの開催

ア 第67回金沢市社会福祉大会の開催

・社会福祉事業関係者表彰

・日時 9月5日（日）

・場所 金沢市文化ホール

イ 福祉のつどい2021金沢・ふれあいコンサートの開催

・日時 9月5日（日）

・場所 金沢市松ヶ枝福祉館、松ヶ枝緑地等

④人権・同和問題研修会

ア 人権・同和問題、差別解消に関する研修会の開催

イ 関係機関が実施する人権・同和問題、差別解消に関する研修会への参加

⑤こどもすくすくランド

未就園児の保護者に、金沢市内の保育所及び認定こども園の活動や、子どもの生活の様子を紹介、様々な子育て支援の取り組みについて周知する場を設ける。

（7）金沢市松ヶ枝福祉館・金沢福祉用具情報プラザの管理運営（指定管理事業）

①金沢市松ヶ枝福祉館の管理運営

ア 自主的活動の支援

・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援

するための会議室の貸し出し

イ 管理運営

- ・効率的な会館の管理運営
- ・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるための利用者アンケートの実施

ウ 相談窓口の設置

- ・福祉なんでも相談、ボランティアセンターなど、相談窓口を館内に設置し、市民からの福祉に関する悩みや相談ごとに対応

㊦ エ ICT化の推進

- ・公衆無線LAN環境を整備し、リモートによる地域福祉活動やボランティア活動を推進

②金沢福祉用具情報プラザの管理運営

ア 自主的活動の支援

- ・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援するための会議室の貸し出し

イ 管理運営

- ・効率的な会館の管理運営
- ・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるための利用者アンケートの実施

(8) 法人の基盤及び機能の強化

①関係機関との連携強化

地域福祉推進についての情報交換や推進方策等の協議を行うため、関係機関・団体との連携を強化

・主な機関、団体

町会、公民館、婦人会・女性会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人会、共同募金委員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、ソーシャルワーカー協会、地域包括支援センター、相談支援専門員協会、福祉・介護サービス提供事業所、善隣館、ボランティアグループ・NPO、大学・専

門

学校、企業、ハローワーク、警察、保護観察所、教育委員会、公的相談支援機関、行政 など

②専門部会（保育部会、老人福祉施設連絡会、地域デイサービス部会、障害児・者福祉施設連絡会）及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体における調査研究

ア 保育部会

- ・理事会（月1回）、総会（2回）
- ・理事長・所長研修会（4回）
- ・こどもすくすくランド（1回）
- ・専門委員会による調査、研究
- ・子ども・子育て支援制度等に関する調査・研究

イ 金沢市障害児・者福祉施設連絡会

- ・連絡会議（2回）、幹事会（2回）の開催
- ・職員研修会（虐待防止の取り組みなど）

- ・レクリエーションボッチャ大会・施設協力者審判講習会の開催

ウ 老人福祉施設連絡会

- ・役員会（１回）、総会（１回）の開催
- ・施設長等研修会（１回）、職員研修会（１回）の開催
- ・施設職員の自主研修費の助成
- ・２施設以上の会員施設で実施する研修費の助成

- ㊦ 地域貢献活動研究事業の実施（地域包括支援センターの担当区域ごとに、生活支援コーディネーターや地域福祉活動関係者と協働）

エ 地域デイサービス部会

- ・正副会長会議（１回）、部会会議（２回）の開催
- ・職員研修検討会（１回）の開催
- ・全体研修会（１回）、職員研修会（１回）の開催
- ・職場訪問研修の実施
- ・デイサービス事業の実態調査
- ・利用者作品展の開催

③職員の研修体制等の充実

ア 職員の資格取得支援

- ・社会福祉士、介護福祉士等国家資格取得に係る費用の一部助成
- ・社会福祉士、介護福祉士等国家資格取得に係るスクーリング期間の職務専念義務の免除

イ 職員研修体制の充実

ウ 職員への社会貢献活動への参加の支援

④事務の効率化

事務局内のインターネット環境整備及びネットワークセキュリティの強化

㊦ ⑤ＩＣＴを活用した地域福祉活動の推進方策について調査・研究

㊦ ⑥新型コロナウイルス感染症対策の強化

- ア 検温、消毒、換気等の徹底を図り、利用者、関係者の新型コロナウイルス感染防止対策を実施

5. 令和3年度社会福祉事業会計資金収支予算

収 入		支 出	
費 目	金額（千円）	費 目	金額（千円）
事業活動収入	1,154,504	事業活動支出	1,126,440
会費	9,923	人件費	324,205
寄付金	300	事業費	97,574
補助金及び委託料	685,508	貸付事業支出	4,100
（補助金）	(63,709)	事務費	14,750
（委託料）	(569,402)	歳末たすけあい配分金	11,142
（共同募金配分金）	(52,397)	助成金	673,079
事業収入	424,270	負担金	1,590
（貸付事業）	(2,873)	施設整備等支出	2,790
（児童福祉事業）	(419,278)	その他の活動による支出	669,878
（障害福祉事業）	(1,440)		
（その他の事業）	(679)		
負担金	5,634		
雑収入	2,253		
受取利息配当金	26,616		
その他の活動による収入	644,604		
合 計	1,799,108	合 計	1,799,108

※上記のほか、公益事業会計（予算額19,725千円）があり、法人全体では1,818,833千円の予算規模となる。

第4 健康政策課

1 母子保健

ア 概要

母子保健においては、核家族化の進展に伴う家庭の孤立化、家庭や地域における子育て機能の低下等の社会情勢に対応した事業の展開が求められており、健診、健康教育に加え、多胎、若年、育児不安、産後うつ等により支援が必要な妊産婦に対し心理的なサポートや育児支援のためのきめ細やかな家庭訪問を行っている。さらに、平成19年度から「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」として全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問を行っている。乳幼児に対しては、保護者への育児支援や事故防止の啓発及び子どもの虐待の予防等に重点的に取り組んでいる。平成25年度から平成27年度は、母親の孤立感や育児不安の軽減を図るため、子育てルーム「めばえ」を実施した。平成28年度からは事業を見直し、妊婦と産後1～3か月頃の母子を対象とした安心して過ごせる場所の提供としてベビースペース『h u g』を開設した。また、父親の育児参加の一助としての父と子のふれあい教室、多胎児支援のための助産師による訪問や多岐にわたる育児上の悩みに対応する子育てホットラインの開設等を行っているほか、平成30年度からは退院直後の母子を対象として、心身のケア等の支援を行う産後ケア事業を実施している。

イ 令和2年度母性保健活動実績

妊産婦健康診査（医療機関委託）

区 分		対 象 者 数	受診者数（転入者含む）	受 診 率	備 考
妊婦	1回目	3,242人 ※令和2 母子健康手帳 交付者数 （転入者含まず）	3,197人	98.6%	昭和48年度から実施
	2回目		3,117	96.1	
	3回目		3,138	96.8	
	4回目		3,148	97.1	
	5回目		3,083	95.1	
	6回目		3,075	94.8	
	7回目		3,066	94.6	
	8回目		3,096	95.5	
	9回目		2,910	89.8	
	10回目		2,916	89.9	
	11回目		2,794	86.2	
	12回目		2,683	82.8	
	13回目		2,194	67.7	
	14回目		1,489	45.9	

注1）平成19年7月より妊婦健診の回数を2回から5回に拡大

注2）平成21年4月より妊婦健診の回数を5回から14回に拡大

注3）医療機関委託の妊産婦・乳幼児健康診査受診票は「母子保健のしおり」にとじこみ。

ウ 令和2年度乳幼児保健活動実績

(ア) 乳幼児健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
乳児	1 か 月 児	医療機関 (委託)	3,386人	3,027人	89.4%	昭和48年度から実施
	6 か 月 児		3,437	3,194	92.9	
	3 か 月 児	※福祉健康センター	3,484	3,437	98.7	昭和55年4月から実施 (健診は個人通知)

※一部医療機関に委託

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1 歳 児	医療機関 (委託)	3,311人	3,001人	90.6%	昭和48年度から実施
	2 歳 児		3,636	2,311	63.6	
	1歳6か月児	福祉健康センター	3,636	3,593	98.8	昭和53年1月から実施 (健診は個人通知)
	3 歳 児		3,807	3,739	98.2	昭和36年から実施 (健診は個人通知)

(イ) 歯科健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1歳6か月児	福祉健康センター	3,637人	3,592人	98.8 %	昭和53年1月から実施
	3 歳 児		3,807	3,739	98.2	昭和36年から実施

(ウ) 健康相談

(福祉健康センター・保健所実施)

区分	相談者数
幼 児 精 神 発 達 相 談	105人
遺 伝 相 談	3
就 学 前 発 達 相 談	14
子育てほっとライン	335
栄養ほっとライン	230
乳 幼 児 健 康 相 談	242

(エ) 健康教育

(福祉健康センター実施)

区分	相談者数
育 児 教 室	—
多 胎 児 教 室	—
父と子のふれあい教室	—
しっかり食べよう教室	—
ハッピーファミリー教室	—

(オ) B型肝炎母子感染防止事業

区分	HBs抗原検査		
	受診者数	抗原陰性者数	抗原陽性者数
令和2年度	3,196人	3,193人	3人

* 医療機関委託(妊婦健診に併せて実施)

エ 妊産婦・乳幼児保健医療連携システム（安心出産育児支援ネットワーク事業）等による支援
平成 15 年 7 月より医療機関連携による早期支援、平成 17 年 6 月から開業助産師による乳房
ケア等（すくすく母乳育児支援事業）により、多胎や若年、産後うつ、未熟児などのハイリス
ク者に対し、育児不安や育児困難の解消、乳幼児に対する虐待予防を図っている。また、連絡
会等の開催により関係機関との連携強化を図っている。

（令和 2 年度実績）

保健医療連携支援件数

妊産婦	416 件
乳 児	85 件
計	501 件

すくすく母乳育児支援件数

実 件 数	25 件
延べ件数	27 件

支援ネットワーク会議

開催回数	—
------	---

※新型コロナウイルス
感染症拡大に伴い中止

オ 乳児家庭全戸訪問事業

平成 19 年 4 月より生後 3 か月までの間に、全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問し、一般
的な育児相談や育児不安、産後うつ等の母の健康相談を実施している。

（令和 2 年度実績）

区 分	訪 問 件 数
元気に育て！赤ちゃん訪問事業	3,127 件

カ 産前・産後サポート事業（ベビースペース『hug』）

平成 28 年 6 月より妊婦および産後 3 か月頃までの母子を対象に、家庭や地域での孤立感及び
育児不安の解消を図るため、安心して過ごせる場の提供、助産師による相談支援を実施してい
る。

（令和 2 年度実績）

開設数	—
延べ人数	—

※新型コロナウイルス
感染症拡大に伴い中止

キ 産後ケア事業

平成 30 年 6 月より身近に育児支援者がおらず、産後の体調不良や育児に不安がある産後 4 か
月未満の母子を対象に、医療機関や助産院にて心身のケアや育児サポート等の支援を実施して
いる。

（令和 2 年度実績）※令和 3 年度に対象者を産後 6 ヶ月未満まで拡大

	デイサービス型	宿泊型
実 人 数	16 人	3 人
延べ人数	44 人	15 人

2 健康増進

ア. 概 要

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳～74歳の被保険者及び被扶養者に対し実施している。

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症のリスクがある方に対し、特定保健指導として生活習慣改善のための動機づけ支援、積極的支援を行う。

また、がんの早期発見・早期治療につなげるためのがん検診等については、健康増進法に基づき市が実施している。

市民の健康づくりを推進していくため、様々な健康教育や健康相談などの取組を行っている。

イ. 健康診査

(ア) すこやか検診（医療機関委託の健康診査）

対象年齢(歳)	検 診 区 分		検診に要する費用(円)	
			委託料	受診料金
40～74 の国保加入者	特定健康診査		9,950	1,000
75～			11,740	0
40, 45, 50, 55, 60	肝炎ウイルス検査	特定健康診査と同時実施	4,210	0
		単独実施	6,410	
55, 57, 59, 61, 63, 65, 67, 69, 71, 73, 75	前立腺がん検診 (男性のみ)	特定健康診査と同時実施	2,860	400
		単独実施	5,050	
40, 45, 50, 55～74	肺がん検診 [65～74 歳の結核検診含む]	胸部X線検査	5,240	800
		胸部X線検査 喀 痰 検 査	9,310	1,300
55, 60, 65	肺がん検診	ヘリカルCT検査	13,290	1,500
		ヘリカルCT検査 喀 痰 検 査	17,360	2,000
50, 55～70, 72, 74	胃がん検診	胃X線検査	12,990	1,500
		内視鏡検査	14,090	1,500
75		ペプシノゲン検査	1,470	0

対象年齢(歳)	検 診 区 分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
40, 45, 50, 55, 57, 59, 61～70, 72, 74	大腸がん検診	4,730	500
40～67 の前年度未受診者	乳がん検診 (女性のみ)	5,180	700
20～60 の前年度未受診者	子宮頸がん検 診 (女性のみ)	液状細胞検査	1,100
		液状細胞検査	
		ヒトパピローマウイルス検査	1,100
25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65 70, 73, 76	歯科健診	口腔内診査	400
		口腔内診査及びクリーニング	500
		口腔内診査及び口腔機能検査	0
40, 45, 50, 55, 60, 65, 70	骨粗しょう症検診 (女性のみ)	3,370	400
50, 55, 60, 65	緑内障検診	3,660	500
65～74 前年度未受診者	聴力検診	3,360	500
70, 73, 76	もの忘れ健康 診査	一次健診	0
		二次健診	0

(イ) 集団検診

対象年齢 (歳)	検 診 区 分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
40～74 国保加入者	特定健康診査	8,380	800
75～			0
18～39	若年者健康診査	7,380	800
40, 45, 50, 55, 60	肝炎ウイルス 検査	特定健康診査と同時実施	0
		単独実施	
55～	前立腺がん検 診 (男性のみ)	特定健康診査と同時実施	400
		単独実施	
40～	肺がん検診 (65 歳以上の結 核検診含む)	胸部X線間接撮影検査	100
		喀痰細胞診検査	300
40～	胃がん検診	4,290	500
40～	大腸がん検診	1,760	300
20～ (前年度未受診者)	子宮頸がん検診 (女性のみ)	5,227	700
40～ (前年度未受診者)	乳がん検診 (女性のみ)	3,509	500
30, 35, 40, 45, 50	骨粗しょう症検診 (女性のみ)	2,304	300

※ 受診料金が免除される方は、70 歳以上の方、65～69 歳で障害者医療費助成対象の方、障害者医療費受給者証をお持ちの方、生活保護の適用を受けている方、市民税非課税世帯に属する方（窓口で申出が必要）

ウ 令和２年度検診実績

(ア) 特定健康診査（国保）見込 ・医療機関の受診者には訪問健康診査受診者を含む。

検診機関	対 象 者	受 診 者	受 診 率
医 療 機 関（個 別） 受 託 機 関（集 団）	人 63,487	人 23,042	% 36.3

(イ) 肝炎ウイルス検査

C型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔40・45・ 50・55・ 60歳〕	人 27,365	人 1,512	% 5.5	人 0	人 0	人 0
受託機関 〔40・45・ 50・55・ 60歳〕	—	364	—	0	0	0
合計	—	1,878	—	0	0	0

B型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔40・45・ 50・55・ 60歳〕	人 27,365	人 1,512	% 5.5	人 9	人 7	人 0
受託機関 〔40・45・ 50・55・ 60歳〕	—	364	—	4	0	0
合計	—	1,878	—	13	7	0

(ウ) 前立腺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔55～75歳 の奇数年 齢〕	人 18,268	人 4,233	% 23.2	人 460	人 273	人 43
受託機関 〔55歳～〕	—	387	—	46	15	3
合計	—	4,620	—	506	288	46

(エ) 肺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔40・45・ 50・55・ 74歳〕	人 94,967	人 23,123	% 24.3	人 277	人 251	人 22
受託機関 〔40歳～〕	—	2,977	—	38	30	1
合計	—	26,100	—	315	281	23

(イ) 胃がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔50・55～70・72・74歳〕	人 74,605	人 11,823	% 15.8	人 545	人 521	人 20
ペプシノ ゲン検査 のみ 〔75歳〕	3,442	1,211	35.2	173	122	1
受託機関 〔40歳～〕	—	1,422	—	87	66	1
合計	—	14,456	—	805	709	22

(カ) 大腸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔40・45・50・55・55・57・59・61～70・72・74歳〕	人 71,946	人 14,339	% 19.9	人 967	人 735	人 24
受託機関 〔40歳～〕	—	2,357	—	142	101	3
合計	—	16,696	—	1,109	836	27

(キ) 乳がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔40～67歳 前年未受診〕 ※下段は2カ年 累計受診率	人 54,188 (63,327)	人 4,688 (10,053)	% 8.7 (15.9)	人 202	人 196	人 21
受託機関 〔40歳～ 前年未受診〕	—	1,623	—	88	84	3
合計	—	6,311	—	290	280	24

(ク) 子宮頸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 〔20～60歳 前年未受診〕 ※下段は2カ年 累計受診率	人 71,092 (89,735)	人 5,555 (12,266)	% 7.8 (13.7)	人 218	人 198	人 1
受託機関 〔20歳～ 前年未受診〕	—	1,560	—	17	15	0
合計	—	7,115	—	235	213	1

(ケ) 歯科検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要医療	要指導	異常なし
医療機関 〔25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・73・76歳〕	人 44,686	人 2,009	% 4.5	人 1,676	人 223	人 110

(コ) 骨粗しょう症検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	骨粗しょう症
医療機関 〔40・45・50・55・60・65・70歳〕	人 15,574	人 3,402	% 22.3	人 1,057	人 742	人 269
受託機関 〔30・35・40・45・50歳〕	—	393	—	3	—	—
合計	—	3,865	—	1,060	742	269

(サ) 聴力検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	軽度難聴	中程度難聴	高度難聴
医療機関 〔65～74歳 前年未受診〕	人 53,307	人 1,454	% 2.7	人 441	人 70	人 3

(シ) 緑内障検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	緑内障
医療機関 〔50・55・ 60・65歳〕	人 13,050	人 1,165	% 8.9	人 215	人 171	人 62

(ス) 若年者健康診査（18～39歳）

健康診査（受診者数）1,027人

(セ) もの忘れ健診（70・73・76歳）

対象者	受診者	二次対象	二次受診	要精検者	認知症
人 15,120	人 4,771	人 1,229	人 865	人 95	人 6

エ 健康教育

(ア) かなざわ健康塾

生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及と生活習慣の改善等の実践ができるよう出前健康教室等を実施している。また、厚生労働省が定める週間・月間行事等に併せて、広く市民に健康情報を提供する移動健康情報コーナーを開設している。

事業内容	令和2年度実績	
	開催回数	延べ人数
地域健康学習会等	36	1,030
移動健康情報コーナー（図書館、公民館等）	3会場	—

(イ) いきいき健康教室

市民の健康づくりを推進するため、健康推進委員や運動普及推進員など地域の方と、保健師や金沢・健康づくり栄養士等が協力し、市内の校下（地区）にて開催。

オ 健康相談

健康に関する個々の相談に応じ、生活習慣病の予防や健康の保持増進が図られるよう、保健師・管理栄養士による各種健康相談を実施している。

福祉健康センターの健康相談（令和２年度実績）

「ほっと健」健康相談	開設回数	延べ人数
生活習慣病予防相談	114	2068
ヘルシー食生活相談	11	11
喫煙習慣改善相談	43	115
その他の健康相談	－	972
計	168	3166

カ 訪問指導

生活習慣の改善や健康管理に関して保健指導が必要な方に対し、個々に応じた健康の保持増進が図られるよう、保健師が訪問指導を実施している。

キ 介護予防事業

65歳以上の方の生活機能の低下を早期に把握し、速やかに介護予防につなげるため、筋力トレーニング、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防事業等を実施している。

ク その他、健康推進事業

（ア）金沢・健康を守る市民の会活動費補助

「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発と健康づくりの実践活動を通して、健康的な市民生活の実現を目指す目的で、昭和48年度より補助

- ・いきいき健康教室の開催
- ・健康推進委員及び運動普及推進員の育成
- ・健康づくりフェアの開催、フレイル予防事業などを実施

（イ）（公財）金沢健康福祉財団健康増進事業委託

- ・健康ウォーキング
- ・からだところのリラックス教室
- ・からだかるやか塾
- ・ヘルシークッキング
- ・女性のためのヘルスアップ講座
- ・わたしの健康ポイント事業
- ・専門職員派遣事業 などを実施

3 医療費助成

ア 未熟児等養育医療

入院治療を要する未熟児等の医療を給付

R 3 年度予算 24,930千円

イ 子育て支援医療助成事業

1 か月の治療費（保険診療に係る自己負担額）の合計のうち1,000円を超える額を支給

平成26年9月診療分までは、通院は小学3年生まで、入院は中学3年生まで助成対象

平成26年10月診療分から、通院分については中学3年生まで助成対象拡大

平成20年10月診療分より、自動償還払制度導入

平成27年度7月診療分より、現物給付制度導入

3 年度予算 1,242,499千円

助 成 実 績

年度 \ 区分	件数（延月）	支給額（円）
H30	753,472	1,202,076,937
R1	747,110	1,193,940,319
R2	683,906	913,358,631

ウ 不妊治療費助成

不妊治療に要する費用の一部を助成

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

- ・治療1回につき30万円限度

凍結胚移植等については、治療1回につき10万円限度

男性不妊治療1回につき30万円限度（初回申請に限り40万円限度）

- ・初回助成を受けた治療時の妻の年齢が40歳未満→通算6回まで

40歳以上43歳未満→通算3回まで

※新型コロナウイルス感染予防の観点から治療を延期した場合

令和2年3月31日時点で42歳の方も助成対象

令和2年3月31日時点で既に40歳→通算3回まで

令和2年3月31日時点で39歳→通算6回まで

- ・第2子以降の助成回数は第1子と同様

一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療）

- ・自己負担額の2分の1で1年間5万円程度、連続した2年間助成

助 成 実 績

年度 \ 区分	特定不妊治療		一般不妊治療	
	件数	助成費（円）	件数	助成費（円）
30	752	124,719,964	233	9,989,723

R1	772	130,317,227	229	9,691,104
R2	798	152,918,082	209	9,270,932

エ ひとり親家庭等医療費助成制度〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

この制度は、ひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童及び父又は母の通院及び入院に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

平成20年10月診療分より自動償還払制度導入

平成27年7月診療分より、現物給付方式を導入（児童のみ）

制度の開始 平成15年1月（旧ひとり親家庭医療費助成 平成14年12月廃止）

助成の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父又は母が重度の障害にある児童及び父又は母（※所得制限有り）

※中程度以上の障害のある児童は20歳未満まで

助成額 通院及び入院に係る医療費の自己負担額から高額療養費や付加給付の額及び一部負担金（月額1,000円）の額を差し引いた額

助成実績

年度 \ 区分	申請件数	支給額（円）
平成30	22,720	105,859,096
令和1	22,540	99,890,457
令和2	20,427	96,159,307

オ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

疾病のために必要となる特殊な日常生活用具を給付

R3年度予算 60千円

カ 小児慢性特定疾病医療

長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病の医療費を支給する。

対象疾病……国の対象16疾患群（762疾病）

対象者……対象疾病に罹患している18歳未満の児童（20歳未満まで延長可能）

平成27年10月より、中学生までの市単独事業を子育て支援医療費へ移行

金沢市小児慢性特定疾病審査会を設置（委員4名）

R3年度予算 87,938千円

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患

4	慢 性 心 疾 患	12	慢 性 消 化 器 疾 患
5	内 分 泌 疾 患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠 原 病	14	皮 膚 疾 患
7	糖 尿 病	15	骨 系 統 疾 患
8	先 天 性 代 謝 異 常	16	脈 管 系 疾 患

キ 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、障害の除去又は軽減をするため、手術等による確実な治療の効果が期待できる場合に医療費を支給する。

対 象……肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、小腸、肝臓等）免疫機能障害

R 3 年度予算 9,770千円

ク 障害者自立支援医療給付事業

（昭和29. 更生医療給付事業発足、平成18. 4 制度改正）

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

自立した日常生活または、社会生活を営むことを促進するため、障害を除去または軽減し身体障害者の更生のために必要な医療を給付する。

対 象 医 療 人工血液透析、心臓疾患に対する手術

給 付 方 法 現物給付（原則医療費の1割を自己負担）

受 給 者 数 1,264人（令和3年4月1日現在）

R3年度予算 579,160千円

ケ 心身障害者医療助成事業〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

① 65歳未満（昭和49年7月実施）（精神障害者保健福祉手帳1級……令和2年10月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級、精神障害者保健福祉手帳1級、および療育手帳A、B（入院のみ）の所持者もしくはIQ35以下の者（所得制限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式（一部償還方式）

助成対象者 4,622人（令和3年4月1日現在）

② 65歳以上（昭和58年2月実施）（精神障害者保健福祉手帳1級……令和2年10月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳A、B（入院のみ）の所持者並びにIQ35以下の者（所得制限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式（一部償還方式）・・・令和2年10月改正

助成対象者 7,334人（令和3年4月1日現在）

③ 令和3年度予算額 1,725,200千円

コ はり・きゅう・マッサージ施術助成

- ① 70歳以上の者、65歳以上で一定の障害を持った者を対象に、施術1回当たり1,200円の助成を行う。
- ② 令和2年度助成件数 26,768件
- ③ 令和3年度予算額 34,600千円

4 救急、休日診療対策

金沢広域急病センター運営事業

金沢広域急病センターで夜間の診療を実施

診療科目 小児科、内科

診療時間 午後7時30分～午後11時（毎日）

医療機関案内 午後7時30分～翌朝午前9時（診療時間終了後は自動応答）

小児科の休日昼間診療及び小児科・内科の診療時間延長を以下のとおり実施

診療日 GW（5/3～5/5）、年末年始（12/30～1/3）、
インフルエンザ流行期の（1/9、1/10、1/16、1/23、1/30）の13日間

診療時間 小児科 午前9時～午後11時

内科 午後6時～午後11時

金沢健康福祉財団へ委託

休日当番医制度

日曜、祝日及び年末年始に休日当番医による救急医療体制を確保（8科10～13医院）

診療科目 内科、小児科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、
外科、整形外科

※内科のみ4月～5月、11月～3月は4医院、6月～10月は3医院

その他1医院

受付時間 午前9時～午後6時

金沢市医師会で実施

休日歯科診療医制度

日曜、祝日及び年末年始の歯科救急医療体制を確保 2又は3医院

診療時間 午前9時～午後5時

金沢市歯科医師会で実施

休日保険薬局制度

日曜、祝日及び年末年始の薬剤処方箋の応需体制を確保 3薬局、基幹薬局1

開局時間 午前9時～午後6時

金沢市薬剤師会で実施

二次救急医療体制整備事業

金沢広域急病センター及び休日当番医が担当する一次救急医療体制の後方支援として市内22の医療機関が二次救急医療体制を確保

5 精神保健福祉

精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るとともに、ストレス社会、高齢化社会に伴う市民のこころの健康づくりやこころの健康相談等のため、各種健康相談、教室、広報活動等を実施している。

(令和2年度実績)

訪問指導					
実	延				
	老人精神	社会復帰	アルコール	こころの健康づくり	その他
188	9	397	7	39	134

面談相談						電話相談
実	延					延
	老人精神	社会復帰	アルコール	こころの健康づくり	その他	
268	11	139	7	159	105	4339

精神障害者社会復帰支援事業				こころの健康づくり事業	
自立支援相談会		こころのボランティア合同学習会		こころの健康づくり講演会 (web)	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	視聴数
1	—	1	—	1	681

こころの健康づくり事業					
地域こころの健康づくり研修会		依頼教室など		自殺予防研修会 (ゲートキーパー研修)	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
—	—	—	—	13	592

	組織育成					
	当事者会等	家族会	断酒会	地域活動支援センター等	ボランティア	計
支援回数	1	3	—	27	2	33

6 難 病 支 援

在宅の難病患者に対し、在宅療養上の相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上に資することを目的として、講演会・療養相談会の開催及び訪問・面接・電話相談や自助グループ（友の会）支援を実施している。

（令和２年度活動実績）

区 分	回数	参加者又は相談者
自助グループ支援	－	－
訪問指導	－	4
面接・電話相談	－	124

7 在宅医療・介護連携推進事業

（公財）金沢健康福祉財団に在宅医療・介護連携支援センターを設置。医療・介護連携推進のための各種調査及び多職種研修や地域住民への在宅医療の普及啓発を行うほか、相談支援・情報提供を実施。

（令和２年度活動実績）

区 分	件数	参加者
医療・介護関係者向け研修	15件	826人
地域住民への在宅医療の普及啓発講座	9件	427人
相談支援・情報提供	26件	－

8 保健所・福祉健康センター

区 分	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター	金 沢 市 保 健 所 駅西福祉健康センター
所 在 地	泉野町 6 丁目 15 番 5 号	元町 1 丁目 12 番 12 号	西念 3 丁目 4 番 25 号
人 口 ・ 世 帯 数 (令和 3 年 1 月 1 日現在)	165,788 人 78,830 世帯	124,757 人 58,702 世帯	160,473 人 72,104 世帯
敷 地 面 積	3,403.39㎡	1,968.00㎡	5,713.38㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 6 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 5 階建・地下 1 階
延 床 面 積	3,116.32㎡	2,428.32㎡	10,464.00㎡
開 設 年 月 日	昭和 49 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 10 日	平成 6 年 10 月 24 日
改 修 年 月 日	平成 8 年 10 月 1 日	平成 10 年 11 月 1 日	平成 30 年 1 月 1 日
建 設 費	改修 837,683 千円 当初 195,695 千円	改修 767,970 千円 当初 311,330 千円	改修 282,877 千円 当初 5,517,792 千円

9 金沢健康プラザ大手町

所 在 地	大手町 3 番 21 号、23 号	
開 設 年 月 日	平成 17 年 11 月 27 日（東館）、昭和 57 年 5 月 26 日（西館）	
敷 地 面 積	824.26㎡（東館）	1,158.71㎡（西館）
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建・地下 1 階	鉄筋コンクリート造 4 階建・地下 1 階
延 床 面 積	1,752.00㎡	2,515.663㎡
建 設 費	改修費 219,529 千円	建設総事業費 698,000 千円 (初度調弁費 139,667 千円を含む)
施 設 内 容	(東館) 1 階 情報ルーム、健康スタジオ 1、健康スタジオ 2、スタッフルーム 2 階 (公社) 金沢市医師会 3 階 第 1 研修室、第 2 研修室、健康相談室 1、健康相談室 2 4 階 大研修室 (西館) 1 階 金沢市在宅医療・介護連携支援センター、金沢栄養ケアセンター、障害者相談支援事業所、障害支援区分認定調査事務所 2 階 (公財) 金沢健康福祉財団事務室、金沢・健康を守る市民の会事務室、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、健康教育ホール 3 階 カウンセル室、学校環境衛生室、耳鼻科室、眼科室他 4 階 第 3 研修室、第 4 研修室、栄養研修室	
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時	午前 8 時 30 分～午後 5 時
休 館 日	祝日、年末年始 (12/29～1/3)	
令 和 2 年 度 利 用 状 況 等	東館来館者数	4,870 人
	西館来館者数	641 人
管 理 運 営	公益財団法人 金沢健康福祉財団	

第5 公益財団法人金沢健康福祉財団

事務局 所在地 金沢市大手町3番23号

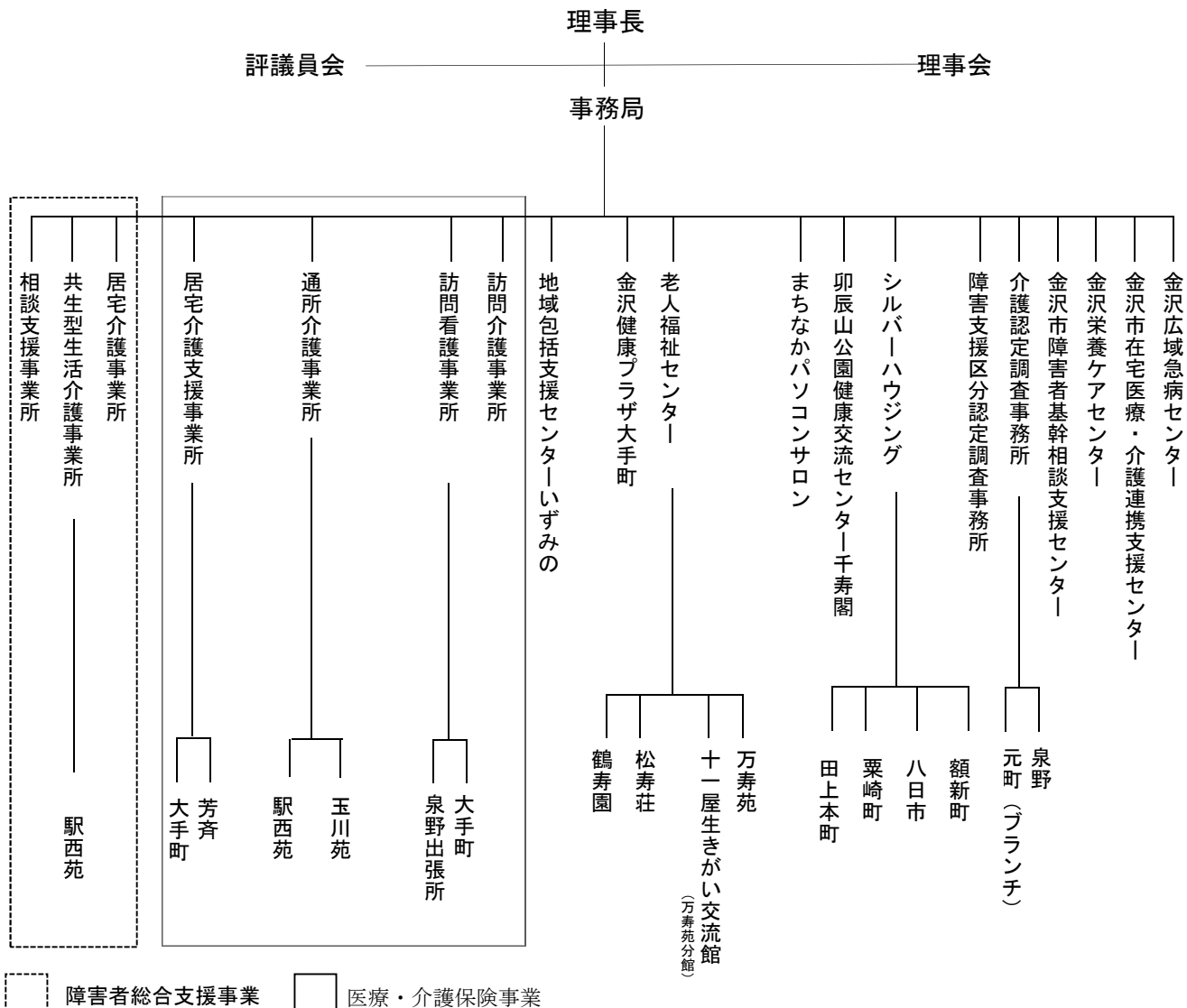
基本方針

本市において人口動態の大きな変化による急速な超高齢社会の進展により、超高齢社会を見据えた持続可能な社会保障制度の確立に適切に対応するため、在宅医療と介護のさらなる連携を機軸とした地域包括ケアシステムの推進が大きな課題である。

このような課題に対し、金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社が母体となり、在宅医療と介護の連携により両団体が有する高い専門性や業務ノウハウを相互に活用することで先駆的かつ専門的な医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、公益財団法人金沢健康福祉財団が設立された。

これにより、医療及び福祉サービスの提供及び健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

公益財団法人金沢健康福祉財団の組織



1 事業概要

(1) 受託事業

① 金沢広域急病センターの運営業費

駅西福祉健康センターにおいて、内科を金沢市単独運営、小児科を4市2町で広域運営

② 救急医療体制整備事業

夜間や日祝日の日中における救急医療体制の整備として、医療機関情報を集約し、電話やHPで市民に情報を提供

③ 学校保健事業

児童生徒が心身ともに健康で安全な学校生活が送れるようカウンセリングによる健康相談や、専門家の派遣による保健教育、心臓2次検診等を実施

④ 健康増進事業

ア 介護予防事業

各種健康教室の開催、健康スタジオ開放など

イ 健康増進事業

からだかるやか塾やわたしの健康ポイント事業など

ウ 情報提供交流事業

栄養ケアセンター

地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点として、診療所への栄養士の派遣を行う他、フレイル予防のための研修会を実施

⑤ 金沢市地域包括支援センターの運営

高齢者の実態把握や権利擁護、介護支援専門員の相談、地域サロン等での家族介護者教室の実施、介護予防サービス計画の作成、認知症地域推進事業の実施

⑥ 介護保険認定調査適正化推進事業

介護保険における要介護、要支援認定の基礎となる訪問調査を実施

⑦ 障害支援区分認定調査事業

障害福祉サービス利用における障害支援区分の認定調査を実施

⑧ シルバーハウジング生活援助派遣事業

高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣

・額新町住宅 ・八日市住宅 ・栗崎町住宅 ・田上本町住宅

⑨ 金沢市障害者基幹相談支援センター管理運営事業

地域における障害福祉の相談支援の中核を担う機関として、障害者等や相談支援事業所の総合的な相談業務や地域の相談体制強化の取組を実施(令和2年10月に金沢市障害福祉課内に移転)

専任職員を配置

⑩ 金沢市在宅医療・介護連携支援センター管理運営事業

医療・介護サービス関係者等に対し、在宅医療及び介護連携に関する相談対応や情報提供を行うほか、連携推進のための研修会を実施

⑪ 訪問介護サービス事業

産前・産後及び養育支援を必要とする家庭に対して、家事援助などのサービスを提供するヘルパーを派遣

子育て支援員養成研修の実施

⑫ 市有施設の管理運営事業

ア 金沢健康プラザ大手町（指定管理者）

イ 老人福祉センター（分館含む）4カ所（指定管理者）

ウ 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（指定管理者）

エ まちなかパソコンサロン

⑬ 総合事業推進事業

「かなざわケアサポーター」の就労促進を図るため、事業者と修了者の就職面談会を実施

（２）医療・介護保険事業

① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が介護認定調査及びケアプランの作成業務を実施

② 訪問介護・日常生活支援総合事業

介護や日常生活支援が必要な方に、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助サービスを提供

③ 訪問看護・介護予防訪問看護事業

在宅看護が必要な要介護・要支援者及び医療保険受給者に医師の指示の下で医療的サービスを提供

④ 通所介護・日常生活支援総合事業

介護や日常生活支援が必要な方に通所介護サービスを提供

（３）障害者総合支援事業

① 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき、介護や生活支援が必要な方に、訪問介護サービスを提供

② 共生型生活介護事業

障がいをお持ちの方が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練を通所介護事業所で実施

③ 相談支援事業

障害者等に対し相談支援を行うとともに、障害福祉サービス等の利用計画を作成

（４）その他の事業

① 自由契約ホームヘルプサービス

介護保険制度範疇外等のニーズに適応した自由契約ホームヘルプサービスを実施

② 福祉人材養成事業

総合事業ヘルパー（かなざわケアサポーター）養成研修の実施

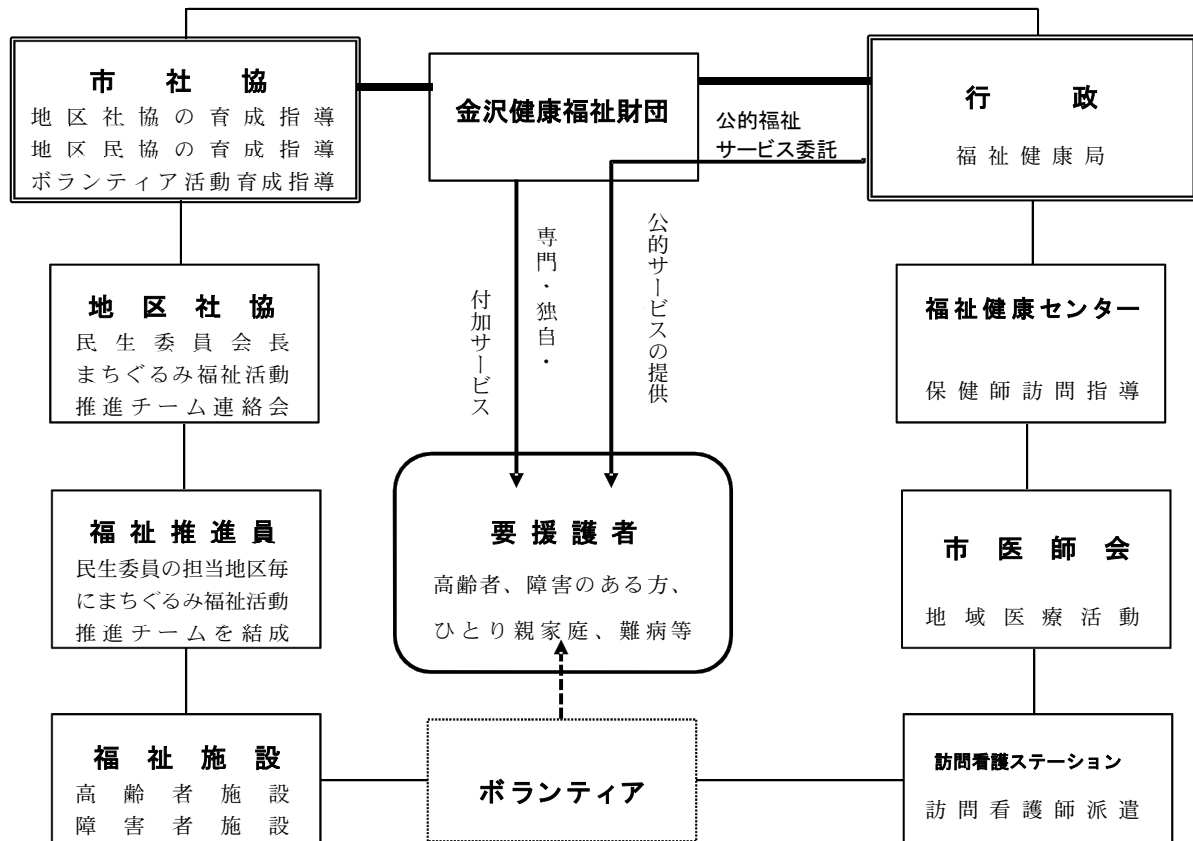
③ 第三者評価事業

第三者評価機関として、福祉事業者の提供する福祉サービスについて評価を実施

④ 介護予防運動訓練推進事業

地域福祉を推進するため、公民館等で介護予防訓練教室を開催

2 地域福祉ネットワークにおける財団の関わり



3 令和3年度予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
基本財産運用収入	4	事務局費	61,755
受託事業収入	490,213	受託事業費	503,821
医療・介護保険事業収入	411,671	医療・介護保険事業費	387,787
障害者総合支援事業収入	69,341	障害者総合支援事業費	52,940
自主事業収入	3,970	自主事業費	3,218
利用料収入	10,615	固定資産取得支出	1,732
補助金等収入	26,825		
雑収入	1,460		
減価償却引当預金収入	792		
合 計	1,014,891	合 計	1,011,253

第6 生活支援課

I 生活保護

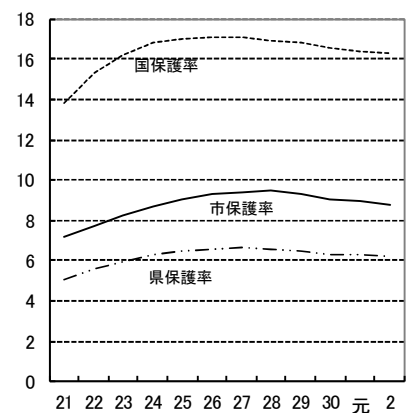
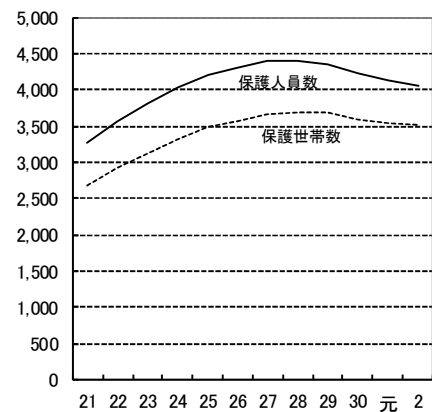
生活保護は、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

本市における保護の動向は、平成21年度に雇用情勢の悪化を背景に急増したが、近年は緩やかな減少傾向にある。

1 被保護世帯数・人員・保護率の年次推移

年度	管内人口	保護世帯数	保護人員	保護率(‰)		
				当市	県	国
21	457,340	2,677	3,269	7.15	5.10	13.8
22	460,608	2,917	3,559	7.73	5.58	15.3
23	462,668	3,125	3,806	8.23	5.95	16.2
24	463,291	3,318	4,027	8.69	6.28	16.8
25	463,617	3,480	4,195	9.05	6.48	17.0
26	464,437	3,572	4,304	9.27	6.59	17.1
27	465,652	3,658	4,397	9.44	6.66	17.1
28	466,125	3,692	4,406	9.45	6.59	16.9
29	465,977	3,683	4,341	9.32	6.50	16.8
30	465,166	3,592	4,222	9.08	6.33	16.6
元	463,843	3,552	4,137	8.92	6.26	16.4
2	463,147	3,529	4,062	8.77	6.19	16.3

※ 保護率＝年度平均

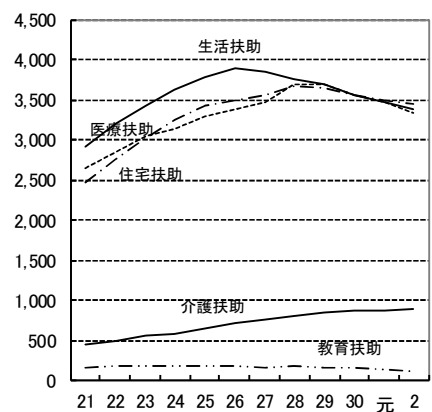


2 扶助別人員年次推移

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
21	2,911	2,466	157	459	2,643	477	1	80
22	3,196	2,757	172	504	2,839	466	2	77
23	3,436	3,022	176	552	3,042	491	3	116
24	3,632	3,248	179	588	3,150	462	1	110
25	3,786	3,424	183	652	3,296	481	2	114
26	3,890	3,500	182	720	3,394	485	5	105
27	3,846	3,557	170	753	3,471	678	1	159
28	3,760	3,678	178	796	3,685	775	2	115
29	3,685	3,650	166	855	3,684	670	1	135
30	3,567	3,555	155	862	3,572	720	2	112
元	3,474	3,489	140	869	3,481	760	2	127
2	3,380	3,445	121	898	3,331	673	2	123

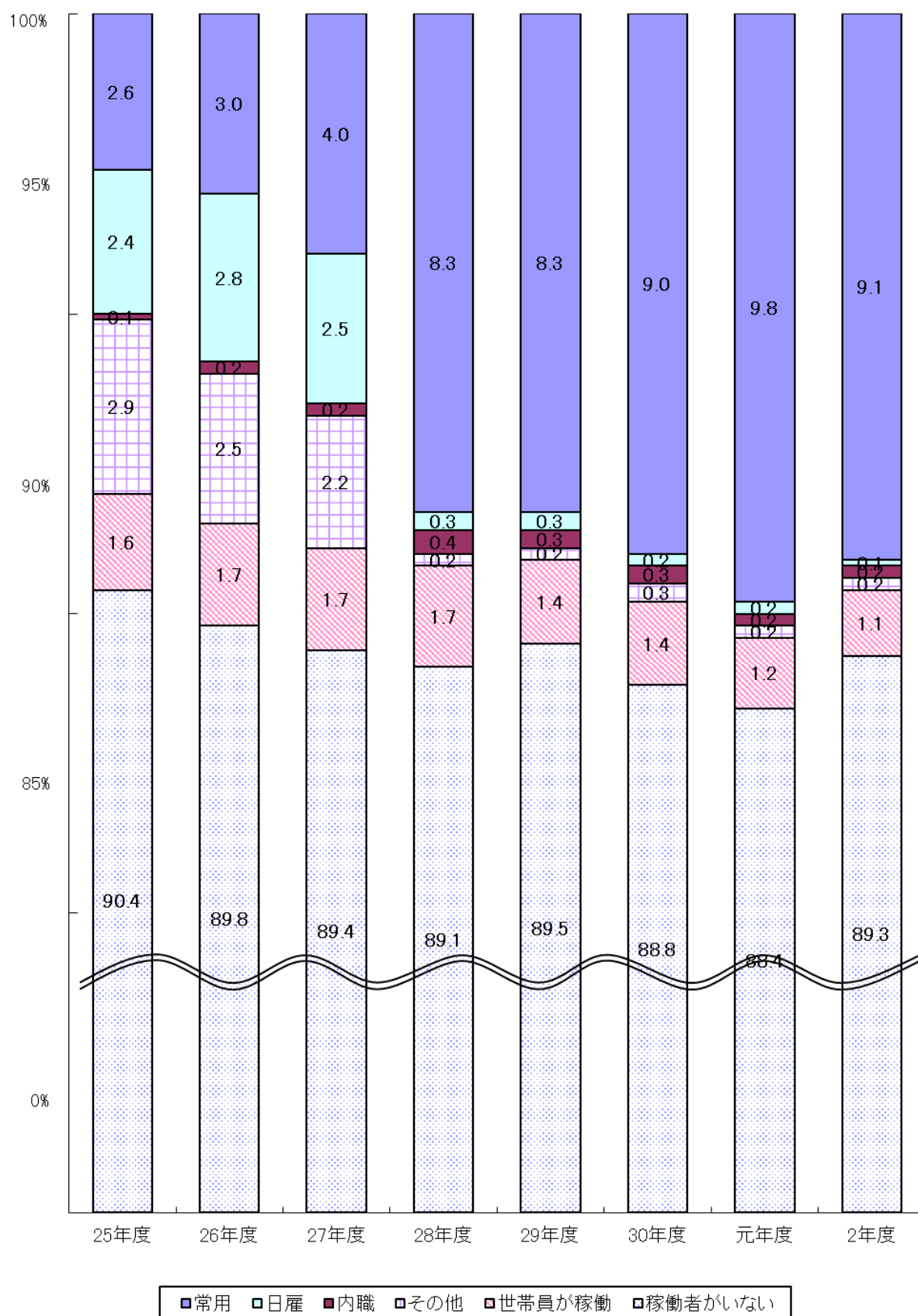
※ 生活、住宅、教育、介護、医療は月平均人員

生業、出産、葬祭は年度延べ人員



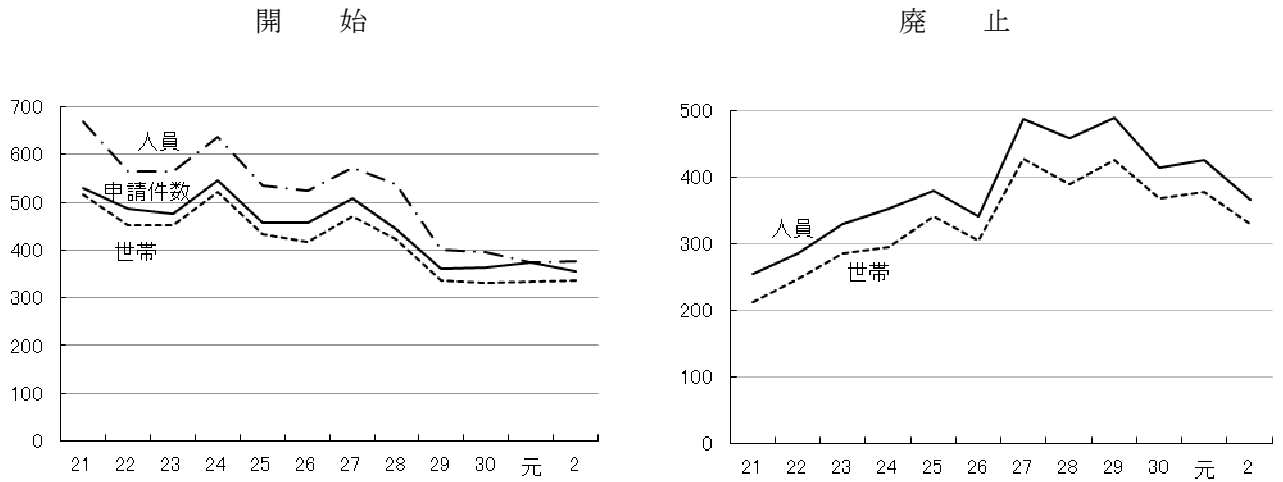
3 労働力類型年次推移

10世帯のうち約9世帯は稼働者のいない世帯である。

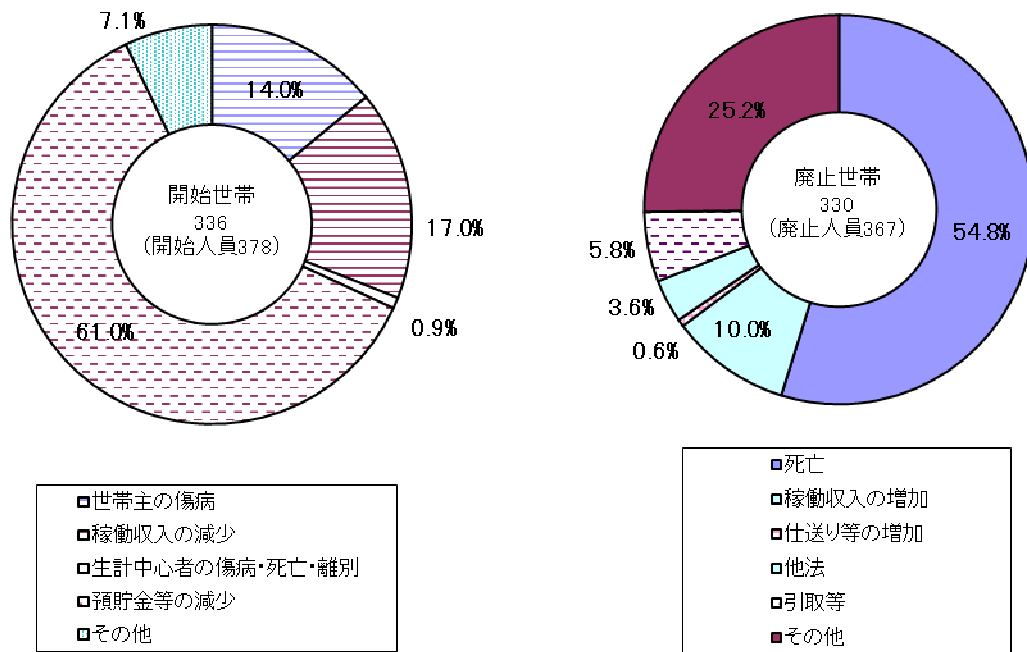


4 保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成

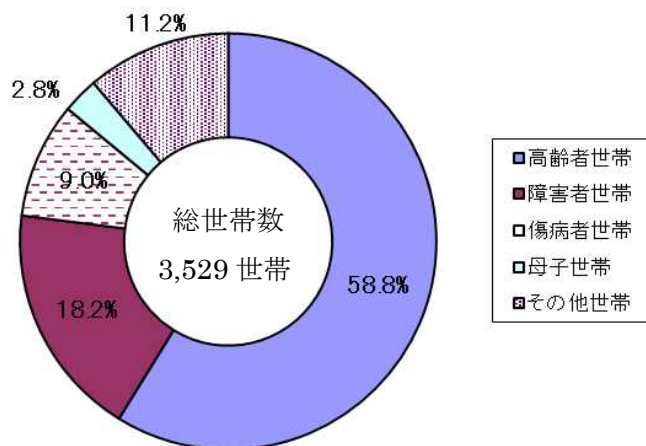
○ 保護開始・廃止の世帯人員の推移



○ 開始・廃止の理由別構成（令和2年度）



5 世帯類型構成比（令和2年度）

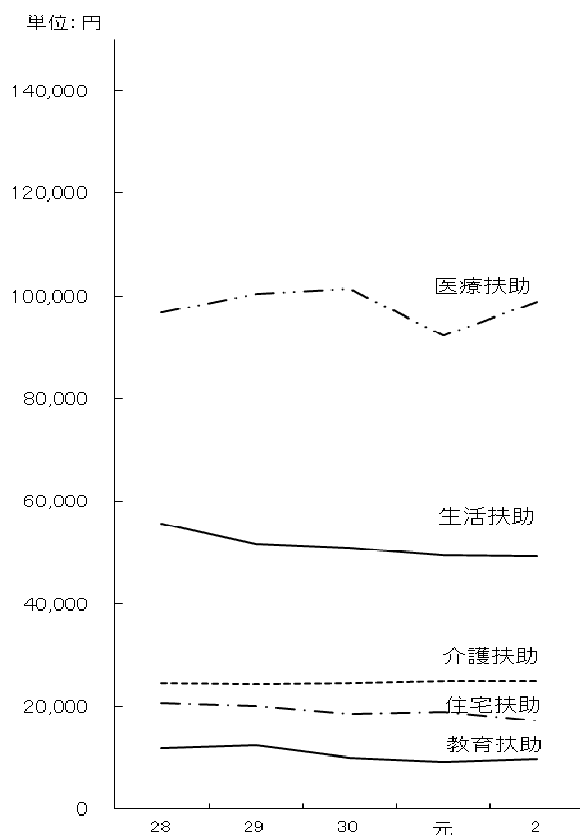


6 生活保護基準額の推移

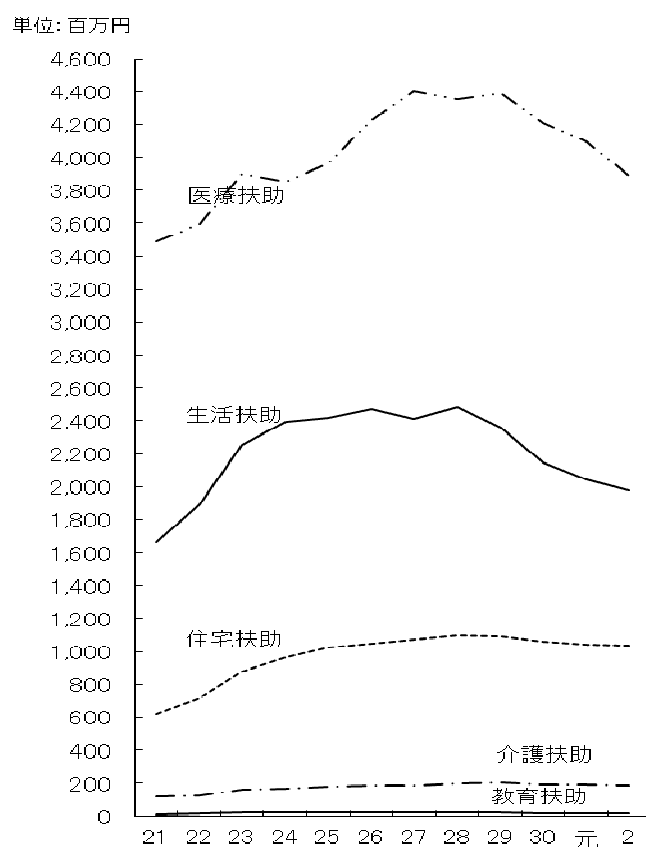


7 扶助費構成の年次推移

1月分の1人当たりの扶助費の年次推移



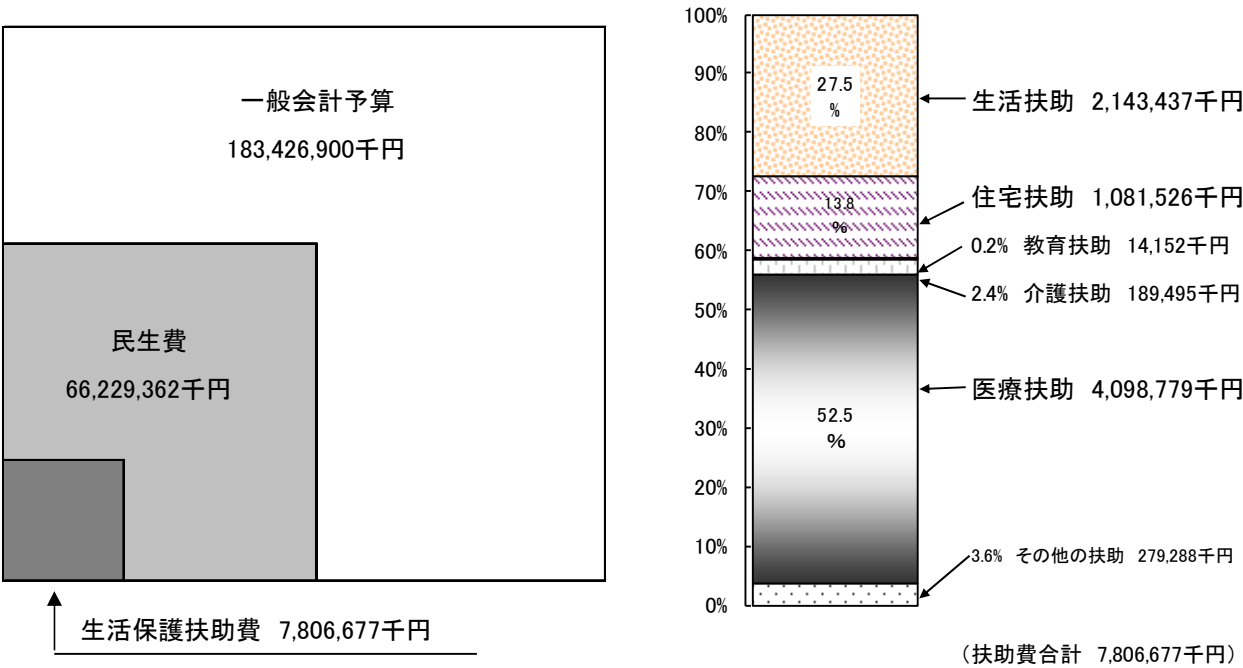
扶助費年次推移



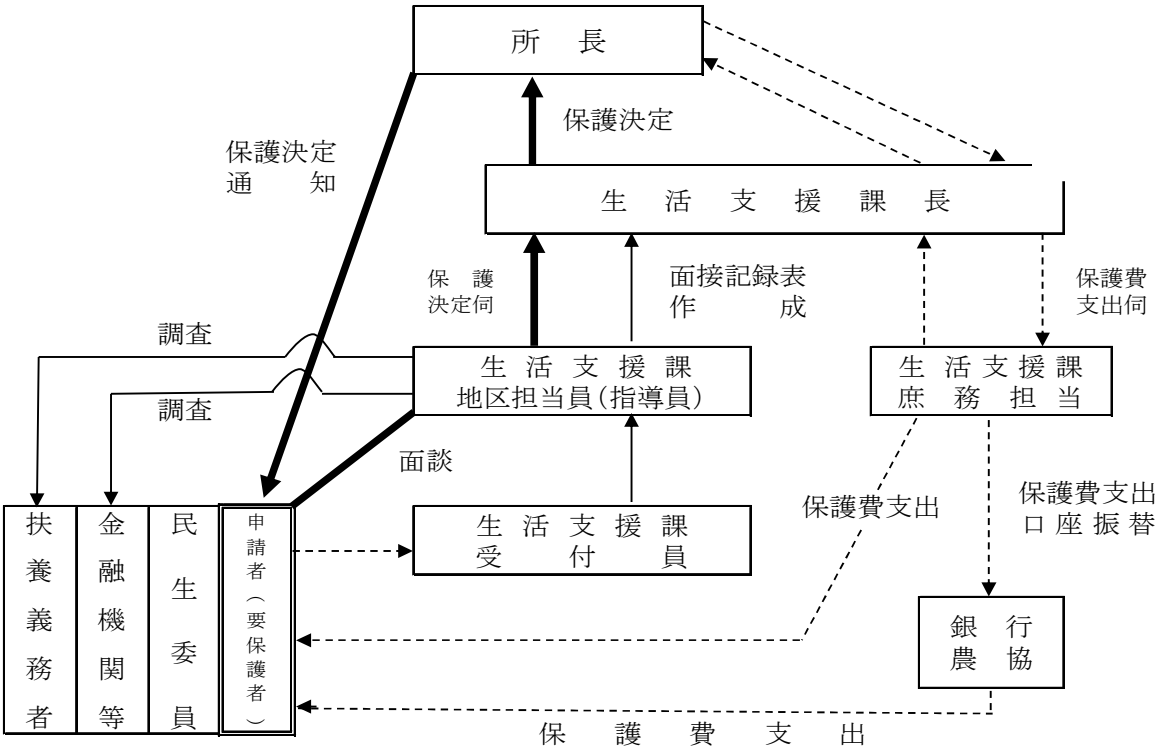
(単位: 千円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助費等	計
21	1,893,692	718,591	20,051	123,691	3,592,886	265,519	6,614,430
22	2,111,963	800,871	23,761	149,151	3,649,295	263,116	6,998,157
23	2,254,780	881,562	23,776	159,647	3,897,690	272,431	7,489,886
24	2,390,603	965,454	24,460	169,110	3,852,842	276,365	7,678,515
25	2,416,384	1,022,744	23,892	181,207	3,963,987	278,075	7,886,289
26	2,471,155	1,049,055	26,218	184,544	4,227,389	277,789	8,236,150
27	2,416,638	1,077,252	23,843	189,170	4,402,363	303,619	8,412,885
28	2,481,303	1,098,148	25,648	198,731	4,353,763	305,944	8,463,537
29	2,359,180	1,088,939	23,979	203,971	4,388,927	302,360	8,367,356
30	2,145,680	1,063,476	19,987	192,255	4,205,728	294,636	7,921,762
元	2,043,732	1,044,403	16,221	189,972	4,090,903	300,484	7,685,715
2	1,980,335	1,038,778	14,770	188,453	3,885,642	280,765	7,388,743

8 金沢市の予算と生活保護扶助費（3年度）



9 生活保護ケースおよび保護費取扱表



- 《備考》
- 生活保護費の支給は原則として、地方自治法施行令第165条の2による口座振替の方法によるものとする。
 - 保護費は口座振替の方法によるものについて、毎月概ね4日、窓口で支払うものについては、毎月概ね5日に支給している。その他、月に3回の支給日を定めている。

Ⅱ 法 外 援 護 等

1 金沢市援護規則抜粋

第1条 この規則は、金沢市に住所を有し、生活に困窮して生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けるに至らないもの（教育援護及びその他の援護については被保護者を含む。）及び心身障害者に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的とする。

2 援 護 の 種 類

- (1) 教育援護は、義務教育に係る修学旅行又はこれに準ずる校外活動の支度金の一部を補給するものとする。
- (2) 療養援護は、医療費（看護料を含む）の支払により生活に困窮している世帯に対し、療養費の全部又は一部を補給するものとする。
- (3) 新規就労援護は、生活に困窮している世帯の子弟が中学校を卒業し、新規に就労する場合であつて、かつ、その世帯が支度資金に窮する時その一部を補給するものとする。
- (4) その他の援護は、生活に困窮している世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる時、必要とする経費の全部又は一部を補給するものとする。

3 法 外 援 護 費

（単位：円）

区分 年度	援 護 の 種 類					計
	教育援護費	療養援護費	新 規 就 労 援 護 費	その他の 援 護 費	夏季・歳末見舞金	
21	2,924,000	11,051,001	120,000	92,000	夏 14,493,000 冬 28,335,000	57,015,001
22	3,140,000	9,942,027	30,000	105,500	夏 15,294,000 冬 28,179,000	56,690,527
23	3,400,000	8,827,553	30,000	51,000	夏 16,182,000 冬 28,083,000	56,573,553
24	3,184,000	6,662,544	90,000	18,500	夏 8,046,000 冬 27,714,000	45,715,044
25	3,404,000	5,467,189	30,000	37,000	夏 7,920,000 冬 27,495,000	44,353,189
26	3,496,000	5,390,012	60,000	47,400	夏 8,187,000 冬 27,465,000	44,645,412
27	3,316,000	4,330,705	90,000	45,000	夏 1,746,000 冬 26,424,000	35,951,705
28	2,972,000	4,330,705	90,000	34,700	夏 1,722,000 冬 26,121,000	36,236,862
29	2,944,000	3,226,281	30,000	100,000	夏 1,716,000 冬 26,058,000	34,074,281
30	2,700,000	3,212,586	90,000	26,500	夏 1,722,000 冬 19,140,000	26,891,086
元	2,428,000	4,559,848	0	36,200	夏 1,341,000 冬 18,858,000	27,223,048
2	2,368,000	3,892,595	0	108,000	夏 1,305,000 冬 18,480,000	19,785,000

4 夏季・歳末見舞金支給状況

	支 給 対 象 者	支給金額(1世帯当り)
夏季 見 舞 金	(1) 障害者支援施設入所者	3,000 円
	令和2年度支給対象者 435人	1,305,000 円
歳 末 見 舞 金	上記(1)	
	(2) 特別児童扶養手当受給者	3,000 円
	(3) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳「A」所持者	3,000 円
	(4) 児童福祉施設入所者	3,000 円
	令和2年度支給対象者 6,160人	18,480,000 円

5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金等の支給に関する法律施行令に基づいて、災害により死亡した市民（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。）の遺族に対する弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付を行い、市民の福祉の増進に資することとしている。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金について

	災害弔慰金	災害障害見舞金
対 象 者	災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者	
対象災害	自然災害により市内において住居が5世帯以上滅失する等で、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された災害	
受 給 者	災害により死亡した方の遺族 ※支給順位 ア．配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ．上記のいずれもない場合は兄弟姉妹（同居又は生計同一者）	災害により重度障害を受けた方 1. 両目の失明 2. 咀嚼および言語機能の喪失 3. 要常時介護 4. 両上肢でひじ関節以上の切断 5. 両下肢でひざ関節以上の切断 6. 両上肢または両下肢の用の全廃 7. その他これらの障害と同程度以上と認められるもの
金 額	生計維持者の場合 500 万円 その他の者の場合 250 万円	生計維持者の場合 250 万円 その他の者の場合 125 万円

(2) 災害援護資金貸付について

対 象 者	災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者																				
対 象 災 害	自然災害により、県内において災害救助法が適用された災害																				
受 給 者	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（※所得制限があります） 1．世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 2．家財の1／3以上の損害 3．住居の半壊又は全壊・流出 <所得制限額> <table><tr><td>世帯人員</td><td>市税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>730万円に一人増すごとに30万円加算</td></tr></table> ※ただし、住居が滅失した場合は1270万円			世帯人員	市税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円に一人増すごとに30万円加算						
世帯人員	市税における前年の総所得金額																				
1人	220万円																				
2人	430万円																				
3人	620万円																				
4人	730万円																				
5人以上	730万円に一人増すごとに30万円加算																				
貸付内限度額	<table><tr><td>状況</td><td>世帯主に1ヶ月以上の負傷あり</td><td>世帯主に1ヶ月以上の負傷なし</td></tr><tr><td>1． 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td><td>150万円</td><td></td></tr><tr><td>2． 家財の1／3以上の損害</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>3－1． 住居の半壊</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr><tr><td>3－2． 住居の全壊</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>3－3． 住居全体の滅失又は流出</td><td colspan="2">350万円</td></tr></table>			状況	世帯主に1ヶ月以上の負傷あり	世帯主に1ヶ月以上の負傷なし	1． 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円		2． 家財の1／3以上の損害	250万円	150万円	3－1． 住居の半壊	270万円	170万円	3－2． 住居の全壊	350万円	250万円	3－3． 住居全体の滅失又は流出	350万円	
状況	世帯主に1ヶ月以上の負傷あり	世帯主に1ヶ月以上の負傷なし																			
1． 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円																				
2． 家財の1／3以上の損害	250万円	150万円																			
3－1． 住居の半壊	270万円	170万円																			
3－2． 住居の全壊	350万円	250万円																			
3－3． 住居全体の滅失又は流出	350万円																				
貸付利率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年1．5％																				
措置期間	3年																				
償還期限	10年（措置期間を含む）																				
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																				

第7 介護保険課

1 制度のあらまし

(1) 保険に加入する方

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

(2) 給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき。

（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など特定疾病が原因とされる病気により介護等が必要になった方のみ）

(3) 利 用 料

- 利用料は、原則としてかかった費用の1割。ただし、65歳以上の一定以上所得者は、2割又は3割。
- 在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。
- 施設サービス、ショートステイ等は、上記の利用料のほかに食費と居住費等の負担も必要。

(4) 保 険 料

第1号被保険者	● 保険料は市町村が設定 ● 所得に応じた保険料（13段階区分） ● 原則、老齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収	第2号被保険者	● 保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して納入する。
---------	---	---------	---

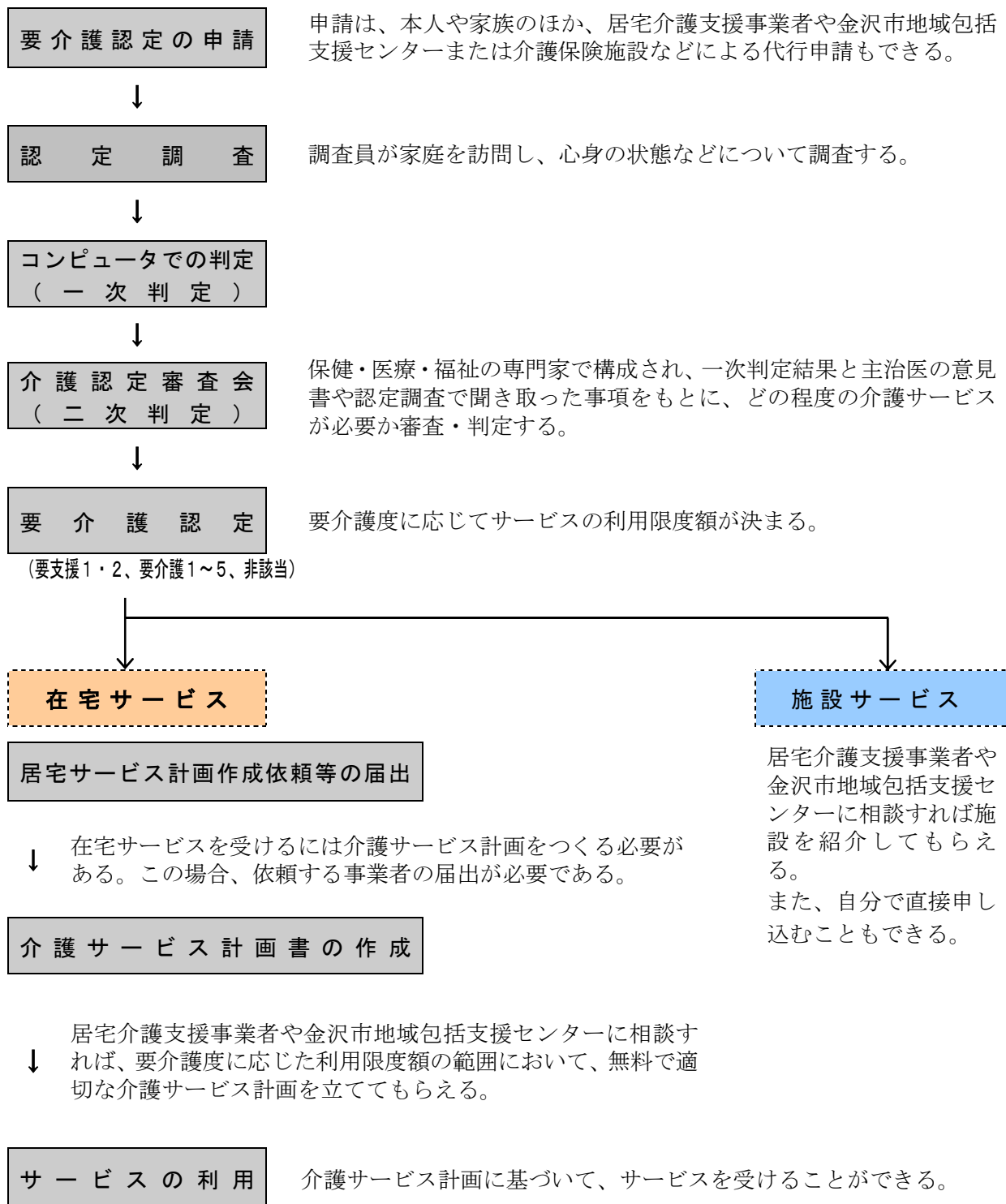
2 介護保険サービス

(1) サービスの種類

在宅サービス	訪問サービス ◆訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導	施設サービス	◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 ◆介護療養型医療施設 ◆介護医療院
	通所サービス ◆通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所サービス（ショートステイ） ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 その他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	地域密着型サービス	◇認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◆地域密着型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム） ◆地域密着型特定施設入居者生活介護 ◆夜間対応型訪問介護 ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◆看護小規模多機能型居宅介護

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供している。

(2) 要介護認定からサービス利用までの手続き



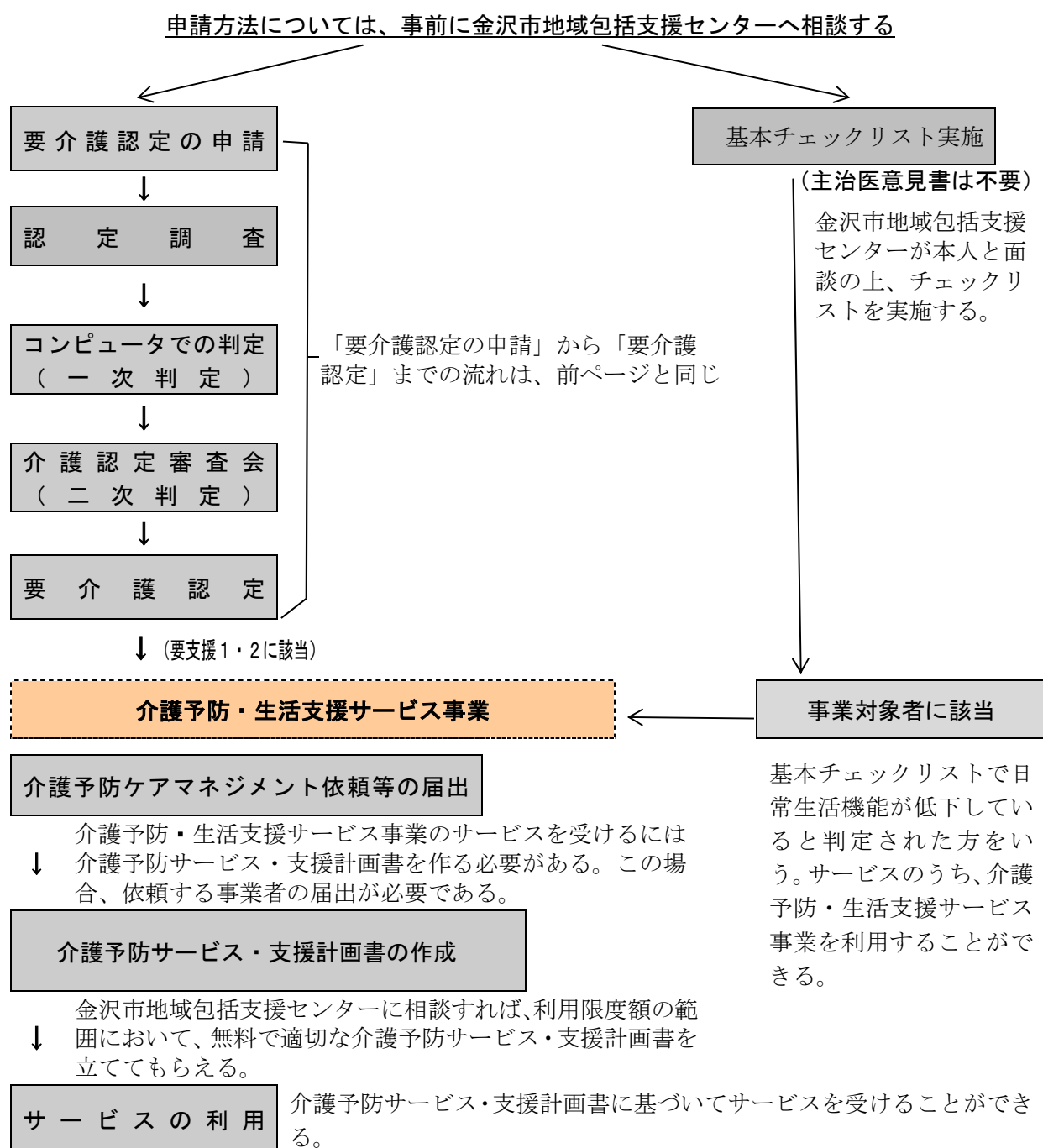
※非該当となった場合は、介護保険サービスは受けられないが、金沢市が実施する一般介護予防事業への参加を勧めている。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービスの種類

介護予防・生活支援サービス事業	
訪問サービス	・介護予防型訪問サービス ・短期集中型訪問サービス（栄養改善） ・基準緩和型訪問サービス
通所サービス	・介護予防型通所サービス ・短期集中型通所サービス（運動器機能向上） ・基準緩和型通所サービス ・短期集中型通所サービス（口腔機能向上）

(2) サービス利用までの手続き



4 要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施

(1) 要介護認定申請者数

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
平成30年度	5,002	9,609	2,592	17,203
令和元年度	4,901	12,069	2,427	19,397
令和2年度	4,733	5,188	2,910	12,831

(2) 要介護認定者数（実人数）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年度	2,830	3,437	4,616	4,103	3,068	2,494	1,815	22,363
令和元年度	2,809	3,463	4,884	4,239	3,120	2,514	1,829	22,858
令和2年度	3,032	3,451	5,172	4,361	3,163	2,538	1,735	23,452

※ 各年度末の状況

5 事業者の指定状況

(1) 介護保険サービス

※ 市内に所在する事業者のみ。（ ）内は、介護予防サービス

区 分	サービスの種類	平成31年3月 事業所数	令和2年3月 事業所数	令和3年3月 事業所数
在宅サービス	訪 問 介 護	134 ※	142 ※	146 ※
	訪 問 入 浴 介 護	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	訪 問 看 護	209 (199)	214 (203)	220 (208)
	訪問リハビリテーション	100 (99)	98 (97)	97 (96)
	居 宅 療 養 管 理 指 導	579 (568)	593 (583)	616 (610)
	通 所 介 護	104 ※	109 ※	109 ※
	通所リハビリテーション	130 (132)	128 (130)	123 (126)
	短 期 入 所 生 活 介 護	42 (41)	43 (42)	45 (44)
	短 期 入 所 療 養 介 護	15 (15)	13 (13)	13 (13)
	特定施設入居者生活介護	16 (10)	16 (10)	15 (9)
	福 祉 用 具 貸 与	40 (40)	42 (42)	42 (42)
	福 祉 用 具 販 売	38 (38)	38 (38)	38 (38)
居宅介護支援	居 宅 介 護 支 援	154 (19)	158 (19)	158 (19)
地域密着型 サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22	22	23
	認知症対応型共同生活介護	52 (52)	55 (55)	54 (54)
	認知症対応型通所介護	8 (8)	7 (7)	7 (7)
	小規模多機能型居宅介護	23 (21)	24 (23)	24 (23)
地域密着型	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	1	1	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	1

サービス	看護小規模多機能型居宅介護	3	4	6
	地域密着型通所介護	82	76	76
施設サービス	介護老人福祉施設	20	20	20
	介護老人保健施設	12	12	12
	介護療養型医療施設	4	2	1
	介護医療院	2	3	4
計（延べ事業所数）		1,795 (1,245)	1,824 (1,265)	1,853 (1,292)

※訪問介護及び通所介護のうち介護予防サービスは、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

介護予防・ 生活支援 サービス事業	介護予防型訪問サービス	104	113	103
	介護予防型通所サービス	193	198	195
	基準緩和型訪問サービス	62	66	58
	基準緩和型通所サービス	129	122	112
計（延べ事業所数）		488	499	468

6 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス毎の利用者数等

① 介護保険サービス

区 分	サービスの種類	令和2年3月審査分(2月利用分)		令和3年3月審査分(2月利用分)	
		件数（人数）	日数・回数	件数（人数）	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	3,835	60,311	3,866	60,287
	訪問入浴介護	90	380	114	450
	訪問看護	2,083	11,478	2,280	12,719
	訪問リハビリテーション	153	780	152	791
	居宅療養管理指導	5,302	10,219	5,664	10,990
	通所介護	4,495	46,707	4,099	43,294
	通所リハビリテーション	1,905	14,065	1,691	12,732
	短期入所生活介護	1,174	16,505	1,174	17,410
	短期入所療養介護	58	551	24	170
	特定施設入居者生活介護	849	24,203	597	16,110
	福祉用具貸与	7,667		8,188	
	福祉用具購入	86		80	
在宅サービス	住宅改修	99		90	
居宅介護支援	居宅介護支援	11,814		12,082	

地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	624	17,051	666	17,466
	認知症対応型共同生活介護	1,016	28,281	996	27,113
	認知症対応型通所介護	119	1,312	128	1,463
	小規模多機能型居宅介護	488	9,595	498	10,203
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	28	618	25	582
	看護小規模多機能型居宅介護	97	2,199	136	2,884
	地域密着型通所介護	1,482	12,695	1,341	11,347
施設サービス	介護老人福祉施設	1,507	41,670	1,500	40,406
	介護老人保健施設	1,192	32,478	1,150	31,064
	介護療養型医療施設	66	1,886	29	789
	介護医療院	127	3,619	168	4,580

② 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防型訪問サービス	479	3,034	451	2,984
	介護予防型通所サービス	1,699	10,274	1,623	9,632
	基準緩和型訪問サービス	851	3,861	718	3,508
	基準緩和型通所サービス	1,871	9,776	1,805	9,482
	介護予防ケアマネジメント	2,914	—	2,838	—

(2) 介護保険給付費の状況

① 介護保険サービス

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
在宅サービス	16,265,300	16,668,387
地域密着型サービス	7,561,390	7,859,560
施設サービス	9,116,455	9,139,174
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	2,027,996	2,116,571
合 計	34,971,141	35,783,692

② 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
介護予防型サービス（訪問・通所）	730,818	695,048
基準緩和型サービス（訪問・通所）	632,217	591,916
介護予防ケアマネジメント	159,945	149,838
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	9,026	9,049
合 計	1,532,006	1,445,851

7 介護保険料の状況

(1) 年度別保険料

(単位：円)

所得段階区分		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
①・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		25,701	19,770	19,770
②世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	41,517	31,632	31,632
③世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方	53,379	51,402	51,402
④世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方	67,218	67,218	67,218
⑤世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方	79,080	79,080	79,080
⑥本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円未満の方	90,942	90,942	90,942
⑦本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円以上200万円未満の方	98,850	98,850	—
	本人の合計所得金額※が120万円以上210万円未満の方	—	—	98,850
⑧本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が200万円以上300万円未満の方	110,712	110,712	—
	本人の合計所得金額※が210万円以上320万円未満の方	—	—	110,712
⑨本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が300万円以上500万円未満の方	118,620	118,620	—
	本人の合計所得金額※が320万円以上500万円未満の方	—	—	118,620
⑩本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が500万円以上800万円未満の方	138,390	138,390	138,390
⑪本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が800万円以上1,000万円未満の方	158,160	158,160	158,160
⑫本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満の方	170,022	170,022	170,022
⑬本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,500万円以上の方	181,884	181,884	181,884

※ 土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用いる。

- ・ 年度の途中で65歳に達した方、転入された方など、上記と異なる金額となる場合がある。

(2) 所得段階別人数

(単位：人)

所得段階区分		令和元 年度	令和2 年度
①・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		16,748	16,568
②世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	10,246	10,487
③世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方	9,684	9,972
④世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方	11,869	11,505
⑤世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方	17,224	17,258
⑥本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円未満の方	18,975	19,537
⑦本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円以上200万円未満の方	16,461	16,630
⑧本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が200万円以上300万円未満の方	8,678	8,767
⑨本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が300万円以上500万円未満の方	5,235	5,473
⑩本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が500万円以上800万円未満の方	2,046	2,079
⑪本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が800万円以上1,000万円未満の方	652	649
⑫本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満の方	823	868
⑬本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,500万円以上の方	1,077	1,127
計		119,718	120,920

8 在宅介護の推進

在宅サービス利用料助成事業

在宅での介護を支援するために、利用限度額を超えてサービスを利用したため介護保険の対象とならない費用の一部を助成する。

対 象 者 次の要件を全て満たす要介護3～5の認定を受けている方

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②市民税課税者と同居していない
- ③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていない
- ④介護保険料を滞納していない

助 成 額 利用限度額を超えて利用したサービスの費用の2分の1（上限額23,200円）

9 介護人材の養成

介護人材の確保に向けたフォーラムの開催や県外からのU J I ターン就労を推進するほか、介護職員の定着と資質向上を図るための研修・資格取得への支援等を実施。

区 分	内 容	備 考
かなざわ介護ラボ	市内介護事業所の若手職員が介護職の魅力をPR	
U J I ターン介護職員就業支援	県外からの転居費用等に対し助成	助成額 20万円
ケア・ワーカーカフェ	職場を越えた情報交換の場を提供や職場同士のネットワークの構築を支援	密着特養の地域交流室等 年12回
ケア・メンター派遣	新規採用介護職員等に対しベテラン介護士による個別相談を実施	
介護職員キャリアアップ支援	研修や資格取得にかかる費用を支援	補助率 1/2（限度額 10万円）
電話相談	相談内容に応じ、情報の提供及び関係機関を紹介	月～金 9時～17時 （祝日・年末年始除く）
専門相談	相談内容に応じ、専門相談を実施	随時

10 住まいづくり助成制度

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度（平成6.4発足）

- ① 目 的 居住している家屋を自立した日常生活を過ごせるように改造（浴室・便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金を助成する。

介護保険制度における要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1・2級所持者（下肢・体幹）、または重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修費の給付を受けることができる方を対象とする。

- ② 助成の内容 生活保護世帯……………限度額 1,000千円（助成率100%）
市民税・所得税非課税世帯……………限度額 700千円（助成率 90%）
所得税額5万円以下の世帯…………… 限度額 500千円（助成率 70%）

※助成額は、介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、それら制度の給付額を控除した額。所得税額または市民税額の対象となる所得は、7月から12月受付分は前年分、1月から6月受付分は前々年分。

第 8 障 害 福 祉 課

1 身体障害者手帳制度〔身体障害者福祉法第15条〕

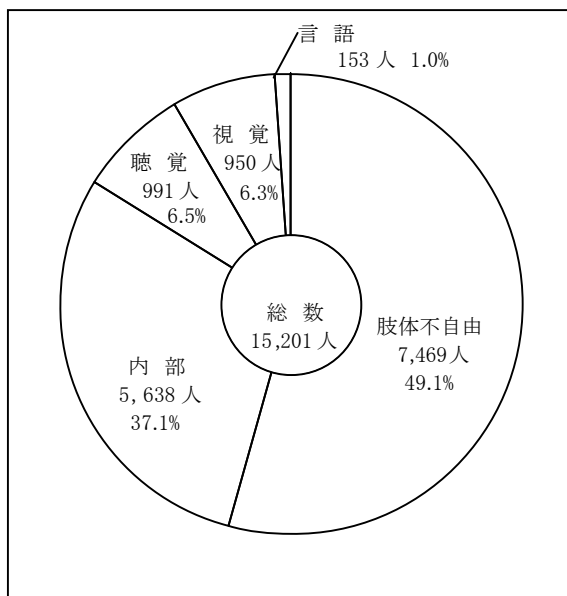
法律で定められた支援を受けたり、医療費助成等の各種制度を利用するために必要であり、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に交付する。

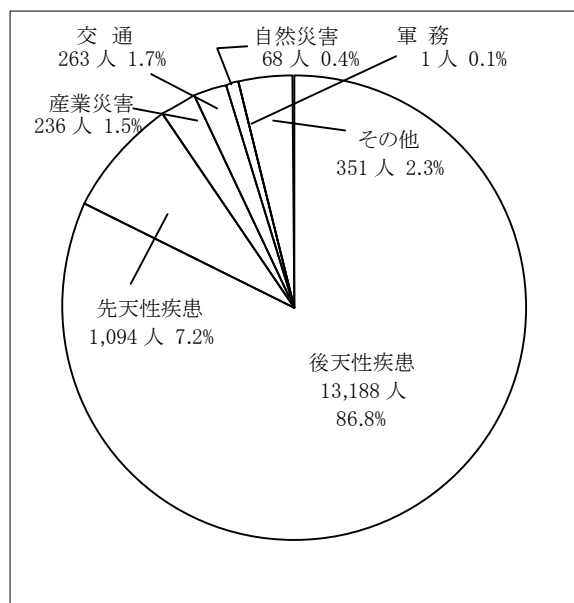
(1) 身体障害者手帳交付者数

(令和3年4月1日現在)

部位 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
肢 体 不 自 由	1,772 人	1,532 人	1,618 人	1,792 人	487 人	268 人
聴 覚 障 害	91	249	124	155	10	362
視 覚 障 害	367	316	55	76	91	45
内 部 障 害	3,257	97	1,412	872		
言 語 障 害	8	5	65	75		
合 計	5,495	2,199	3,274	2,970	588	675
%	36.1	14.5	21.5	19.5	3.9	4.5

(2) 部位別および原因別状況





(3) 各年度ごとの交付者数

(令和3年4月1日現在)

年度	障害	肢体不自由	聴 覚	視 覚	内 部	言 語	計
25		531	54	38	507	11	1,141
26		368	50	38	525	13	994
27		285	53	34	482	20	874
28		300	50	27	567	12	956
29		288	48	44	587	18	985
30		313	41	51	525	9	939
元		306	46	44	535	14	945
2		256	40	30	499	10	835

2 療育手帳（知的障害者）制度

知的障害のある人に対して、一貫した支援・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするため、知的障害のある人に手帳を交付し、もって、知的障害のある人の福祉の増進に資することを目的とする。

(1) 療育手帳交付者数（令和3年4月1日現在）

年度	交 付 件 数			
	A	B	計	
25	1,095 件	1,502 件	2,597 件	A…IQ35以下の人およびIQ50以下で身体障害者手帳1～3級合併障害のある人（重度） B…A以外（その他）
26	1,109	1,570	2,679	
27	1,121	1,652	2,773	

28	1, 134	1, 725	2, 859
29	1, 143	1, 813	2, 956
30	1, 170	1, 876	3, 046
元	1, 169	1, 955	3, 124
2	1, 173	1, 961	3, 134

3 精神障害者保健福祉手帳制度

社会復帰の促進と自立、また社会参加の促進を図るため、精神に障害のある人に手帳を交付する。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（令和3年4月1日現在）

年度	交 付 件 数			
	1級	2級	3級	計
25	267 件	2, 234 件	260 件	2, 761 件
26	257	2, 412	285	2, 954
27	265	2, 635	332	3, 232
28	261	2, 873	374	3, 508
29	271	3, 099	383	3, 753
30	284	3, 384	376	4, 044
元	304	3, 825	399	4, 528
2	280	3, 805	380	4, 465

4 障害者総合支援法の概要（平成25年4月1日施行）

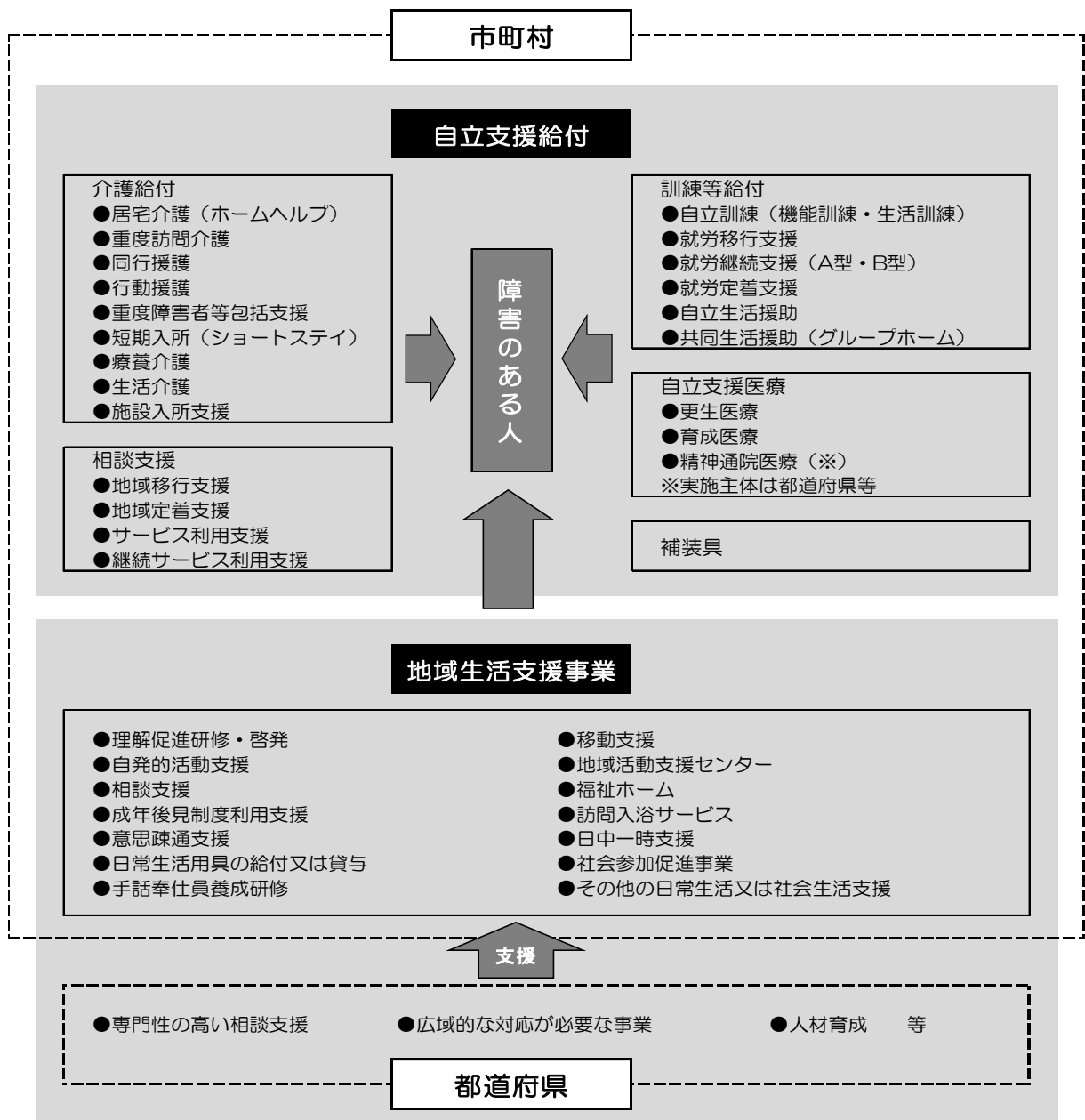
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25年4月1日から施行され、障害のある人の範囲に難病患者等が加わった。

平成26年4月からは、「障害支援区分の創設」や「ケアホームのグループホームへの一元化」、「重度訪問介護の対象者拡大(知的、精神に障害のある人)」など障害福祉サービスの充実が図られ、平成30年4月からは、「就労定着支援」「自立生活援助」が創設された。

(1) 障害者総合支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある人の地域での生活を支援する。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の特性等による標準的な支援の度合いが一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行う。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。
自 立 支 援 医 療	精神通院医療および更生・育成医療の3つの公費負担医療を一本化して実施。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用を支給する。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行う。



(2) 利用者負担について

サービスを利用した場合の負担については、原則として世帯の負担能力に応じて1ヶ月の上限額が設定される。なお、サービス利用量が少なく、サービス費用の1割の額が設定される上限額より低い場合、1割負担となる。また、負担上限月額を算定する際は、「個人単位」を基本とし本人とその配偶者のみの所得で判断される。

◆ 通所施設・在宅サービス等軽減

区 分	負担上限月額
生 活 保 護	0 円
低 所 得	0 円
一 般 1	9,300 円（市民税所得割 16 万円未満）
一 般 2	37,200 円（市民税所得割 16 万円以上）
障害のある児童	（一般1） 4,600 円（市民税所得割 28 万円未満）

◆ 高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合、障害福祉サービスと補装具制度を利用した場合など、負担上限月額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給される。

◆ 新高額障害福祉サービス等給付費

65歳に至るまで相当の長期間にわたり、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢で障害のある方が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険のサービスを利用した場合に、所得の状況や障害の程度などの事情を勘案し、該当する介護保険サービスの利用者負担分が新高額障害福祉サービス等給付費として支給される。

◆ 補足給付 対象…負担上限月額の区分が、生活保護・低所得の方または20歳未満の方

・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行う。

◆ 補足給付（家賃助成）

対象…グループホームの利用者で負担上限月額の区分が生活保護または低所得の世帯の方

・家賃につき最高で1万円分を軽減する。

◆ 生活保護への移行防止策

・自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合に、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げる。

(3) サービス利用の流れ

① サービス利用の相談

「どのようなサービスが利用できるのか」「費用はどうなるのか」などサービスについての各種相談をする。

② 支給申請

サービス利用を希望する方は、市の窓口で利用申請を行う。申請は本人のほか、家族などによる代理申請も可能。

③ 相談支援事業者との契約

支給決定に必要なサービス等利用計画案の作成のために、市の指定を受けた特定相談支援事業者と契約をする。

④ 認定調査

心身の状況に関する80項目の調査を受ける。

⑤障害支援区分の認定

障害支援区分が必要なサービスについては、認定調査による障害支援区分の一次判定を経て、障害支援区分認定審査会において医師意見書等を参考に二次判定を行い、最終的な障害支援区分を認定する。



⑥サービス等利用計画案提出

相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市に提出する。



⑦支給決定

市は、計画案の内容を勘案し、サービスの種類と支給量を決定する。



⑧受給証の交付

支給決定を受けると、「支援の種類」「支給期間」「負担上限月額」などが記載された受給者証が交付される。



⑨事業者との契約
サービスの提供

支給決定を受けた方は、決定された支給量の範囲内で事業者と契約し、サービスの提供を受ける。



⑩利用者負担の支払い

利用者は負担上限月額の範囲内でサービス費用の1割を事業者に支払う。食費などの実費負担が必要なサービスの場合、その額を支払う。

(4) 受給者証交付者数(通所・入所受給者証を含む)

(令和3年4月1日現在)

種 別	交付者数
障害のある人 (18歳以上)	3,850人
障害のある児童 (18歳未満)	975人
合 計	4,825人

(5) 障害福祉サービス毎の利用者数等

(単位：人)

区 分		種 類	令和3年3月利用者数
自立支援給付	介護給付	居 宅 介 護 等	659
		同 行 援 護	29
		行 動 援 護	33
		短 期 入 所	174
		療 養 介 護	94
		生 活 介 護	939
		施 設 入 所 支 援	432
	訓練等給付	共 同 生 活 援 助	474
		自 立 訓 練	90

		就 労 移 行 支 援	177
		就 労 継 続 支 援	1,654
		就 労 定 着 支 援	51
		自 立 生 活 援 助	3
	地域相談支援	地 域 移 行 支 援	3
		地 域 定 着 支 援	38
	計 画 相 談 支 援		991
合 計		5,841	

(6) 障害福祉サービス費支給状況

(単位：円)

区 分	令和2年度
介護給付	4,730,631,436
居宅介護（重度訪問介護含む）	925,672,602
同行援護	15,231,300
行動援護	32,843,653
短期入所	103,455,829
療養介護（医療費含む）	410,096,163
生活介護	2,543,779,648
施設入所支援サービス	699,552,241
訓練等給付	3,331,767,426
共同生活援助（グループホーム）	752,020,351
自立訓練	135,212,149
就労移行支援	179,021,559
就労継続支援	2,252,012,864
就労定着支援	13,147,132
自立生活援助	353,371
合 計	8,062,398,862

(7) 身体障害児（者）補装具給付（修理）事業（昭和25.発足）〔身体障害者福祉法第20条〕

（平成8.発足）〔児童福祉法第21条の6〕

（平成18.移行）〔障害者自立支援法第76条〕

障害のため失われた部位や欠陥を補うための用具（補装具）の交付、貸与および修理を行う。

① 補装具の種類

- 視覚に障害のある人……盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚に障害のある人……補聴器
- 肢体不自由者……義手、義足、装具、車いす、電動車いすほか

② 耐用年数の定めがあり、一度交付を受けたものは原則耐用年数を過ぎるまで修理はできても交付はできない。また、自己負担は、補装具の価格の原則1割。（所得制限あり）

(8) 障害児入所・通所給付（平成18.10 開始、平成24. 4 改正）

平成24年4月に児童福祉法上の通所支援と障害者自立支援法の児童デイサービスが一元化され、障害児入所給付、障害児通所給付に改正。障害種別ごとに分かれた施設体系が入所・通所による支援として一元化された。

区 分	令和3年3月利用分
	利用者数
障 害 児 入 所 給 付	17人
障 害 児 通 所 給 付	888人

5 地域生活支援事業について（平成18.10 開始）〔障害者総合支援法第77条〕

障害のある人の地域生活を支援するための障害者自立支援法の全面施行に伴い、新たな事業または従来から実施してきた事業が「地域生活支援事業」に再編され、平成18年10月から開始。障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施。

(1) 相談支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第3号〕

障害のある人、その保護者及び介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。

① 障害者相談員設置事業（昭和42. 発足）

身体・知的・精神に障害のある人の福祉の増進を図るため、障害のある人等の相談に応じ、必要な指導・援助を行う相談員を設置する。

身体障害者相談員 30名

知的障害者相談員 10名

精神障害者相談員 8名

② 聴覚障害者相談事業（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある人の各種相談に応じ、適切な助言・指導を行うことにより、障害のある人の日常生活の安定を図る。

対 象 者 市内に在住する聴覚に障害のある人やその家族

実 施 場 所 金沢市聴力障害者福祉協会事務所内

③ 各種相談支援事業

身体、知的、精神に障害のある人の各種相談に応じ、日常生活の安定を図る。

委託先 金沢健康福祉財団、オープンセサミ城南、石川療育センター

(2) 意思疎通支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第6号〕

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行う。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある人の社会生活の向上をはかるため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するもの。

委 託 者 金沢市聴力障害者福祉協会

実 績

年間介護人(手話通訳)派遣人数(昭和50.発足)

年 度	人 数
27	1,337 人
28	1,206
29	1,307
30	1,194
元	1,252
2	1,440

年間介護人(要約筆記)派遣人数(平5.発足)

年 度	手書き	パソコン
27	68	56 人
28	82	97
29	63	121
30	63	101
元	105	72
2	24	12

(3) 日常生活用具給付等事業〔障害者総合支援法第77条第1項第6号〕

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行う。

①日常生活用具給付等事業（昭和44.発足・市単分昭和58.発足）

i) 給 付

在宅の重度の障害のある人に対し、日常生活を容易にするため、ストマ用装具、便器、特殊寝台、エアーマット、緊急通報装置等の日常生活用具の給付を行う。

ii) 修 理

日常生活用具等の修理費を助成し、有効利用を図る。修理費の限度額は給付額の1/2以内とする。

iii) 貸 与

難聴者または外出が困難な在宅の重度の障害のある人に対し、福祉電話を貸与することによりコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するもので、その設置費を負担している。

種 目	令和2年度末の設置台数
福 祉 電 話	13 台

(4) 移動支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第8号〕

① 障害者等移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、ガイドヘルパーの派遣を行う「障害者等移動支援事業」等を実施し、外出のための支援を行う。

② 障害者福祉バス運行事業（昭和57.発足）

障害のある人の社会参加促進および障害のある人を構成員とする団体等の活動の育成を図るため、リフト付マイクロバスを運行する。

利用できる日 原則として毎日運行（ただし、年末年始等は運休する。）

そ の 他 利用できるのは概ね15人以上の団体

利用定員は23人（うち普通席（補助席6含む）21人、車椅子固定席2人）

運行は北陸3県で日帰りできる範囲

③ 重症心身障害児・者送迎支援事業（平成27. 発足）

人工呼吸管理などが必要な障害のある人の施設への送迎に看護職員等を派遣する。

④ 医療的ケア児移動介護支援事業（令和2. 発足）

医療的ケア児が外出する際に看護職員を派遣し、医療的ケアを伴う移動介護を実施するとともに、ひとり親家庭や複数の障害者のいる家庭等、特別の事情があると認められる家庭については通学支援を適用する等、支援を強化する。

(5) 地域活動支援センター事業〔障害者総合支援法第77条第1項第9号〕

障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(6) 成年後見制度利用支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第4号〕

知的障害のある人、精神に障害のある人で親族のいない人に対し、成年後見制度の利用を支援する。

(7) 地域生活支援拠点推進事業〔障害者総合支援法第77条第3項〕

親なき後を見据え、24時間365日対応可能な相談と緊急時の受入れ及び自立に向けた体験の機会・場の提供等を担う地域生活支援拠点の整備を推進する。

(8) 障害者居宅サービス〔障害者総合支援法第77条第3項〕

① 福祉ホーム事業

地域で自立した生活を希望する障害のある人が安心して生活できる居所の確保を図る。

- | | | | | | | |
|-----|---|---|-------------|---|---|-----|
| i) | 名 | 称 | 福祉ホーム「あおぞら」 | 定 | 員 | 5名 |
| ii) | 名 | 称 | 福祉ホーム「たんぼぼ」 | 定 | 員 | 10名 |

② 障害者等日中一時支援事業

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童を対象に日中の一時預かりを実施する。

(9) 生活支援・社会参加促進事業〔障害者総合支援法第77条第3項〕

① 障害者交流活動推進

障害のある人々がお互いに交流を図り、また広く市民との交流を図るとともに、市民の障害のある人々に対する理解をより一層深めることを目的とする。

i) 障害のあるひとの作品展（昭和62. 発足）

障害のある人の製作した作品を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある人への理解を深めてもらう。

和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止。

ii) 障害者ふれあいコンサート（平成2. 発足）

障害のある人と市民との交流の場をより一層広めるため、地元障害者団体の演奏・合唱を予

定している。

和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止。

iii) ほほえみスポーツフェスタ金沢（平成4. 発足）

障害のある人と市民との交流を図るとともに、市民の障害のある人に対する理解を一層深めることを目的とし、レクリエーション、軽スポーツ等を行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止。

iv) ふれあい運動会（昭和62. 発足）

知的障害のある人や児童とその家族、金沢中央ライオンズクラブ会員、教師、施設職員等が参加し、軽スポーツやレクリエーションを行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止。

② 障害者生活訓練事業

各障害部位ごとに日常生活において必要とされる訓練を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいのある社会生活を営めるよう支援する。

i) 視覚障害者歩行訓練士派遣事業（平成11. 発足）

委 託 先 （社福）石川県視覚障害者協会

ii) 盲ろう者等生活訓練事業（平成13. 発足）

委 託 先 石川盲ろう者友の会

iii) 重度視覚障害者生活訓練事業（平成14. 発足）

委 託 先 金沢市視覚障害者協会

iv) 聴覚障害者生活訓練事業（平成14. 発足） ※中途失聴者生活訓練事業を含む

委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

③ 手話通訳者等養成講座開催事業

i) 手話奉仕員養成（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方（但し、高校生は不可）

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

ii) 要約筆記奉仕員養成（手書き 平成5. 発足、パソコン基礎 平成17. 発足）

聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、要約等の指導を行うことにより、要約筆記者を養成し、聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方（但し、高校生は不可）

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

iii) 要約筆記指導者養成（パソコン・手書き 平成4. 発足）

聴覚に障害のある人の福祉向上に熱意をもつ方に、要約筆記指導者としての技術を習得し、各種講習会の講師等、また、派遣活動を通じて、これら障害のある人の福祉の増進を図る。

対 象 者 要約筆記の技術・知識に堪能で指導者を希望する方

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館 委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

④ 重度障害者スポーツ教室開催事業（平成9. 発足）

身体に障害のある人のスポーツ振興と積極的参加を図る。

カローリング（年5回）・ボッチャ（年5回） 場所：駅西むつみ体育館

サウンドテーブルテニス（年9回） 場所：駅西むつみ体育館、県立盲学校

委 託 先 金沢市身体障害者団体連合会

⑤ 身体障害者自動車改造助成事業（昭和55. 発足）

身体に重度の障害のある人が就労等に伴い、自ら所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する必要がある場合、その経費の一部を助成することにより、社会参加促進を図る。

対 象 者 本市に居住する次の表に定める身体障害者であり、特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方

改造の区分	対象となる障害のある方
操向装置及び駆動装置等の一部の改造	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方（4級～6級までの方で運転免許に自動車の運転について必要な条件が付されており、当該条件を満たすための改造を行う方を含む。）
車椅子収納装置の設置	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方

助成限度額 100,000円

⑥ 障害者自動車運転免許取得費助成事業（平成10. 発足）

障害のある人が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住する障害のある人で免許取得により就労が見込まれる等、社会参加の促進に効果があると認められる方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方（下肢障害、体幹障害の方は1～3級、その他の障害で1級及び2級の方は所得制限なし。）

ただし、過去において本事業の助成を受けていない方

免許取得後6ヵ月以内に申請

助成限度額 取得費の2／3以内(限度額100,000円)

⑦ 代読代筆従事者養成研修開催事業（平成30. 発足）

視覚に障害のある方の情報確保を支援するため、代読代筆従事者の養成研修を実施する。

委 託 先 金沢市視覚障害者協会

(10) 地域生活支援サービス利用者負担特別緩和事業（平成18.10 発足）

障害のある人が、地域で安心して暮らすことができるよう移動支援事業等1割負担を伴う利用者負担を緩和する。

対 象 者 重度障害の方及び市民税非課税世帯の方 全額免除

その他の方 負担上限月額を自立支援給付と同額又は1／2に軽減

(11) 地域生活支援サービス毎の利用者数等

種 類	令和3年3月利用分
	支給決定人数
移 動 支 援	1,238人
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	253人
日 中 一 時 支 援	599人
合 計	2,060人

6 重度障害者施策

(1) 特別障害者手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2〕

在宅（入院3ヶ月を越えた場合は除く）の重度の障害のある人に対する所得保障の一環として、障害のある方の自立生活の基盤を確立するため、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象者は20歳以上でおおむね重複の障害のある人。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 27,350円

受 給 者 数 330人（令和3年4月1日現在）

(2) 障害児福祉手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条〕

在宅の重度の障害のある児童に対する福祉の措置の一環として、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象は20歳未満で身障手帳1級または2級（一部）所持者、療育手帳（Aの一部）所持者、またはこれらに準ずる者であって、いずれも特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 14,880円

受 給 者 数 198人（令和3年4月1日現在）

(3) 特別児童扶養手当（昭和39. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条〕

精神または身体に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするかあるいは一人で生活できない状態にある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する。

対象は在宅の20歳未満の児童で、およその目安として身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方。

支 給 額 1級 月額 52,500円 2級 月額 34,970円

受 給 者 数 736人（令和3年4月1日現在）

(4) 緊急通報装置設置事業（平成5. 発足）

在宅の重度の障害のある人を抱える要援護世帯に緊急通報装置（ペンダント式）を設置し、世

水 洗 い

年 3 回

(9) ねたきり重度障害者理髪サービス事業（平成 5. 発足）

在宅の寝たきりで重度の障害のある人に対し、保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供する。

対 象 者 65歳未満の在宅寝たきりで重度の障害のある人（下肢か体幹の障害 1・2 級）

利 用 回 数 年 2 回（自己負担なし）

(10) 外国人障害者福祉手当（平成 8. 発足）

国民年金制度の改正（昭和 57 年 1 月 1 日）前に 20 歳に達していた在日外国人障害者で、障害基礎年金等を受給できない方に手当を支給し福祉の増進を図る。

- 対象者要件
- 昭和 37 年 1 月 1 日以前に出生している方
 - 昭和 57 年 1 月 1 日以前に身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A を所持している方
 - 昭和 57 年 1 月 1 日以前に外国人登録をし、申請日現在市内に引き続き 1 年以上外国人登録または住民登録がある方
（ただし、すべての要件を備え、公的年金を受けていない方）

支 給 金 額 月額 20,000 円（年 3 回払い）

所 得 制 限 障害基礎年金の所得制限と同じ

(11) 障害児通園施設「ひまわり教室」運営事業委託（昭和 53. 発足）〔金沢市障害児通園施設条例〕

身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長するために開設。

所 在 地 金沢市十一屋町 4 番 34 号

定 員 20 名 社会福祉法人むつみ会に業務委託（指定管理）

通園児数年次推移（令和 3 年 3 月 31 日現在）

年 度	市 内	市 外	計
26	22 人	15 人	37 人
27	23	13	36
28	28	13	41
29	28	15	43
30	24	13	37
元	25	15	40
2	25	13	38

7 社会参加・健全育成施策

(1) 障害者施設通所運賃助成（昭和 52. 発足）

障害者施設へ通所している者に対し、通所に要する運賃の一部を助成する。

対 象 施 設 就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センター

(ただし、平成18年9月30日時点で「小規模作業所」及び「小規模通所授産施設」として運営していたものに限る。)

(2) 福祉タクシー利用助成事業（昭和54. 発足）

バス等を利用することが困難な重度の障害のある人に外出の機会を提供し、社会参加を促進するために、福祉タクシー利用料金の一部を助成するもの。

対 象 者 下肢障害の1・2級の方、体幹、視覚障害の1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。ただし、施設入所中の方、市民税所得割が16万円以上課税されている方および自ら自動車を運転する方は除く。

※ 平成22年度より肝臓機能障害1級を対象に加える。

助 成 方 法 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は36枚綴り、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は24枚綴りのチケットを1人あたり年間1冊交付
小型車の初乗り運賃相当額を助成
(なお、年度の中途に初めて申請される場合は、月割した枚数を交付)

(3) 身体障害者介助用自動車改造助成事業（平成9. 発足）

車椅子を使用する障害のある人の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成することにより、障害のある人の社会参加促進と介助者の負担軽減を図る。

対 象 者 車椅子使用の障害のある方のために自動車改造の必要があり、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

障害のある方 身体障害者手帳を所持する方
在宅で生活しており、車椅子を使用しないと移動が困難な方

助成対象となる改造

車椅子に乗って安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できる設備の改造または回転シートを設ける改造。同様の設備が設けられている自動車の購入も助成対象とする。

助 成 額 改造に要する経費の1/2。ただし以下の表の額を限度とする。

事 業 の 区 分			限 度 額
回転シート付き車両への 改造又は当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000円
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		250,000円
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000円
超低床車両への改造又は当該車両の購入			300,000円

(4) 金沢メルシーキャブサービス事業（平成9. 発足）

車いすを利用している市民の外出および社会参加を支援し、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

場 所	金沢市松ヶ枝福祉館
車 両 台 数	3 台
利 用 対 象	日常的な車いす使用者で移送サービスが必要と考えられる方
運 用 範 囲	金沢市内、津幡町、内灘町、野々市市、白山市の一部（旧松任市、旧鶴来町の区域）及び小松空港（小松空港からの乗車は不可）
運 行 時 間	午前 8 時～午後 9 時（年末年始のぞく）

(5) 心身障害者社会参加促進事業（昭和56. 発足）

在宅の心身に障害のある人に対して適切な指導のもとに軽作業になじむ機会を提供し、働くことによる生きがいと社会への順応性を促進させる。

実 施 場 所	市役所各課
内 容	納入通知書の封筒づめ等

(6) 重度身体障害者医療補助具支給事業（平成 8. 発足）

重度の身体障害のある人に対し医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付することにより日常生活の便宜を図り在宅福祉の増進を図る。

委 託 先	石川県脊髄損傷者協会金沢支部
-------	----------------

(7) 心身障害児水泳療育訓練事業（昭和53. 発足）

水泳を通じて、機能回復を図るとともに心理的効果と障害の軽減、情緒の安定を図る。

対 象 者	18歳未満の肢体不自由児、知的障害のある児童
実 施 場 所	市営西部市民体育会館プール
委 託 先	石川県肢体不自由児協会（肢体不自由児） 金沢手をつなぐ親の会（知的障害のある児童）

(8) 障害者温泉療養事業（平成15. 発足）

障害のある人の温泉療養に対して助成を行うことにより、障害のある人の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。

対 象 者	身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および介護者（重度）
利 用 場 所	県内24施設
助 成 額	1,000円（1 回あたり）

(9) ダウン症児親子水泳教室開催事業（平成30. 発足）

障害のある方に対する水泳教室の指導者及びボランティアの育成、さらに障害のある児童の身体機能の回復及び情緒安定を目的として、主にダウン症児童を対象とした水泳教室を開催。

対 象	主にダウン症の児童（3 歳～小学生）
実 施 場 所	鳴和台市民体育館プール
委 託 先	福祉水泳きらり☆

(10) 障害者グループ活動育成事業（平成2. 発足）

障害のある人の社会参加を促進し、その福祉の向上を図るため、障害者の文化・芸術・スポーツ等のグループ活動を行っている団体に対し、その活動費の一部を助成する。

対 象 市内の障害者グループで、文化・スポーツ活動を行う10名以上のグループ
助 成 額 1 グループ事業費の1／2（限度額9万円）、5年間を限度

(11) 障害者録音図書貸出事業（平成元. 発足）

石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書のコーナーを設け、読書が困難な視覚に障害のある人への情報提供と教養文化活動の促進を図る。

貸 出 図 書 録音図書（雑誌及び一般図書）
貸 出 形 体 カセット及びCD版（CD版は専用機が必要）
貸 出 期 間 雑誌1週間、図書2週間（金沢市視覚障害者協会へ申込みが必要）

8 その他の施策

(1) 視覚障害者ワードプロセッサ共同利用（平成3. 発足）

視覚に障害のある人も文章（点字も可）作成できるワードプロセッサ1台を設置し、在宅の視覚に障害のある方の日常生活の便宜を図る。

設 置 場 所 金沢市芳斉1丁目15-26 金沢市視覚障害者協会

(2) 障害者就労支度援護事業（昭和49. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

職業訓練施設（特別支援学校を含む。）を修了して新たに就労する心身に障害のある人に就職支度経費の一部を支給し、その自立の助長を図る。

支 給 額 20,000円

(3) 心身障害者扶養共済制度（昭和45. 発足）〔石川県心身障害者扶養共済制度条例〕

心身に障害のある人の保護者が、月々掛金をして保護者に万一の事があった場合に心身に障害のある方に終身年金を支給し、その生活の安定と福祉の向上を図る。

(4) 心身障害者扶養共済制度加入助成事業（昭和45. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

扶養共済制度に加入している心身に障害のある人の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し掛金の負担の軽減を図る。

(5) 聴覚障害者窓口相談業務事業（平成2. 発足）

聴覚に障害のある人の行政に関する相談の処理および窓口サービス確保のため、手話通訳のできる嘱託相談員を配置し、聴覚に障害のある人の福祉向上を図る。

相 談 時 間 午前9時～午後4時まで
窓 口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口

(6) 障害者継続雇用奨励金交付事業（昭和50. 発足）

公共職業安定所を通じて就労している障害のある人を、国の助成金の支給期間が満了となった後も引き続いて、雇用している事業主に対し継続雇用奨励金を支給し、障害のある方の自立を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

交付対象期間 2年間（国の特定求職者雇用開発助成金支給期間満了後）

交付月額 国の助成金支給期間に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）を限度として支給（2年目は限度額半額）

(7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」〔金沢市障害者高齢者体育館条例〕

障害のある人および高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康の保持・増進を図れるよう、気軽に安心して利用できる施設として建設された。

開館年月日 昭和57年6月27日

所在地 金沢市駅西本町2丁目3-27（電話221-9065）

建物 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建

面積 敷地 2,958㎡ 延床 1,824㎡

体育室、多目的室、機能回復訓練室、ボウリング室、事務室

駐車場 駐車台数 約35台

開館時間 午前10時～午後9時

（日曜日・祝日は午前9時～午後7時）

休館日 毎週水曜日（休日に当たる日を除く）、休日の翌日、年末年始

第9 福祉指導監査課

1 社会福祉法人に対する指導監査

社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知などに定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

(1) 指導監査の内容

- ①役員等の選任手続きの状況、理事の職務執行状況報告、理事会、評議員会の運営状況
- ②定款及び各種規程の整備状況
- ③事業の執行状況（公益事業、収益事業を含む。以下同じ）
- ④資産管理状況
- ⑤業務及び財務に関する情報公開の状況
- ⑥会計管理体制及び契約手続きの状況

(2) 指導監査の類型

①一般指導監査

原則として、3年に1回実施する。新設の法人に対しては、設立年度又は次年度に、速やかに実施する。

ただし、法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度、法人から提出される報告書類の内容から、当該法人の運営状況に問題があると認められる場合は、必要に応じて随時実施する。

②特別指導監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施する。

(3) 令和2年度実施状況

- ①一般指導監査 42法人
- ②特別指導監査 なし

(4) 令和3年度一般指導監査実施予定・・・ 約32法人

2 社会福祉施設等に対する指導監査

適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等、事業運営の全般にわたる指導監査を実施する。

(1) 指導監査の内容

- ①利用者（入所者）の処遇状況
- ②施設等の運営管理体制
- ③必要な職員の確保と処遇の充実
- ④その他運営の状況一般（防災対策、秘密保持、事故発生時の対応等）

(2) 指導監査の類型

①一般指導監査

- a 児童福祉施設 毎年度実施
- b 放課後児童クラブ 原則として、3年に1回
- c その他の施設 原則として、3年に1回（保護施設は、2年に1回）
- d 新設の施設等 開設年度又は次年度に速やかに実施

②特別指導監査

不正又は著しい不当、運営等に関する基準違反等の重大な問題を有する施設等を対象に随時実施する。

(3) 令和2年度実施状況

- ①一般指導監査 193施設等
- ②特別指導監査 なし

(4) 令和3年度一般指導監査実施予定・・・ 約190施設等

3 介護保険施設等の指導監督

介護保険施設等に対し、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、指導又は、監査を実施する。また、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保等のため、業務管理体制の整備や運用状況を確認するための検査を実施する。

(1) 指導及び監査の形態、方法等

①集団指導

サービス事業者等を一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。

②実地指導

- ・指導対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。
- ・関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。
- ・新規指定時及び以下の周期により実施する。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等	概ね3～4年に1回
上記以外	概ね6年に1回

③監査

通報・苦情・相談等により、サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しく不当な事実が疑われる場合に実施する。

(2) 業務管理体制の整備状況の確認検査の方法等

①一般検査

法令遵守責任者の選任状況等について、概ね6年に1回、定期的に確認する。

②特別検査

指定取消等の処分に相当する事案が発生した場合、事業者の組織的関与の有無を検証するために実施する。

(3) 令和2年度実施状況

- ①集団指導 1,517事業所(感染症防止対策のため、HPに講習資料を掲載。)
- ②実地指導 143事業所
- ③監査 なし

(4) 令和3年度実施予定

- ①集団指導 対象を秋以降に決定
- ②実地指導 255事業所

4 福祉事務所等に対する指導監査

社会福祉法や福祉関係法令の施行に関し、それぞれの法を所管する課(福祉事務所)の職員が行う措置事務等の実施状況を確認する(毎年度)。

第10 医療保険課

I 国民健康保険

1 制度のあらまし

(1) 被保険者の状況

年度	国 保 該 当		全市に対する加入率	
	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者
H30	57,320世帯	87,234人	27.80%	19.31%
R 元	56,348	84,602	27.12	18.78
R 2	56,270	83,731	26.80	18.61

(2) 保険料

ア 賦課方法

賦課方式 旧ただし書き方式（平成25年度～）

- ・保険料の納付義務者は世帯主
- ・世帯内の国保加入者全員の所得割、平等割、均等割で算定する。

年 度			R 元	R 2	R 3
料 率 (年 額)	所得割	医療分	8.49%	8.00%	7.62%
		支援分	2.55%	2.56%	2.58%
		介護分	2.15%	2.47%	2.32%
	平等割	医療分	22,200円	22,200円	21,480円
		支援分	7,080円	7,080円	7,080円
		介護分	5,520円	6,240円	6,000円
	均等割	医療分	24,000円	24,000円	24,000円
		支援分	10,200円	10,320円	10,320円
		介護分	11,160円	12,600円	11,880円
賦課限度額		医療分	580,000円	610,000円	610,000円
		支援分	190,000円	190,000円	190,000円
		介護分	160,000円	160,000円	160,000円
賦課期日			4 月 1 日		
納 期			毎月末		
納付回数			12 回（普通徴収） 平成20年10月より年金天引き（特別徴収）開始		

※所得割について、旧ただし書き所得（総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額）に対して上記料率を乗じて算定する。（令和3年度における額）

※平等割について、特定世帯は医療分10,740円、支援分3,540円（令和3年度における額）

特定継続世帯は医療分16,110円、支援分5,310円とする。（令和3年度における額）

イ 平均保険料調定額（現年度分）

（単位：円）

年 度		H30	R 元	R 2（見込）
医療分	1世帯当たり	112,815	113,593	110,154
	1人当たり	73,667	75,278	73,621
支援分	1世帯当たり	36,743	37,794	37,740
	1人当たり	23,993	25,046	25,224
介護分	1世帯当たり	32,170	32,427	35,653
	1人当たり	27,384	27,931	30,900

ウ 収納状況（現年度分）

（単位：千円）

年 度		H30	R 元	R 2（見込）
医療分	調定額	6,607,370	6,498,533	6,256,334
	収納額	6,112,851	6,033,357	5,834,032
	収納率	92.52%	92.84%	93.25%
支援分	調定額	2,151,962	2,162,166	2,143,504
	収納額	1,991,855	2,006,035	1,998,817
	収納率	92.56%	92.78%	93.25%
介護分	調定額	758,797	745,473	811,893
	収納額	678,302	668,783	731,191
	収納率	89.39%	89.71%	90.06%
全体分	調定額	9,518,129	9,406,172	9,211,731
	収納額	8,783,008	8,708,175	8,708,175
	収納率	92.28%	92.58%	92.97%

エ 保険料の納付方法

普通徴収（納付組合、納付書または口座振替）、特別徴収（年金天引き）により納付。

・ 保険料納付組合（令和3年4月1日現在 29組合）

納付組合は地域住民の自主的な組織で、おおむね町内会を単位として組織され、規約により運営されている。納付奨励金は予算の範囲内で決定する。

令和2年度

種 類	交 付 率 等
納 期 限 内 の 納 付	納付額の1.57%相当額+件数1件につき50円
納期限後 翌月にわたる納付	納付額の0.60%相当額+件数1件につき50円
納 付 奨 励 金 支 払 額	1,445千円

オ 保険料の減額、減免

前年中の所得が、条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（平等割額と均等割額）を減額する。

令和２年度

減額対象所得※の基準額	減額割合
33万円	7割
33万円＋（28.5万円×国保被保険者数 及び特定同一世帯所属者の数）	5割
33万円＋（52万円×国保被保険者数 及び特定同一世帯所属者の数）	2割

令和３年度

減額対象所得※の基準額	減額割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）	7割
43万円＋（28.5万円×国保被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	5割
43万円＋（52万円×国保被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	2割

※65歳以上で公的年金を受給している方は、年金所得から15万円を引く

また、災害等により、保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料を減免する制度がある。

２ 保険給付

給付内容（令和３年４月１日現在）

ア 医療機関での窓口負担

年齢区分	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学から69歳まで	3割
70歳以上 （一定以上所得者）	2割 （3割）

イ 高額療養費

医療機関に支払った１ヶ月の窓口負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により超えた分を高額療養費として払い戻す。

① 70歳未満

所得区分	自己負担限度額（月額）
旧ただし書き所得※ 901万円超	252,600円＋（かかった医療費－842,000円）×0.01
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	167,400円＋（かかった医療費－558,000円）×0.01
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×0.01
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円
住民税非課税	35,400円

※旧ただし書き所得とは、総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額

② 70歳～74歳

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並みⅢ		252,600円＋（かかった医療費－842,000円）×0.01	
現役並みⅡ		167,400円＋（かかった医療費－558,000円）×0.01	
現役並みⅠ		80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×0.01	
一 般		18,000円	57,600円
住民税 非課税	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

ウ 保険給付（一般＋退職）

（単位：千円）

年 度	H30	R 元	R 2（見込）
療 養 給 付 費	27,532,230	26,859,410	25,931,095
療 養 費	273,594	255,793	231,662
高 額 療 養 費	4,273,652	4,089,443	4,078,443
出産育児一時金	112,656	92,169	97,212
葬 祭 費	27,600	25,050	25,200

エ 医療費諸率（一般＋退職）

年 度	受診率（％）	1件あたり日数 （日）	1日あたり費用額 （円）	1人あたり費用額 （円）
H30	1071.81	2.09	15,038	337,154
R 元	1077.65	2.06	15,233	338,456
R 2（見込）	998.42	2.03	16,200	328,945

3 国民健康保険運営協議会（昭和29年10月1日設立）

国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市長の諮問機関として設置されている。委員数14人で任期は3年。

《委員構成》

ア 被保険者を代表する委員	4人
イ 保険医または保険薬剤師を代表する委員	4人
ウ 公益を代表する委員	4人
エ 被用者保険等保険者を代表する委員	2人

4 保健事業

（1）医療費通知（昭和56年2月20日開始）

被保険者に健康に対する意識を深めさせ、ひいては国保事業の健全な運営に資するため、年間4回医療費について、受診した世帯に通知する。

通知内容 診療年月、診療者氏名、区分、日数、自己負担相当額、医療機関名
通知時期

診療月	1～3月	4～6月	7～10月	11～12月
通知月	6月	9月	1月	2月

（2）脳ドック受診料助成事業（平成8年4月1日開始）

脳疾患の予防及び早期発見、早期治療を目的とし、脳ドックの受診料を助成する。

対象者 400人

40～74歳の保険料完納の被保険者で、過去5年以上当助成制度を利用していない者（申込者多数の場合は抽選）

助成額 検査費用33,610円のうち23,530円（7割相当額）

年 度	H30	R 元	R 2
申込者	400 人	379 人	188 人
助成対象者	392 人	377 人	178 人

5 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着眼した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）であり、40～74歳の金沢市国民健康保険加入者を対象としている。

年 度		R 元	R 2（見込）
特定健康診査	対象者	62,591人	63,487人
	受診者	26,408人	23,042人
	受診率	42.2%	36.3%
特定保健指導	対象者	2,440人	2,258人
	利用者	926人	578人
	利用率	38.0%	25.6%

Ⅱ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度

1 制度のあらまし

運 営 主 体	石川県後期高齢者医療広域連合（各都道府県毎に設置）
対 象 者	75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）
保 険 料	①所得割額：被保険者の基礎控除後の総所得金額等×所得割率 ②均等割額
保険料の納付方法	原則として特別徴収（年金天引き） ただし、次の①～③のいずれかに該当する方を除く ①年金額が年額18万円未満の方 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 ③口座振替による納付を申し出た方
利 用 者 負 担	1割負担（現役並み所得がある方は3割負担）

2 保険料

平成30年度・令和元年度の保険料（原則2年ごとの改定）

所得割率	9.33%
均等割額	47,520円

賦課限度額：62万円

令和２・３年度の保険料（原則２年ごとの改定）

所得割率	9.33%
均等割額	47,520円

賦課限度額：64万円

- ・ 保険料は石川県後期高齢者医療広域連合が設定
- ・ 保険料の徴収は市町

3 保険料の減額

ア 前年中の所得が、条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（均等割額）を減額する。

令和２年度

減額対象所得※の基準額	減額
33万円	7.75割
上記 7 割減額世帯において被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	7 割
33万円＋（28.5万円×被保険者数）	5 割
33万円＋（52万円×被保険者数）	2 割

令和３年度

減額対象所得※の基準額	減額
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）	7 割
43万円＋（28.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	5 割
43万円＋（52万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	2 割

※ 65歳以上で公的年金を受給している方は、年金所得から15万円を引く

イ 被用者保険（健康保険・共済組合等）の被保険者の被扶養者であった方は、所得割が無料となり、加入時から２年間均等割額が５割減額となる。

第11 保 健 所

I 保 健 衛 生

1 食 生 活 改 善

地域住民の食生活改善を図ることを目的として、妊産婦、乳幼児、学童、青年、成人、高齢者、障害者等生涯を通じての健康づくりのため、食事や栄養に関する指導や相談に応じている。

さらに特定給食施設の栄養・調理担当者等に対して、適切な指導を行うことにより、利用者の健康増進に努めている。

(1) 一般栄養指導

区 分		総 数	妊産婦	乳幼児	親 子	学 童	青 年	成 人	高齢者
個別指導延人数		12,187	1	11,279	0	0	0	867	40
集 団 指 導	回 数	29	0	0	1	0	0	24	4
	延人数	1,356	0	0	100	0	0	1,075	181

(2) 国民健康・栄養調査

区 分	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年
指定調査地区	指定地区なし	2 地 区 14世帯 31人	指定地区なし

(3) 特定給食施設に対する指導

区 分		総 数	栄 養 士	調 理 師 等
個別指導延施設数		59		
集 団 指 導	実施回数	0	0	0
	延施設数	0	0	0

(4) 食生活改善推進員育成事業

区 分	推進員養成講座	推進員による地区活動
回 数	1 回 (5日コース)	1,052
人 数	8人	2,696

2 医 療 施 設 等

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所に関する許可、届出事務のほか、医療施設等の適正な管理を通じて安全な医療の提供を確保することを目的に病院、診療所及び衛生検査所等に、立入検査をおこなっている。

医療施設等の立入検査の状況

施 設 名	施 設 数	立入検査件数
病 院	44	0 ※
診 療 所（一 般）	419（有床診療所30）	12
診 療 所（歯 科）	225	2
助 産 所	23	0
衛 生 検 査 所	11	6
施術所（鍼灸、マッサージ）	301	0
施 術 所（柔道整復）	210	0
歯 科 技 工 所	78	0

※新型コロナウイルス感染症の影響により病院の立入検査は中止とした。

3 感 染 症 予 防

海外や国内における感染症の発生動向等を把握し、感染症の発生及びまん延防止を図っている。

(1) 一類・二類・三類感染症発生状況

(単位：人)

分 類	病 名	令和元年	令和2年
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱	—	—
二類感染症	結核	75	75
	急性灰白髄炎	—	—
	ジフテリア	—	—
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	—	—
	鳥インフルエンザ（H5N1）	—	—
三類感染症	コレラ	—	—
	細菌性赤痢	1	—
	腸管出血性大腸菌感染症	12	30
	腸チフス	—	—
	パラチフス	—	1

※新型インフルエンザ等感染症

(単位：人)

区 分	発生状況
令和2年	532

(2) エイズ・性感染症相談、検査

区 分	相 談 件 数	H I V検査	クラミジア検査
令和2年度	203	164	89

(3) 性感染症予防講座

高校、専門学校等に出向いて性感染症予防に関する健康教育を実施している。

区 分	学 校 数	参 加 者 数
令和2年度	0校	0人

※新型コロナウイルス感染症流行に伴い、実施せず

4 結核対策

ア 概 要

結核の発生の予防と早期発見に努め、まん延防止を図っている。平成30年は、新登録者の6割が70歳以上の高齢者であることから高齢者対策が重要となっている。

イ 結核登録者の状況

区 分	年末時 現在 登録者数	新登録 患者数 ※含まず	罹 患 率 (人口10万対)	有 病 率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性者数(人) (新登録者再掲)	喀痰塗抹陽性者 罹患率 (人口10万対)	潜在性結 核感染症 ※(別掲)
平成27年	112	56	12.0	8.2	22	4.7	13
平成28年	109	57	12.2	8.2	18	3.9	11
平成29年	96	42	9.0	7.3	17	3.6	33
平成30年	89	38	8.2	4.7	10	2.1	23
令和元年	78	36	7.8	5.2	13	2.8	17
令和2年	66	39	8.4	4.8	9	1.9	10

5 狂 犬 病 対 策

犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、野犬の捕獲など犬による危害防止に努めている。また、飼育を希望する人に譲渡を行っている。

ア 登 録 頭 数 17,349頭

イ 抑留犬数等

抑 留 犬 数			処 分 数			
捕 獲	引き取り	計	返 還	譲 渡	処 分	計
12	0	12頭	4	7	0	11頭

Ⅱ 環 境 衛 生

1 環 境 衛 生 業 務

理・美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設の許可・確認、届出事務のほか、監視指導を行っている。

ア 環境衛生関係営業施設と監視指導状況

施設の 種類 区分	総 数	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	興 行 場	旅 館 業	公 衆 浴 場	特 定 建 築 物	遊 泳 プ ール	飲料水施設		温 泉 利 用 施 設	動 物 飼 養	収 容 施 設 等	動 物 取 扱 業
										簡 易 専 用 水 道	専 用 水 道				
施 設 数	3,304	437	1,035	234	16	431	76	265	19	555	55	56	22	103	
監 視 指 導 延 件 数	1,186	73	164	104	11	422	69	50	22	81	20	34	23	113	

イ 住宅宿泊事業

施設の届出件数は、37件であった。監視指導延件数は39件であった。

ウ 苦情処理件数

施設の不衛生など95件あった。

2 食 品 衛 生 業 務

飲食店、給食施設、食品の製造・販売業などの食品関連施設については、許可、届出事務のほか、毎年、「食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒の防止にむけて、監視指導や食品の収去検査を行っている。

ア 食品衛生関係営業施設と監視指導状況（許可を要する施設）

施設の 種類 区分	総 数	飲 食 店	菓 子 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	喫 茶 店 営 業	乳 類 販 売 業	食 肉 販 売 業	豆 腐 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	そ の 他
施 設 数	10,807	6,224	997	582	16	853	832	603	20	252	428
監 視 指 導 延 件 数	5,093	1,859	408	938	14	119	218	1,010	9	177	341

イ 許可を要しない施設の監視指導延数 2,357件(3,493施設)

ウ 食品等の収去検査

検体の種類	総 数	魚 介 類 及びその 加 工 品	肉 卵 類 及びその 加 工 品	穀 類 及びその 加 工 品	野菜類・ 果物及び その加工 品	乳及び乳 製品・アイス クリーム類等	菓 子 類	その他の 食 品 等
検体数	486	86	270	0	100	8	7	15

エ 食品衛生関係苦情処理相談件数

総 数	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	カビ発 生	腐 敗 変 敗	食品取扱施 設の苦情	表 示	有症苦情	その他
55	2	6	0	1	12	2	13	19

オ 行政処分は、営業停止 3 件を含む40件であった。

カ 食中毒発生件数は、5 件、患者数は9 人であった。

3 薬 事 業 務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品販売業の施設の許可及び監視を行い、医薬品等の適正広告の監視指導、無許可薬品の排除、不正表示品の排除を行っている。

ア 薬事関係営業施設と監視指導状況

区分 \ 施設の種類	薬 局	特例販売業	店舗販売業	高度管理医療機器等 販売業・貸与業
施 設 数	241	0	136	457
監 視 指 導 延 件 数	48	0	15	63

イ 違反件数 91件

4 毒物劇物業務

毒物及び劇物取締法に基づき、販売業等の施設の届出事務、監視指導を実施している。

ア 毒物劇物関係営業施設と監視指導状況

施設の種類	一般販売業	農薬品目販売業	特定品目販売業	電気めつき業	金属熱処理業	毒物劇物運送事業	しろあり防除事業	計
施設数	296	25	6	7	0	0	0	334
監視指導延件数	30	3	0	0	0	0	0	33

イ 違反件数 18件

5 食肉衛生検査業務

と畜場法に基づき、食肉の安全を図るため、と畜検査を実施している。

所在地 金沢市才田町戊370-2

と畜検査頭数

畜種	牛	こうし	馬	豚	めん羊・山羊	合計
頭数	5,949	5	0	35,111	4	41,069

牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数

平成29年4月以降、24カ月齢超で原因不明の神経症状又は全身症状を呈する牛についてのみ検査を実施している。

検査頭数	陰性数
5	5

化製場等 営業施設数及び許可・確認・廃止監視指導

区分	施設の種類	総数	化製場	死亡獣畜取扱場	畜舎・家きん舎
施設数		26	3	1	22
許可・確認 届出・件数		0	0	0	0
廃止件数		0	0	0	0
監視件数		36	7	6	23

畜鶏舎等の苦情処理件数

畜鶏舎の不潔・悪臭
0

第12 子育て支援課

I 子育て支援

1 「かなざわ子育て夢プラン2020」の推進

- (1) 計画期間 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度
- (2) 基本理念 みんなでつながり 支え合う
子育ての喜びを分かち合うまち金沢
- (3) 基本方針
 - ① 人と人が“つながる”まちへ
 - ② 子どもを健やかに“はぐくむ”まちへ
 - ③ 親子に“よりそう”まちへ
 - ④ 未来への希望を“つくる”まちへ
 - ⑤ 役立つモノ・コトを“つたえる”まちへ

2 多胎児家庭紙おむつ給付事業

- (1) 主 旨

子育ての経済的・精神的負担の大きい多胎児を育てる家庭へ毎月1回おむつを無料で配送し、併せて見守り及び子育て支援情報を提供することで、多胎児を育てる家庭の子育ての負担の軽減を図る。

- (2) 対 象

0～2歳（3歳の誕生日まで）の多胎児を養育する家庭

3 子育てインターンシップ事業

大学生を対象に子育て世代との交流を通して、子どもを産み育てることを現実的に考えるきっかけにするとともに、育児へのネガティブなイメージを払拭することを目的に子育て体験を行う。

4 子育て家庭訪問相談事業

育児負担・不安の軽減と親子の孤立防止を目的に子育て経験のある研修を受けたボランティアが、身近に相談相手がない家庭やこども広場や子育てサロンなどに行けない事情がある家庭を訪問し、悩みごとの傾聴や子育てに関する情報の提供等を行う。

5 一時預かり事業

(1) 主 旨

一時預かりのニーズが高い駅西地区、中央地区において、未就学児の一時預かりを実施する。

(2) 制 度 内 容

	駅西地区（おひさまる一む）	中央地区（ほんわかる一む）
開設場所	金沢市西都1丁目5番地 NTTドコモ西都ビル1階	金沢市中村町15-7 中村町保育所敷地内
開設時期	平成27年11月	平成28年7月
預かり時間	月曜～金曜（平日） 9時～17時	月、水～土曜日 9時～17時 日曜日、祝日 8時～18時
定員	10名程度	
利用料	1時間あたり500円	

6 子育て支援アプリの広域運用

石川中央都市圏を構成する4市2町において広域運用を開始した子育て世帯を支援するスマートフォン対応アプリにより、子育て情報を配信する。

7 かなざわ婚活支援事業

結婚を希望する若者等を支援するため、婚活イベントやセミナーを実施する。

8 かなざわ子育てすまいるクーポン事業

(1) 主 旨

かけがえのない子育ての時間を親子がともに心豊かに過ごし、子育てに向き合っていく環境づくりを推進する。

(2) 対 象 平成27年7月1日以降に生まれた児童を持つ保護者

(3) 利 用 期 間 小学校就学前まで（公衆浴場利用券は、令和2年4月以降に生まれたお子さんは小学校3年生まで）

(4) 支 給 内 容

① お出かけクーポン

文化施設、プラネタリウム、金沢ふらっとバス、市営プール、内川スポーツ広場遊具、屋内交流広場、公衆浴場、県5施設を親子で利用するときに対象児と同伴者が無料

② おためしクーポン

ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣、保育所等での一時預かりの利用における最初の1時間が無料

③ 絵本交換クーポン

「かなざわ子育てすまいるクーポン絵本交換リスト」から好きな絵本を1冊無料で交換

9 かなざわ子育て夢ステーション

(1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親への相談や情報提供などにより地域の育児力の向上をめざす。

(2) 実施場所 児童館32か所

10 子育て支援総合コーディネート事業

(1) 主 旨

多様な子育て支援サービス情報を一元化する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、インターネット等を活用したサービスの情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る。

(2) 設 置 場 所 教育プラザ富樫、城北児童会館、市立保育所、子育て支援センター
福祉健康センターこども広場 近江町交流プラザちびっこ広場

(3) 子育て支援チーフコーディネーター 3名、子育て支援コーディネーター22名

(4) 事業開始 平成16年4月1日

11 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）

(1) 主 旨

乳幼児の親子が気軽に集い、交流する場を開設し、子育ての悩みへのアドバイスや子育てに関する教室の開催などを行い、育児の負担感の緩和や子育て支援体制の充実を図る。

(2) 開設時期 平成9年4月1日

(3) 場 所 金沢駅こどもらんど 金沢市木ノ新保町1番1号(北陸新幹線金沢駅あんと内)

(4) 事業内容

- ① 子育て親子の交流、つどいの場の提供 ② 子育て・悩み相談
③ 子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

12 子育てサロン事業

(1) 主 旨

地域の特性を生かしながらさまざまな施設を利用して、乳幼児とその親の交流の場をつくる。子育てをしている親は、子育てサロンに参加することにより、地域の人々に守られている安心感を得るとともに、地域の子育て仲間をつくることができる。

(2) 内 容

- ① 学校版、地域版
- ・学校の余裕教室や公民館等で開催
 - ・主任児童委員等の地域のスタッフが支援
 - ・金沢市社会福祉協議会に事業委託
- ② NPO版
- ・公募により選ばれた各市民グループに事業委託

(3) 実施地区等（令和3年4月現在）

① 学校版 3ヶ所

扇台小学校	伏見台小学校	北鳴中学校
-------	--------	-------

② 地域版 31ヶ所

内川	此花	瓢箪	崎浦
大徳	金石	鞍月	川北
弥生	三馬	米泉	押野
新神田	西南部	味噌蔵	森本
栗崎	諸江	芳斉	西
夕日寺	額	長田	浅野川
浅野	犀川	大野	戸板
三和	浅川	四十万	

③ NPO版 6ヶ所

特定非営利活動法人 子育て支援 さくらっこ
特定非営利活動法人 子育て支援 はぐはぐ そのままでいいよ
ぽこあぽこ
特定非営利活動法人 ガイア自然学校
ねこじゃらしの会
特定非営利活動法人 ウィメンズ・エンパワーメント金沢プロジェクト

13 産前・産後ママヘルパー派遣事業

(1) 主 旨

産前や出産後、育児・家事の支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、妊産婦の負担を軽減する。

(2) 派遣回数

産前(母子手帳交付時以降)20回、1回につき2時間

出産・退院後2ヶ月の間に20回、1回につき2時間

(令和2年4月1日以降に生まれた多胎児の場合、産後2年以内に50回、

兄弟に3歳未満児がいる場合、産後1年以内に25回

※令和2年3月31日以前に生まれた多胎児の場合産後1年に25回)

(3) 利 用 料

生活保護・市民税非課税世帯 無料

所得税非課税世帯 250円/回

所得税課税世帯 1,000円/回

※出産後は、かなざわ子育てすまいるクーポンの利用で1,000円/回 →500円/回

14 イベント併設ミニ保育室の開設

市が主催する各種イベント、講演会など親子連れで参加する市民を対象にミニ保育室を開設する。

15 子育て支援短期利用事業

○ 事業の種類および内容

(1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等を実施施設において養育・保護する。

（実施施設：こども家庭支援センター金沢、聖霊乳児院）

(2) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

（実施施設：こども家庭支援センター金沢、野町保育園）

(3) 事業開始 平成7年4月1日

16 ファミリーサポートセンター事業

(1) 主 旨

子育ての援助を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その援助を受けたい人（依頼会員）にそれぞれ会員登録してもらい、会員間の相互援助活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て援助活動の促進を図る。

(2) 援助内容

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園、学校の休日などの預かり
- ③ 保護者の病気、買い物のときの一時預かり など

(3) 会員の資格

- ① 提供会員 センターが実施する講習会を修了した人
- ② 依頼会員 0歳～小学生の保護者 ※両方に登録可

(4) 事務局 教育プラザ富樫

(5) 事業開始 平成16年10月1日

17 児童手当〔児童手当法〕

お子さんを養育している方に児童手当を支給することによって、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としている。

(1) 支給対象 金沢市に住民登録があり、中学校修了前(15歳になって最初の年度末まで)のお子さんを養育している方

(2) 手 当 額 (ア) 所得制限未満の場合

- ・ 0～3歳未満 月額15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学生 月額10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 月額10,000円（一律）

(イ) 所得制限以上の場合

- ・ 月額5,000円（一律）

(3) 支給期間 中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）

支給実績

年度	区分	支給対象児童数（人）	支払金額（千円）
	令和2	638,697	6,787,790

Ⅱ 子どもの貧困対策

1 「金沢市子どもの貧困対策基本計画」の推進

(1) 計画期間 令和元年（2019年）度～令和3年度（2021年）度

(2) 基本理念 すべての子どもたちの育ちを守り、
一人ひとりが未来を切り拓けるまち金沢

(3) 基本方針

- I 地域全体で見守り支える体制づくり
- II 経済的困窮の世代間連鎖の防止
- III 未来に夢と希望を持ち成長できる環境づくり

(4) 施策の方向性

- ① 子どもの育ちを支える生活支援
- ② 子どもの学びを支える教育支援
- ③ 生活基盤の安定を図るための保護者への支援
- ④ 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の構築
- ⑤ 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発

2 子どもソーシャルワーカーの配置

子どもに関する様々な相談・支援やネットワークづくりを担い、支援が必要な子どもを早期に発見・支援する体制を構築するため、子どもソーシャルワーカーを児童家庭相談室に配置する。

相談員 4名（会計年度任用職員）

3 児童家庭相談室

経済的に困難な状況にある子ども・家庭やひとり親家庭の相談、支援を行う。

4 金沢市育英会奨学事業

保護者が市内に在住する高校生及び特別支援学校の高等部の生徒のうち学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的に就学の困難な生徒に対し奨学資金を支給し、有為な人材を養成している。

奨学資金月額一人当たり10,000円

奨学生数の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
学業	101人	102人	97人	100人	98人	100人
文化・スポーツ活動	—	—	—	—	40人	63人

5 入院助産（出産費用の助成）〔児童福祉法第22条、第36条〕

出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、市が指定する助産施設（病院）での出産費用を助成する。ただし、所得制限及び所得に応じて自己負担あり。

(1) 市が指定する助産施設

金沢市立病院、金沢医療センター

(2) 入所状況

年度 入所者数	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
人数	3	5	5	0	3

6 子どもの学習総合支援事業

ひとり親世帯及び生活困窮世帯の児童を対象とした総合的な学習支援を展開する。

(1) 生活・学習支援ボランティア派遣（子育て支援課）

小・中学生、高校生を対象にボランティアを家庭に派遣し、話し相手や学習支援等を実施する。

事業実施状況

	年度 区分	訪問件数	訪問実施延回数	登録者数	派遣対象家庭
生活・学習支援 ボランティア	令和元年度	70	835	82	74
生活・学習支援 ボランティア	令和2年度	87	966	86	71

(2) 学習支援を行う地域団体へ運営費を支援（子育て支援課）

地域で学習支援を行う団体へ運営費用の一部を支援（上限20万円）

令和2年度実績・・・6団体

(3) 学習支援教室（生活支援課）

中学生、高校生を対象に松ヶ枝福祉館で学習支援を実施する。

7 子ども体験活動支援事業

児童扶養手当受給世帯及び生活保護世帯の小学生を対象に、地元のプロスポーツ観戦及び体験型クーポンを発行・配布し、成長・発達の各段階における多様な体験や活動の機会を提供する。

Ⅲ 児童館・放課後児童クラブ

1 児 童 館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在32館ある。

市立児童館概要

No.	種 類	施 設 名	電話番号	所 在 地	館 長 名	開館年月日	建物面積	構造（併設施設）
1	ミニ 児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	濱本 正樹	平 5.11. 1	165.42	鉄筋・2（公 民 館）
2	小 型 児童館	芳斎児童館	222-7477	芳斉2丁目3-29	豊後 政彦	昭41. 4. 1	240.00	鉄筋・2（ “ ” ）
3	”	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	塩原 吉成	45. 4. 1	206.54	鉄筋・3（保 育 園）
4	”	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	喜楽万里子	46. 2. 1	240.72	鉄筋・2（公 民 館）
5	”	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	森下あけみ	48. 4. 1	191.25	鉄筋・2（児童図書館）
6	”	材木児童館	223-7765	材木町13-11	木村 良二	51. 4. 1	198.15	鉄筋・2（公 民 館）
7	”	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	金崎 一誠	平 7. 4. 1	191.98	鉄筋・3（ “ ” ）
8	児 童 センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	立野 克典	昭40. 1. 4	298.22	鉄筋・2（ “ ” ）
9	”	花園児童館	258-0028	今町チ41	西川 廣	43. 7. 1	299.18	鉄筋・2（ “ ” ）
10	”	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	本田 吉夫	49. 4. 1	304.78	木・瓦・2（集 会 所）
11	”	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 正二	50. 4. 1	309.90	鉄筋・3（公 民 館） 老人憩の家
12	”	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	川元 傳	51. 4. 1	529.20	鉄筋・2
13	”	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53. 4. 1	371.10	鉄筋・2（公 民 館）
14	”	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	池田 光一	54. 4. 1	297.863	鉄筋・3（公 民 館） 老人センター
15	”	中村児童館	247-4456	中村町10-35	古屋秀次郎	54. 4. 1	299.38	鉄筋・2（公 民 館） 老人憩の家
16	”	栗崎児童館	237-3837	栗崎町1丁目3	高村 昭次	55. 4. 1	408.2612	鉄筋・2（公 民 館） 老人センター
17	”	鞍月児童館	237-8957	直江南1丁目1	藤巻 公三	56. 4. 1	455.18	鉄筋・2（公 民 館） 老人憩の家
18	”	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	堀 部 泰 生	57. 4. 1	299.20	鉄筋・3（ “ ” ）
19	”	金石児童館	266-1125	金石通町3-14	鈴木 寿子	58. 4. 1	299.462	鉄筋・3（市民センター・公 民 館）
20	”	安原児童館	249-8930	福増町北1067	前多 和也	59. 4. 1	307.66	鉄筋・2（市民センター・公 民 館） 老人憩の家
21	”	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	河村 幸広	59. 4. 1	299.79	鉄筋・3（公 民 館） 老人憩の家
22	”	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 悦子	61. 4. 1	299.275	鉄筋・3（ “ ” ）
23	”	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	西村 義雄	62. 4. 1	299.238	鉄筋・3（ “ ” ）
24	”	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	山 田 弘	63. 4. 1	299.931	鉄筋・2（老人憩の家）
25	”	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	上野ひとみ	平 2. 4. 1	299.56	鉄筋・3（公 民 館） 集 会 所
26	”	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	藤井 真人	6. 4. 1	329.768	鉄筋・2（市民センター・公 民 館）
27	”	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	元木 千明	6. 4. 1	382.94	鉄筋・2
28	”	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	安 達 前	9. 4. 1	299.99	鉄筋・2（公 民 館）
29	”	杜の里児童館	222-7759	若松町3丁目281	佐 渡 靖 昌	13. 4. 1	363.27	鉄筋・2
30	”	西南部児童館	240-3878	八日市出町815	脇坂 弘明	16. 4. 1	370.17	鉄筋・2

31	〃	戸板児童館	231-5145	戸板1-2	村山 和光	平27.10. 3	340.00	鉄筋・2 (公民館、老人憩の家)
32	大型児童センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	西川 茂治	昭56. 5. 4	2,509.81	鉄筋・2

児童館設置数の年次推移

種類 \ 年度	4	5	6	7～	9～	14～	16～27.9	27.10～
ミニ児童館 (138.84㎡以上)	0	1	1	1	1	1	1	1
小型児童館 (185.12㎡以上)	5	5	5	6	6	6	6	6
児童センター (297㎡以上)	18	18	20	20	21	22	23	24
大型児童センター (500㎡以上)	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	24	25	27	28	29	30	31	32

児童館利用児童数（1か月平均延人数）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
地 区 児 童 館	58,166	59,612	57,160	55,707	56,393	55,050	55,051	53,215	53,782	54,616	57,730	55,994	57,376	51,231	38,618
城 北 児童会館	8,422	8,566	8,621	10,268	10,077	10,923	11,486	10,978	10,895	12,067	12,012	11,211	11,398	11,520	13,148
合 計	66,588	68,178	65,781	65,975	66,470	65,973	66,537	64,193	64,677	66,683	69,742	67,205	68,774	62,751	51,766

親子ふれあい相談事業

(1) かんがる一教室

2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児の情報を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- ① 実施場所 城北児童会館、地区児童館（27館）、駅西福祉健康センター、教育プラザ富樫 計30か所
- ② 実施回数 各30回
- ③ 定 員 各5～20組程度

(2) かるがも親子教室

1歳（後半）児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

- ① 実施場所 城北児童会館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター 計5か所
- ② 実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース（各コース5回）
- ③ 定 員 各5～8組程度

(3) ひよこ親子教室

ア 城北児童会館

月齢4か月から1歳8か月までの乳幼児とその保護者を対象とした親子教室を開催し、保護者からの相談に対応することで、育児不安の解消を図る。

また、専門の講師による講座を開催し、育児スキルの向上を図る等、保護者を支援する。

- ① 実施場所 城北児童会館
- ② 実施回数 前期、後期（各5回）

- ③ 定 員 各10組程度

イ 市内福祉健康センター

- ・すくすく育児教室との連携教室

五感を使つてのあそびを通して脳神経の発達や体づくりを促進し母子関係の安定を図る

- ① 実施場所 泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター
計3か所

- ② 実施回数 6～10回

- ③ 定 員 各10組程度

対 象 月齢8か月から9か月の乳幼児とその保護者

(4) 親子ふれあい教室

未就園児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児の情報を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- ① 実施場所 大野町、中村、金石、安原、長田町、千坂、森山、小立野、杜の里、鞍月、大徳児童館 計11か所

- ② 実施回数 各30回

- ③ 定 員 各15組程度

城北児童会館の事業

(1) クラブ活動

小学生を対象に、学校で体得できないような活動を子どもたちに提供し、心身両面の健康増進を図るとともに、情操を豊かにする。

クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員
絵 画	小1～小3年	20名	科 学 ①	小1～小2年	20名	科 学 ②	小3～小4年	20名
卓 球	小3～小6年	20名	やきもの ①	小1～6年とその保護者	10組	やきもの ②	小1～6年とその保護者	10組
お 茶	小3～小6年	8名	トランポリン	小1～小6年	20名	-	-	-

(2) 年 間 行 事

季節行事 城北わんぱくランド、さつまいも苗植え体験、七夕ファンタジー、城北おばけ屋敷、いもほり体験、やきいも会、もちつき会、クリスマス会、旗源平、節分豆まき会、ひなまつり会等

- (3) 土曜・日曜日 工作ランド、ねんどあそび、日曜ワクワク遊び塾、親子で遊ぼう日曜日、行事 おりがみランド、パパとあそぶ日！

親子体験教室（紙細工、やきもの、木工、バルーンアート、和菓子作り、門松製作）、トランポリン体験、金沢おもちゃ病院、Youthだよ!!全員集合!!

- (4) 平 日 行 事 子育てサロン「ふれあいこあら」（おはなしランド、リズムあそび、運動あそび、のびのびの日）、てけてけ・プー、何してあそぼう！

2 放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の3第2項〕

(1) 目的

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 事業の推移

本市が留守家庭児童等の健全育成に取り組んだのは、昭和24年当時の十一屋小学校の空教室2部屋を借りて学校終了後も保護者が就労中の児童のために開放し、地域各種団体および婦人会の協力と市の補助で留守家庭児童等を指導・育成したのがはじまりで、その後若草町に単独施設を確保し、子どもの家と名づけて留守家庭児童を収容・育成し留守家庭児童対策の先鞭をきった。

その後、昭和47年から民間実施の留守家庭児童対策に市が積極的に補助金を交付（所管課社会教育課）し、昭和50年途中から児童福祉法の改正とともに福祉部の所管として実施団体に対し、補助金を補正計上し、昭和51年度から厚生省の都市児童健全育成事業実施要綱の制定と同時に、民間委託事業として児童育成クラブの設置・育成を行ってきた。

昭和58年4月、金沢市児童育成クラブ補助金交付要綱を制定し、児童育成クラブを設置した地区社会福祉協議会に補助金を交付し、その育成に努める。

昭和63年4月、金沢市留守家庭児童等健全育成事業実施要綱を制定し、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託する。

平成3年4月、厚生省の放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブと名称変更する。

平成9年6月、児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、放課後児童健全育成事業として、明記され、事業の一層の普及が図られることとなった。

平成27年3月、子ども・子育て支援新制度による児童福祉法改正に基づき、「金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定

平成27年4月、「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童健全育成事業は「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられた。

（令和3年4月1日現在）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
クラブ数	67	67	70	72	73	74	79	80	80	82	83	84	88	95	95	97	99	103

放 課 後 児 童 ク ラ ブ（103クラブ）

（令和3年4月1日現在）

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
1	杉 の 木 ホ ー ム	材木町13-36	材 木 善 隣 館	222-9030	56人	昭39年度
2	仲 よ し ホ ー ム	野町3丁目1-15	第 一 善 隣 館	241-4030	41	41
3	わ ら べ の 園	平和町2丁目8-7	平 和 町 児 童 館	241-4851	86	47
4	た ん ぽ ぽ く ら ぶ	涌波2丁目6-14	専 用 建 物	264-3743	41	48
5	す く す く ク ラ ブ	山科1丁目6-8	富 樫 児 童 館	242-4252	56	50
6	三 馬 っ 子 ク ラ ブ	久安6丁目83	旧 三 馬 公 民 館	247-6425	80	53
7	す み れ ク ラ ブ	小立野4丁目2-24	民 家	222-8550	31	53
8	きりん児童クラブ	みどり1丁目179	専 用 建 物	249-4782	43	53

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
9	あすなろクラブ	しじま台2丁目1-8	民 家	298-2185	46	54
10	菊 川 児 童 ク ラ ブ	新堅町3-25	旧 新 堅 町 小 学 校	264-2723	58	54
11	がんばりっこクラブ	田上本町3丁目180-1	専 用 建 物	222-0922	81	54
12	いずみのクラブ	若草町3-16	民 家	241-7734	40	54
13	どんぐりクラブ	東長江町に17	夕 日 寺 小 学 校	251-5417	60	55
14	木 曳 野 学 童 ク ラ ブ	木曳野4丁目284	木 曳 野 会 館	268-8025	56	55
15	ひ かり 学 童 園	小立野4丁目5-1	民 家	231-4593	65	55
16	たいようクラブ	長坂1丁目7-5	民 家	242-5051	23	56
17	安原こじか児童クラブ	福増町北1067	安 原 児 童 館	249-8930	48	56
18	森 山 児 童 ク ラ ブ	森山2丁目11-13	森 山 児 童 館	251-4332	73	56
19	米 泉 っ 子 ク ラ ブ	米泉町4丁目133-2	米 泉 小 学 校	242-3703	100	58
20	押 野 児 童 ク ラ ブ	八日市2丁目464	押 野 児 童 館	247-3220	65	61
21	中 央 児 童 ク ラ ブ	長町1-10-35	中 央 小 学 校	261-0294	62	62
22	くら月っ子クラブ	直江南1丁目1	鞍 月 児 童 館	237-8957	56	平成元
23	浅野町児童クラブ	浅野本町2丁目13-12	浅 野 町 児 童 館	252-5664	89	元
24	栗 崎 児 童 ク ラ ブ	栗崎1丁目3	栗 崎 児 童 館	237-3837	59	2
25	三 和 児 童 ク ラ ブ	上荒屋4丁目82	三 和 児 童 館	249-2908	81	2
26	新神田児童クラブ	新神田1丁目1-18	新 神 田 児 童 館	291-4496	56	2
27	弥 生 児 童 ク ラ ブ	弥生1丁目29-13	弥 生 児 童 館	243-7588	66	2
28	千坂のびのびクラブ	千木1丁目235	千 坂 児 童 館	258-3969	96	3
29	さいねんこども園学童クラブ	西念3-7-21	さいねんこども園	265-6116	22	3
30	梅 光 学 童 ク ラ ブ	石引4丁目6-1	専 用 建 物	232-1071	85	3
31	ふたば児童クラブ	駅西新町1-30-9	認定こども園すくすくふたば	262-9012	19	3
32	マ ー ヤ ク ラ ブ	南森本町ヌ130	専 用 建 物	257-4457	62	3
33	西 南 部 児 童 ク ラ ブ	八日市出町815番地	西 南 部 児 童 館	240-0017	99	4
34	大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	専 用 建 物	258-7855	54	4
35	不 動 寺 児 童 ク ラ ブ	不動寺町イ33	不 動 寺 小 学 校	257-4350	27	4
36	戸板児童クラブめいげつ	戸板1丁目1	戸 板 小 学 校	232-5772	57	5
37	お お ぞ ら ク ラ ブ	長坂3丁目14-1	長 坂 台 小 学 校	245-3447	41	5
38	内 川 学 童 ク ラ ブ	三小牛町20-1-10	内 川 公 民 館	247-2263	23	5
39	若 竹 児 童 ク ラ ブ	馬替2丁目150	専 用 建 物	298-7557	40	6
40	浅野川びょんびょんクラブ	須崎町チ43-3	専 用 建 物	237-0099	63	6
41	四十万児童クラブ	四十万4-267	民 家	298-4524	45	6
42	伏見台児童クラブ	窪5丁目335	伏 見 台 小 学 校	245-0205	38	7
43	米 丸 児 童 ク ラ ブ	間明町2丁目346	米 丸 児 童 館	291-5535	127	7
44	げ ん き ク ラ ブ	小坂町中164-7	民 家	252-6013	45	9
45	こ さ か 児 童 ク ラ ブ	小坂町北312	小 坂 児 童 館	251-6055	81	9
46	花 園 児 童 ク ラ ブ	二日市町チ90-1	民 家	258-6665	33	10
47	味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	第 三 善 隣 館	090-3765-3917	36	10
48	金 石 児 童 ク ラ ブ	金石通町3-14	金 石 児 童 館	266-1125	65	11
49	ながた児童クラブ	長田1-5-40	長 田 町 小 学 校	233-9120	56	11
50	わ か ば ク ラ ブ	芝原町イ59	湯涌農村環境改善センター	235-1852	22	12
51	かもめ児童クラブ	栗崎町タ1-1	かもめこども園	238-2061	17	12
52	星の子大徳クラブ	畝田中2-234	大 徳 児 童 館	268-2533	48	12
53	川北さくら児童クラブ	北寺町ヘ7-2	専 用 建 物	090-6275-4376	48	13

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
54	諸江けやき児童クラブ宙組	北安江2-25-1	諸 江 町 小 学 校	231-7475	42	13
55	かみやち児 童 クラブ	神谷内町へ33-3	専 用 建 物	251-1250	42	14
56	アリスこどもの国	伏見台1-6-13	専 用 建 物	280-1001	67	14
57	大野町児 童 クラブ	大野町1-8-1	専 用 建 物	268-1277	45	14
58	中 村 児 童 ク ラ ブ	中村町13-21	民 家	280-4137	30	14
59	杜の里児童館児童クラブ	若松町3-281	杜 の 里 児 童 館	222-7759	90	14
60	ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	専 用 建 物	267-5208	41	16
61	めいせい児童クラブ	此花町2-7	此 花 会 館	221-0938	33	16
62	たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	旧浅川市民センター	224-6711	57	16
63	ほしぞらクラブ	円光寺1-1-8 A棟	民 家	280-0630	28	17
64	東浅川児 童 クラブ	上中町へ14甲	上 中 町 会 館	229-3146	19	17
65	第2四十万児童クラブ	しじま台2-26-11	民 家	296-3567	40	17
66	ば ば 児 童 ク ラ ブ	東山3-9-30	馬 場 小 学 校	252-8494	20	18
67	第2諸江けやき児童クラブ	諸江町28-1	県 営 住 宅 集 会 所	090-2032-1630	43	21
68	三 和 キ ャ ッ プ ク ラ ブ	上荒屋4-79-2	専 用 建 物	249-7908	70	21
69	星の子木曳野クラブ	畝田中2-234	大 徳 児 童 館	268-2533	74	21
70	三 谷 児 童 ク ラ ブ	宮野町ニ277	三 谷 小 学 校	254-1266	6	22
71	わかまつ児童クラブ	若松町南24	専 用 建 物	232-9966	42	22
72	よ つ ば く ら ぶ	涌波2-5-1	南小立野小学校	255-2029	18	22
73	太陽丘キッズカレッジ	太陽が丘2-1	集 会 場	223-5531	45	23
74	鞍 月 児 童 ク ラ ブ	直江南1丁目1	鞍 月 児 童 館	237-8957	42	24
75	戸板児童クラブきくざくら	戸板1丁目1	戸 板 小 学 校	222-7450	58	25
76	にこにこクラブⅠ	松村6丁目176-3	専 用 建 物	266-2561	76	25
77	にこにこクラブⅡ	松村6丁目176-3	専 用 建 物	266-2561	78	25
78	大浦保育園児童クラブ	大浦町ヌ75-1	キッズスクールオオウラ	238-2734	68	25
79	安原第二こじか児童クラブ	福増町北1067	専 用 建 物	249-8930	46	25
80	マーヤ第 2 クラブ	南森本町ル54	民 家	256-5744	49	26
81	諸江けやき児童クラブ花組	北安江2-25-1	諸 江 町 小 学 校	231-7475	41	27
82	第 2 三馬っ子クラブ	久安5-300	民 家	247-6424	53	28
83	戸板児童クラブききょう	出雲町イ130-1	民 家	260-1608	30	28
84	第二伏見台児童クラブ	窪5-623	民 家	244-8873	26	28
85	share金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	専 用 建 物	225-8155	46	28
86	第二浅野川ぴょんぴょんクラブ	須崎町チ43-1	専 用 建 物	080-2963-9121	40	29
87	お ひ さ ま ク ラ ブ	長坂1丁目7-6	民 家	259-5177	40	29
88	杉 の 木 ホ ー ム Ⅱ	材木町13-40	材 木 善 隣 館	222-1389	53	29
89	ミドリ児童クラブDragonfly	南塚町268-3	専 用 建 物	249-1990	61	29
90	ア イ ・ キ ャ ッ プ	泉野町4丁目4-12	専 用 建 物	242-3035	46	29
91	第2share金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	専 用 建 物	225-8155	20	29
92	医 王 っ 子 ク ラ ブ	二俣町さ21	医 王 山 小 学 校	236-1242	48	29
93	や ま び こ ク ラ ブ	末町21-25-2	専 用 建 物	229-1522	52	令和元
94	放課後児童クラブM-friends	二口町ハ44-5	専 用 建 物	261-8370	49	元
95	太陽丘キッズカレッジⅡ	太陽が丘3-1-15	専 用 建 物	223-5531	41	元
96	第3share金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	専 用 建 物	225-8155	45	元

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
97	米丸第二児童クラブ	間明町2-247	専 用 建 物	256－2236	80	2
98	第三伏見台児童クラブ	窪5-623	民 家	244-8873	24	2
99	ひまわりくらぶ	涌波4-14-24	民 家	255-0098	24	2
100	第2あすなろクラブ	額乙丸イ41	額 小 学 校	205-3826	31	3
101	放課後児童クラブセカンドプレイスHikari	元町1-14-12	専 用 建 物	080-1300-7623	10	3
102	八日市もりのき児童クラブ	八日市出町729	専 用 建 物	259-1541	27	3
103	二日市はなのき児童クラブ	二日市町二4-1	専 用 建 物	254-1586	18	3
合 計		103 ク ラ ブ		5, 141人		

3 こどもの未来創造地域活動推進クラブ活動費補助事業

(昭和52年度から実施、令和3年度から事業名変更)

児童の健全育成及び金沢SDGsを推進するために、地域住民の積極的参加による地域組織活動を実施。

(1) 親子及び世代間の交流活動及び文化活動

親子やお年寄りとの交流を図るため、「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」等において、野外での交流活動や、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

(2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修などを開催する。

(3) 児童の事故防止等に関する活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行う。

(4) 地域の歴史文化への理解を深める活動

各地域の歴史文化に対する理解を深めるため、食育や旗源平や水引教室などの活動を行う。

(5) 金沢SDGsの実現につながる活動

貧困に掛かる研修などを通じ、金沢SDGsの方向性の実現に向けた活動を開催する。

(6) 児童館を利用した児童の居場所作りにかかる活動

児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場づくりを目指し、児童館が児童の居場所となるよう、工作教室、折り紙教室などを行う。

(7) その他児童福祉の向上に寄与する活動

クラブ数 32クラブ 会員数 1,314人 (令和3年4月1日現在)

こどもの未来創造地域活動推進クラブ (32クラブ)

(令和3年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	会 長 名	会員数	結成年月日	関連をもつ児童館名
1	長 町	長町2丁目2-16	大 野 明 世	20	昭52. 4. 1	長 町 児 童 館
2	芳 斎	芳斎2丁目3-29	清 水 由 美 子	30	〃	芳 斎 児 童 館

3	花 園	今町子41	伊 東 文	26	〃	花 園 児 童 館
4	馬 場	東山3丁目29－22	坂 有 美	30	〃	馬 場 児 童 館
5	大 野 町	大野町1丁目8－5	市 川 直 美	20	〃	大 野 町 児 童 館
6	平 和 町	平和町2丁目8－7	雄 谷 あ つ み	80	〃	平 和 町 児 童 館
7	大 徳	畝田中2丁目234	小 中 由 紀 恵	126	〃	大 徳 児 童 館
8	小 坂	小坂町北312	松 田 由 美	32	〃	小 坂 児 童 館
9	材 木	材木町13－11	平 井 真 野	30	〃	材 木 児 童 館
10	米 丸	間明町2丁目346	清 造 悦 子	20	〃	米 丸 児 童 館
11	富 樫	山科1丁目6－8	薮 野 純 子	58	53. 4. 1	富 樫 児 童 館
12	小 立 野	小立野4丁目7－51	田 島 寛 美	30	〃	小 立 野 児 童 館
13	中 村	中村町10－35	富 田 佳 子	23	54. 4. 1	中 村 児 童 館
14	栗 崎	栗崎町1丁目3	岩 崎 直 子	64	55. 4. 1	栗 崎 児 童 館
15	鞍 月	直江南1丁目1	橋 田 恵	103	56. 4. 1	鞍 月 児 童 館
16	瓢 箪	彦三町2丁目10－5	大 村 智 美	20	57. 4. 1	瓢 箪 児 童 館
17	金 石	金石通町3-14	倉 部 佳 代	54	58. 4. 1	金 石 児 童 館
18	安 原	福増町北1067	八 木 恭 代	24	59. 4. 1	安 原 児 童 館
19	森 山	森山2丁目11－13	柿 木 ゆ か り	55	〃	森 山 児 童 館
20	城 北	小坂町西8－11	田 頭 千 津 子	30	60. 4. 1	城 北 児 童 会 館
21	弥 生	弥生1丁目29－13	松 永 香 代	36	61. 4. 1	弥 生 児 童 館
22	新 神 田	新神田1丁目1－18	山 岸 由 起 代	23	62. 4. 1	新 神 田 児 童 館
23	浅 野 町	浅野本町2丁目13－12	山 本 由 美	60	63. 4. 1	浅 野 町 児 童 館
24	三 和	上荒屋4丁目82	大 江 か ず 子	28	平 2. 4. 1	三 和 児 童 館
25	二 塚	北塚町西98	皆 川 由 紀	21	6. 4. 1	二 塚 児 童 館
26	押 野	八日市2丁目464	森 田 友 香	21	〃	押 野 児 童 館
27	千 坂	千木1丁目235	福 島 恵 子	103	〃	千 坂 児 童 館
28	長 田 町	長田1丁目5－50	高 橋 由 加 利	20	7. 4. 1	長 田 町 児 童 館
29	扇 台	馬替1丁目29－1	平 田 真 弓	28	9. 4. 1	扇 台 児 童 館
30	杜 の 里	若松町3丁目281	スコット・さやか	20	13. 4. 1	杜 の 里 児 童 館
31	西 南 部	八日市出町815	松 原 靖 子	22	平16. 4. 1	西 南 部 児 童 館
32	戸 板	戸板1丁目2	富 松 結 子	57	28. 4. 1	戸 板 児 童 館
合 計		32 ク ラ ブ 1,314人				

IV ひとり親家庭支援

1 「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画 2017」の推進

- (1) 計 画 期 間 平成 29 年(2017 年) 度～令和 3 年(2021 年) 度
- (2) 基 本 目 標 ひとり親家庭の親と子が安心して自分らしく暮らせるまちへ
- (3) 施策の基本的な方向
 - ① 子ども・子育て支援の充実
 - ② 就業支援の充実
 - ③ 生活支援の充実
 - ④ 経済的支援の推進
 - ⑤ 養育費確保の推進
 - ⑥ 相談体制・情報提供の充実

2 児童扶養手当〔児童扶養手当法〕

父母の離婚などにより、父(母)と生計を別にしている児童(18歳になって最初の年度まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満。)を養育している母(父)、又は母(父)に代わって養育している方に支給される。

なお、前年の所得が一定額以上の場合は、手当額の全部又は一部が支給されない。

※父(母)がいても重度の障害、生死不明、保護命令、拘禁されている等の場合には、手当が支給されることがある。

※受給者及び対象児童が公的年金を受給している場合で、年金の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、差額分を受給できる。

支 給 額（月額/所得による）	児童 1 人	43,160円～10,180円
（令和 3 年 4 月 1 日現在）	2 人目	10,190円～5,100円加算
	3 人目以降 1 人につき	6,110円～3,060円加算

受給者状況

(単位：上段は「世帯」、下段は「%」 各年度末現在)

年度	類型 内訳	世帯類型別世帯数							対象児童数別世帯数							
		離婚	死別	未婚	障害	遺棄	保護 命令	その他	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上	計
28		2,854	37	130	16	1	1	59	3,098	1,800	1,035	219	34	5	5	3,098
		92.1	1.2	4.2	0.5	0.0	0.0	2.0	100.0	58.1	33.4	7.0	1.1	0.2	0.2	100.0
29		2,700	37	111	11	1	2	60	2,922	1,673	996	206	32	10	5	2,922
		92.4	1.3	3.8	0.4	0.0	0.0	2.1	100.0	57.3	34.1	7.0	1.1	0.3	0.2	100.0
30		2,581	31	102	11	1	1	59	2,786	1,747	825	176	25	10	3	2,786
		92.6	0.8	4.0	0.5	0.0	0.0	2.1	100.0	62.7	29.6	6.3	0.9	0.4	0.1	100.0
令和元		2,448	32	93	10	0	2	61	2,646	1,661	780	169	22	10	4	2,646
		92.5	1.2	3.5	0.4	0.0	0.1	2.3	100.0	62.8	29.5	6.4	0.8	0.4	0.1	100.0
2		2,424	30	98	15	0	4	64	2,635	1,633	803	163	23	9	4	2,635
		92.0	1.2	3.7	0.6	0.0	0.1	2.4	100.0	62.0	30.5	6.2	0.9	0.3	0.1	100.0

3 母子生活支援施設の概況〔児童福祉法第23条、第38条〕

生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設。施設の職員が母子の自立を支援する。

区分	施設名	収容定員	事務費限度額 (1か月1世帯に付)	職 員 構 成						
				施設長	母子支援員	少年指導員	調理員等	加算職員	嘱託医	計
私立	MCハイツ平和	世帯20	円 264,864	人 1	人 2	人 3	人 1	人 3	人 1	人 11

母子生活支援施設措置費の年次推移

区分 経営年度 主体	施設数			入所人員(月平均)						入所費(年間)		
	30年	令和元年	令和2年	30年		令和元年		令和2年		30年	令和元年	令和2年
私立	1	1	1	世帯6	人17	世帯8	人19	世帯5	人14	千円 25,790	千円 28,472	千円 37,099

母子生活支援施設

区分	名称
所在地	私立 MC ハイツ 平和 〔公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会〕
敷地面積	平和町2丁目3番9号
総床面積	1,183㎡
事業開始年月日	鉄筋コンクリート4階建 1,912.2㎡
定員	昭和53年4月 平成8年12月 平和母子寮と金沢市立旭寮が統合全面改築 平成9年1月 「MCハイツ平和」としてスタート 20世帯

4 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

〔母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、法第31条の6、第32条〕

- | | |
|-------------|--|
| (1) 借受資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの ・父母のない児童 ・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子 ・母子・父子福祉団体 |
| (2) 資金の貸主 | 金沢市 |
| (3) 受付事務担当者 | 金沢市母子・父子自立支援員 |

(4) 資 金 の 種 類

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。				
資 金 名	内 容	貸付限度額	利 子	償 還 期 間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	(個人) 3,030,000円 (団体) 4,560,000円	無利子 又は年1.0%	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	(個人・団体) 1,520,000円	無利子 又は年1.0%	7年以内
修 学 資 金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	学校別限度額表 のとおり	無利子	20年以内 (専修学校(一般課程) 5年以内)
技能習得資金	お母さんやお父さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000円 自動車運転免許 取得 460,000円	無利子 又は年1.0%	20年以内
修 業 資 金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 自動車運転免許 取得(子) 460,000円	無利子	20年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	100,000円 自動車購入 330,000円	無利子 又は年1.0%	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	(医療) 340,000円 (特別) 480,000円 (介護) 500,000円	無利子 又は年1.0%	5年以内
生 活 資 金	知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子(父子)家庭となって7年未満の者の生活費補給資金	一般月額 105,000円 技能のみ 141,000円	無利子又は 年1.0%	技能習得 20年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内
住 宅 資 金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 全面改築の場合 2,000,000円	無利子又は 年1.0%	6年以内 全面改築 7年以内
転 宅 資 金	住居の移転に際し、住居の賃借又は家財運搬等に必要な資金	260,000円	無利子又は 年1.0%	3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校別限度額表 のとおり	無利子	就学20年以内 (専修学校一般課程・修 業施設 5年以内)
結 婚 資 金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	300,000円	無利子又は 年1.0%	5年以内

《学校別限度額表》

修 学 資 金	高 等 学 校	国公立	自 宅	27,000円	私 立	自 宅	45,000円
	専修学校(高等課程)		自 宅 外	34,500円		自 宅 外	52,500円
	高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅	67,500円	私 立	自 宅	98,500円
			自 宅 外	76,500円		自 宅 外	115,000円
	専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500円	私 立	自 宅	89,000円
			自 宅 外	78,000円		自 宅 外	126,500円

	短期大学	国公立	自宅 自宅外	67,500円 96,500円	私立	自宅 自宅外	93,500円 131,000円
	大学	国公立	自宅 自宅外	71,000円 108,500円	私立	自宅 自宅外	108,500円 146,000円
	大学院	修士課程 博士課程		132,000円 183,000円			
	専修学校（一般課程）			49,500円			
就学支度資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅 自宅外	150,000円 160,000円	私立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円
	大学、短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円	私立	自宅 自宅外	580,000円 590,000円
	大学院	国公立		380,000円	私立		590,000円
	修業施設		自宅 自宅外	272,000円 282,000円			

5 ひとり親家庭等日常生活支援事業〔金沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱〕

ひとり親家庭等及び寡婦が、就職活動や疾病などの理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合や、就業上の理由により定期的な援助が必要な場合等に、ホームヘルパーの派遣等を行い、生活の安定を図る。

- (1)制度の開始 平成22年4月1日
(2)派遣の対象者 母子家庭、父子家庭、寡婦

6 ほほえみ家族事業

ひとり親家庭における親子のふれあいを深めるためのレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けている。

事業名	会場	実施日（令和元年度）	参加人数
親と子のクリスマスのつどい	石川県女性センター	12月8日	126人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず。

7 女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

女性の生活の向上と福祉の増進を目的として、女性の身上等に関する相談、指導及び女性の保護更生に関する相談、指導を行っている。

◎ダイバーシティ人権政策課（女性相談支援室）において女性の身上相談、DV相談等を実施
女性相談員3名

8 母子・父子自立支援員

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなど母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図る。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条（昭和39. 7. 1 法律第129号）

相談員 4名（非常勤）

母子・父子自立支援員活動状況

(令和2年度)

相談指導事項 区分	生 活 一 般								児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	8	335	4	154	0	23	0	25	18	29	0	0	24
相談指導事項 区分	生 活 援 護										その他	計	
	母 子 福祉資金	父 子 福祉資金	寡 婦 福祉資金	公的年金	児 童 扶養手当	生活保護	税	その他					
相談件数	810	13	0	9	1766	7	5	2066	1	5,297			

9 母子家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭の母・父及び寡婦の自立促進を目的とした各種事業を行う。

(1) 就業相談事業（就業支援相談員設置）

(2) 就業支援講習会事業

- ・ 就業支援セミナー（年2回）
- ・ パソコン講座
- ・ 介護福祉士実務者研修
- ・ 調剤薬局事務講座
- ・ 医療事務講座

(3) 養育費等支援事業

- ・ 養育費相談（養育費等専門相談員設置）
- ・ 特別相談事業（法律）

10 自立支援教育訓練給付金事業

〔金沢市母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金交付要領〕

（平成16年4月1日実施）

母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付する。（平成25年度から、父子家庭も対象）

- | | |
|----------|--|
| (1) 申請時期 | 受講開始日の15日前（事前に相談要。） |
| (2) 対象資格 | 厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座 |
| (3) 交付額 | 雇用保険受給資格なし：対象講座の受講料の6割相当額
（上限20万円、下限1万2千円）
雇用保険受給資格あり：対象講座の受講料の4割相当額
看護師等の業務独占・名称独占の資格の講座は上限80万円
（就学年数に応じて、20万円×年数が上限） |
| (4) 所得制限 | 児童扶養手当に準じた所得制限あり。 |

11 高等職業訓練促進給付金等事業

〔金沢市母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業し、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、給付金を交付する。

(平成25年度から、父子家庭も対象)

※令和3年度に限り、6か月以上修業を必要とする場合についても対象とする。

- (1) 申請時期 修業を開始した日以後(申請前に相談要。)
- (2) 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
※令和3年度に限り、デジタル分野の民間資格(シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格など)についても対象とする。

(3) 交付額

- | | | |
|--------------|----------|------------|
| ・高等職業訓練促進給付金 | 市民税非課税世帯 | 月額100,000円 |
| | 市民税課税世帯 | 月額70,500円 |

(養成機関における課程の終了までの期間の最後の12ヶ月については4万円増額)

※令和3年度に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間については4万円増額

- | | | |
|-----------------------|----------|---------|
| ・高等職業訓練修了支援給付金(修了後支給) | 市民税非課税世帯 | 50,000円 |
| | 市民税課税世帯 | 25,000円 |

※世帯には、扶養義務者(世帯分離している同居の親族)も含む。

- (4) 交付期間 修業する期間の全期間(上限4年)
(平成24年3月31日までの入学者は修業する期間の全期間)
- (5) 所得制限 児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。

12 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(平成28年4月1日実施)

ひとり親家庭の親及び子ども(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付する。

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前まで(申請前に相談要。)
- (2) 対象講座 高等学校卒業程度認定試験合格を目的とするもの
- (3) 交付金額 受講修了時給付金:受講費用の4割相当額(上限10万円)
合格時給付金:受講費用の2割相当額(受講修了時給付金とあわせて
上限15万円)
- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。

13 市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業

(平成21年4月1日実施)

DV被害母子世帯がDV被害母子世帯用の市営住宅に入居したときに、当該母子世帯の生活安定のために住宅使用料(家賃)の一部を支援金として支給する。

- (1) 対 象 「DV被害者に係る市営住宅の目的外使用許可に関する取扱基準」により入居したDV被害母子世帯
- (2) 期 間 入居から1年間
- (3) 支 援 金 市営住宅使用料から母子生活支援施設徴収基準額を控除した後の金額

14 養育費確保サポート事業

養育費の取り決め費用の一部を助成する。

- (1) 養育費相談にかかる弁護士費用

離婚前に養育費を取り決める方及び離婚後養育費の“取り決めがない”ひとり親家庭の親の養育費の取り決めについての弁護士相談費用(初回分)を助成。

※児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。

- (2) 養育費の取り決め費用

養育費の取り決めの公正証書等の作成に係る諸費用を助成。(上限35,000円 1,000円未満切り捨て)

(公証手数料や収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代)

※児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。

第 1 3 保 育 幼 稚 園 課

1 かなざわ子育て夢ステーション

(1) 主 旨

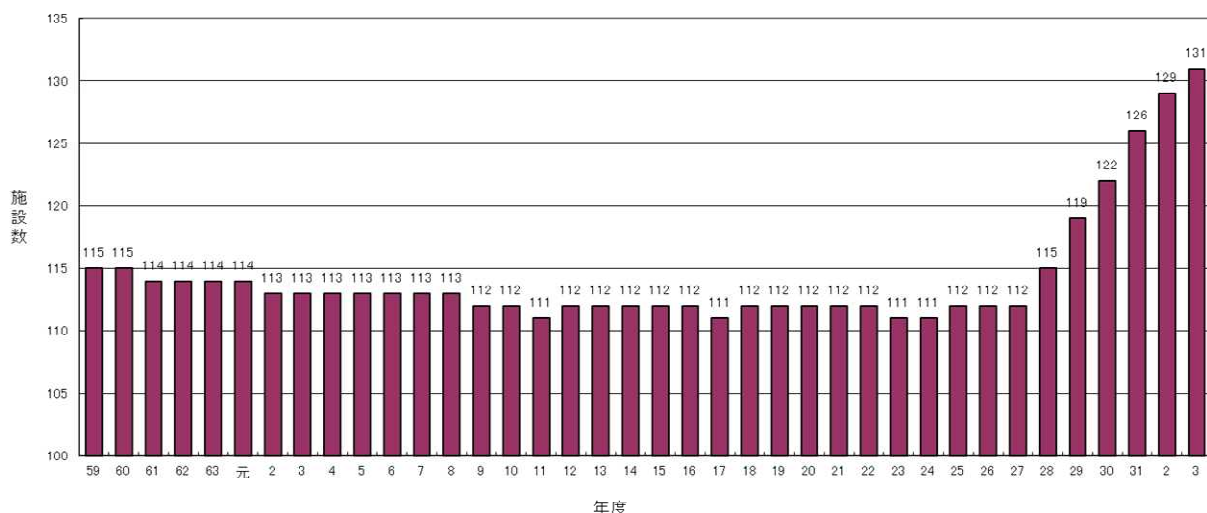
身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、幼稚園・保育所・認定こども園を活用し、妊産婦や子育て中の親への相談や情報提供などにより地域の育児力の向上をめざす。

(2) 実 施 場 所 幼稚園14か所、保育所・認定こども園103か所

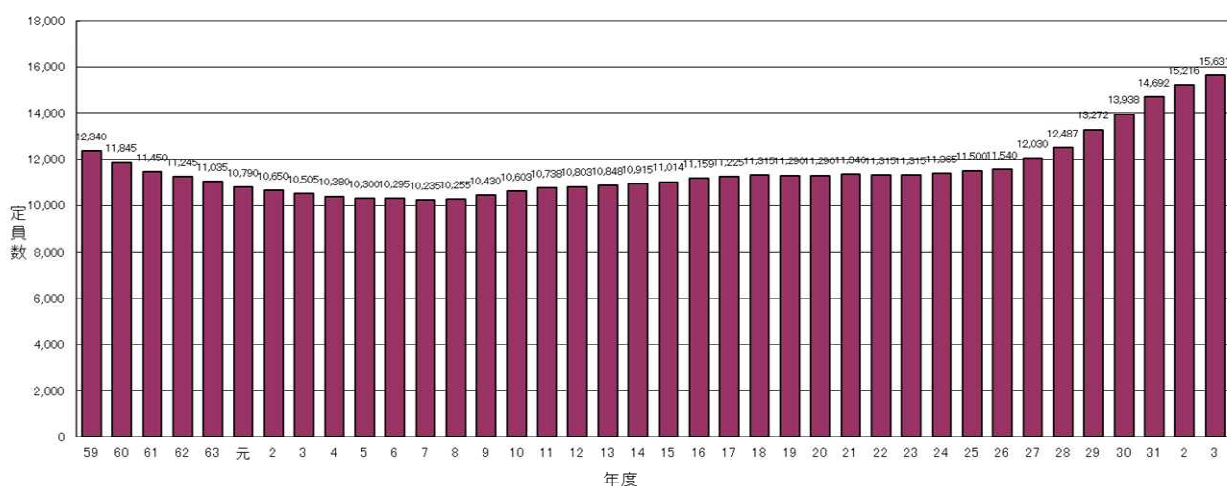
2 保育所・認定こども園

〔児童福祉法第24条・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕
多様化する市民の保育ニーズに対応して特別保育（乳児・統合・延長・一時・休日・夜間・年末等）の充実や地域子育て支援センター事業の実施など児童福祉の一層の増進に努めている。

施設数年次推移(各年4.1現在)



施設定員数年次推移(各年4.1現在)



令和３年度の保育料〔金沢市子ども・子育て支援法施行細則〕

(単位：円)

保育認定（３歳未満児）

階層区分				保育料（月額）	
				３歳未満児 （１人につき）	
				標準時間	短時間
A	被保護者である支給認定保護者又は 里親である支給認定保護者			0	0
B	非課税世帯			0	0
C	均等割の額のための課税世帯			9,500	9,400
D	1	市 町 村 民 税 合 算 額	48,600円未満	12,400	12,200
	2		48,600円以上 55,700円未満	16,200	16,000
	3		55,700円以上 59,200円未満	19,100	18,800
	4		59,200円以上 79,500円未満	23,600	23,200
	5		79,500円以上 97,000円未満	29,500	29,000
	6		97,000円以上 106,800円未満	35,100	34,600
	7		106,800円以上 133,600円未満	39,500	38,900
	8		133,600円以上 169,000円未満	42,700	42,000
	9		169,000円以上 301,000円未満	45,400	44,700
	10		301,000円以上	46,300	45,600

教育標準時間認定（１号認定）及び保育認定（２号認定）は、令和元年１０月から無償化されました。

注(1) 適用年齢について

３歳未満児：平成３０年４月２日以降に生まれた子ども

(2) 月途中の利用・利用終了について

月途中に利用または利用終了した場合の保育料は、日割り計算します。

(3) 保育料算定について

令和３年４月から８月までは令和２年度の市町村民税にもとづき算定し、令和３年９月から令和４年８月までは令和３年度の市町村民税にもとづき算定します。

(4) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

階 層 別 児 童 数

(令和3年4月1日現在)

保育所・認定こども園利用階層別人数

階層	A	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	計
人数(人)	9	269	72	293	101	56	338	376	243	631	762	1221	358	4,729
構成(%)	0.2	5.7	1.5	6.2	2.1	1.2	7.1	8.0	5.1	13.4	16.1	25.8	7.6	100

保 育 料 の 軽 減 等 に つ い て

(1) 第2子以降の保育料について

小学校就学前までの範囲において、保育施設等を同時利用している最年長の子どもから順に、第2子については2分の1相当額（第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額）、第3子以降については0円になります。（令和3年8月まで）
 保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、児童心理治療施設、児童発達支援（そよかぜ、児童デイサービスわくわく、金沢市障害児通園施設ひまわり教室、ヴィストカレッジ西金沢駅前、エイブルベランダ Be、センチュリー児童デイサービスきよかわまち等）を行う施設

- ・適用を受けるときは、在籍（契約）証明書の提出が必要です。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合があります。

上記の年齢範囲にかかわらず、下記の①及び②に該当する世帯は保育料が軽減されます。

- ① C階層～市町村民税の所得割額が 57,700 円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯
 →最年長の子どもから数えて、第2子以降については0円になります。
- ② 所得割額が 57,700 円以上～D8階層で18歳未満（平成15年4月2日以降の生まれ）の子どもが3人以上いる世帯
 →18歳未満の最年長の子どもから順に、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。（令和3年8月まで）

(2) 母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について

C階層～市町村民税の所得割額が 77,101 円未満の世帯：生計を同一にする最年長の子どもから順に、第1子については2分の1相当額（上限9,000円）第2子以降については0円

令和3年9月からは保護者の所得及び保育施設等の同時利用の有無にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 の 職 員 数

(令和3年4月1日現在)

区 分	施 設 数	定 員	所 長	保 育 士 保育教諭	調 理 員	保健師等	計
市 立	13 か所	1,223 人	12 人	148 人	14 人	0 人	174 人
私 立	117	14,309	117	2,785	415	404	3,721
県 立	1	99	1	12	3	1	17
計	131	15,631	130	2,945	432	405	3,912

保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 公 定 価 格 の 年 次 推 移

年度 経営 主体	施 設 数			児 童 数						公 定 価 格		
	30	31	2	30		31		2		30	31	2
				3 歳 以上児	3 歳 未満児	3 歳 以上児	3 歳 未満児	3 歳 以上児	3 歳 未満児			
	か所	か所	か所	人	人	人	人	人	人	千円	千円	千円
市立	13	13	13	9,042	5,590	8,434	5,790	7,639	4,879	1,046,755	1,050,660	871,527
私立	108	112	116	92,323	62,286	95,844	61,814	98,107	61,753	13,604,952	14,329,798	15,388,773
県立	1	1	1	730	265	769	420	774	282	66,040	90,540	67,997
管外	—	—	—	780	912	960	936	1,023	682	149,717	155,298	147,888
計	122	126	130	102,875	69,053	106,007	68,960	107,543	67,596	14,867,464	15,626,296	16,476,185

(注) 市立及び県立は運営費相当額である。

(注) 私立及び管外のうち認定こども園は、保育料控除前の運営費相当額である。

令和3年度 私立保育所・認定こども園 運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名 称		予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
運 営 費 補 助	保 育 士 定 数 改 善 費 補 助	370,000	380,000	△10,000	国省令配置基準と市条例配置基準の差を補助
	就 学 前 保 育 充 実 費 補 助	66,000	64,000	2,000	5歳児クラスの市配置基準(30:1)を超えて 25:1の配置を実施した差分を補助
	いつでも入所対応 保 育 士 配 置 支 援 事 業 費 補 助	36,000	35,000	1,000	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度 当初から市条例配置基準を超える保育士等を 確保する保育所・認定こども園に対し補助
	調 理 員 定 数 改 善 費 補 助	90,000	70,000	20,000	臨時、パート調理員を配置することにより、調 理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
	産 休 等 代 替 職 員 費 補 助	21,000	20,000	1,000	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇 用した場合、代替職員に係る人件費を補助
	運 営 特 別 対 策 費 補 助	3,700	3,700	0	夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対 し、夜間勤務手当を支給した経費を補助(夜間 保育所)
	統合保育費補助	152,600	150,700	1,900	事業を円滑に実施するための人件費を補助 ※対象を満3歳から満2歳以上に拡大
	保育教諭資格取得 促進事業費補助	1,000	1,000	0	幼保連携型認定こども園で「保育教諭」として 働くため、保育士資格を有する者の特例制度を 活用した、幼稚園教諭免許状取得を支援する施 設に対して補助
	実 費 徴 収 補 足 給 付 事 業 費 補 助	400	700	△300	低所得世帯を対象に、実費徴収に係る費用の一 部を補填した経費に対して補助
	職員感染症予防 対 策 費 補 助	20,000	19,000	1,000	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安 全を確保するため職員の検便に要する経費を 補助(一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査)
	保 育 士 処 遇 改 善 費 補 助	370,000	370,000	0	保育環境の充実や保育士の労働環境の改善を 図るため、保育士の週40時間勤務に対応する ための保育士配置を支援
	保育体制強化事業	32,700	53,400	△20,700	地域住民や子育て経験者などの保育支援者を 配置し、保育にかかる周辺業務に活用した際の 配置にかかる費用の一部を補助
	保育体制強化 特別対策費補助	26,000	0	26,000	保育体制強化事業において対象施設の拡充と 補助額の加算を行う補助
	保 育 士 宿 舎 借 上 支 援 事 業	35,000	12,000	23,000	保育士の就業継続及び離職防止を図るため、 保育士宿舎の借り上げに要する費用の一部を 補助
	保育所等フッ化物 洗口推進費補助	500	500	0	虫歯の低減に関し効果的である、幼児期からの フッ化物洗口の普及のきっかけとなることを 目的に、フッ化物洗口にかかる経費の一部を補 助
	UJIターン保育士 就 労 支 援 事 業	2,000	2,000	0	石川県外に転出した学生や石川県外在住で、金 沢市内に就職を希望する者等に対し、転居費用 や就職準備費用として就職支援金を助成
計		1,226,900	1,182,000	44,900	

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
感 染 防 止 対 策 指 導 費 補 助	2,400	0	2,400	私立保育所等における防疫体制の強化を図るため衛生管理指導等に係る経費を補助
改 修 費 等 補 助	495,400	259,100	236,300	保育所・認定こども園の施設および設備の整備等に要する経費を補助
延 長 保 育 費 補 助	90,000	103,000	△13,000	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において引き続き当該児童を保育する施設に対してその費用の一部及び管理費を補助
一 時 預 か り 費 補 助 (一般型)	30,000	34,000	△4,000	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な児童を短期間保育するための費用を補助
一 時 預 か り 費 補 助 (幼稚園型)	49,000	36,000	13,000	認定こども園等が在籍園児（１号認定）を長時間預かるための費用を補助
休 日 保 育 費 補 助	2,000	1,600	400	日曜、祝日に保育の必要な児童の保育をする施設に対して補助
地 域 活 動 費 補 助	1,300	1,300	0	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
かなざわ子育て夢ステーション事業費補助	11,400	11,500	△100	保育所・認定こども園を利用していない親子への子育て支援を行う施設に補助
病児一時保育費補助	149,700	149,700	0	保育所・認定こども園通所中の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対し補助
年末保育サービス費補	2,100	2,100	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う施設に対し補助
子育て支援センター事業費補助	42,400	42,500	△100	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する施設に対し補助
在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助	7,900	6,600	1,300	在宅育児家庭の満3歳未満児を対象に定期的に保育サービスを提供する施設に対し補助
保 育 団 体 等 補 助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費を補助
こどもすくすくランド開催費補助	1,400	1,400	0	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	2,112,550	1,831,450	281,100	

3 夜間保育

(1) 主 旨

夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型夜間保育所を開設。

(2) 実施施設

実施施設	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町 3 - 24 - 32)	昭和63年 7 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前及び 午後10時から午前 2 時まで)	40 名
双葉第二こども園 (香林坊 2 - 5 - 24)	平成12年 4 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前 7 時から午前11時まで)	36 名

4 休日保育

(1) 主 旨

日曜、祝日を勤務日とする就労形態の事業所に保護者が働くことによって、保育の必要な児童の健全育成を図るため、市内 8 か所の私立保育所・認定こども園を「休日保育実施施設」に指定し、休日保育を実施する。

(2) 開設時期

平成元年 4 月 1 日

(3) 実施施設

石川県済生会こども園アイリス	金沢市本町 1 丁目 2 番16号
愛 育 保 育 園	金沢市小將町 8 番23号
第一善隣館保育所	金沢市野町 3 丁目 1 番15号
認定こども園ひょうたん	金沢市瓢箪町 8 番22号
双 葉 こ ど も 園	金沢市香林坊 2 丁目 5 番24号
双 葉 第 二 こ ど も 園	〃
キ ッ ズ み な と 園	金沢市木曳野 2 丁目126番地
セルホーといた保育園	金沢市戸板 2 丁目102番地

(4) 対象児童 (保護者)

上記 8 か所の施設を利用している児童で、休日保育を希望される方

(5) 対象児童の休みとなる日

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする。

(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する。)

5 延長保育事業

(1) 主 旨

児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため、通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

(2) 事業開始

昭和58年 4 月 1 日

(3) 令和 3 年度実施施設

118か所

(4) 延長保育時間

① 保育標準時間認定

- ・ 昼間保育所 午後 6 時を超え最長午後10時まで

・夜間保育所 午前9時から午前11時まで、および午後10時を超え午前2時まで

② 保育短時間認定

概ね午後4時半（施設により異なる）を超え最長午後10時まで

(5) 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

6 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

(1) 主 旨

心身の発達に遅れ等を有し、かつ、保育の必要性のある概ね満2歳以上の児童を一般の児童とともに集団で保育を行うことにより、心身の発達の助長、社会への適応性を高める。

(2) 事業開始 昭和49年4月1日

(3) 対象児童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育の必要性のある児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが適当と判断された概ね満2歳以上の児童

7 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕

(1) 主 旨

年末12月29日、30日に保育所・認定こども園を開所し、保護者が勤務等の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。

(2) 事業開始 平成7年12月

(3) 対象児童 保育所・認定こども園を利用中の児童で年末保育を必要とする児童

(4) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円
同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額
(第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額)

8 病児一時保育事業

(1) 主 旨

保育所・認定こども園を利用中等の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護・一時保育を行う。

(2) 事業開始 平成6年4月

(3) 実施施設

① 病児対応型	聖 霊 乳 児 院	金沢市長町1丁目5番46号
	健 生 ク リ ニ ッ ク	金沢市平和町3丁目5番2号
	城 北 病 院	金沢市京町20番3号
	横井小児科内科医院	金沢市菊川1丁目10番3号
	金 沢 大 学	金沢市宝町13番1号
	松 田 小 児 科 医 院	金沢市片町2丁目13番13号
	石 川 県 立 中 央 病 院	金沢市鞍月東2丁目1番地
	金 沢 市 立 病 院	金沢市平和町3丁目7番3号

② 体調不良児対応型

梅 光 保 育 園	金沢市石引4丁目6番1号
ニコニコ保育園	金沢市松村2丁目20番地
光 こ ど も 園	金沢市神宮寺1丁目11番15号
聖 霊 こ ど も 園	金沢市長町1丁目5番43号
キッズスクールオオウラ	金沢市大浦町ヌ75番地1

9 一時預かり事業（一般型）〔金沢市一時預かり事業実施要綱〕

(1) 主 旨

児童の保護者等の疾病、就労その他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を保育所・認定こども園で一時的に預かることにより、児童の健全育成と子育て支援を図る。

(2) 事業開始 昭和55年4月1日（平成21年4月1日に「一時保育」より名称変更）

(3) 対象児童

次のいずれかの事由に該当し、一時預かりを必要とする児童

- ① 保護者等が疾病、出産または看護に従事する場合
- ② 保護者等が産休・育休あけで、月途中からの施設利用が困難な場合
- ③ 保護者等の就労、疾病等により、断続的に保育が困難な場合
- ④ 保護者等が冠婚葬祭等に出席するため
- ⑤ 保護者等の育児リフレッシュのため

(4) 保護者負担 1時間につき 350円

（市立保育所） 給食1回につき300円

間食1回につき100円

10 一時預かり事業（幼稚園型）

(1) 主 旨

就労している保護者に対し、施設型給付を受ける認定こども園等が、在籍園児を対象に平日・長期休業期間中等の年間を通じた幼児教育・保育サービスを提供することにより、就労家庭の支援を図る。

(2) 事業開始 平成27年4月1日

(3) 対象児童 教育標準時間認定（1号認定）を受ける在籍園児 在籍園児の兄弟児など

11 地域子育て支援センター事業

(1) 主 旨

保育所・認定こども園において、子育て家庭支援のための専属職員を配置し、子育て家庭等に対する育児相談・指導等を行い、地域全体での子育てを支援する。

(2) 事業開始 平成9年4月1日

(3) 実施施設	石川県済生会こども園アイリス	金沢市本町1丁目2番16号
	むつみえんふれんどはうす	金沢市石引2丁目4番23号
	龍雲寺学園・パウデア学舎	金沢市寺町5丁目12番40号
	泉の台幼稚園	金沢市泉野町4丁目4番3号
	安原こども園	金沢市下安原町東1521番地1
	光こども園	金沢市神宮寺1丁目11番15号

(4) 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供、交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 月1回以上の講習等を実施
- ⑤ 公共施設に出向いての子育て支援の実施
- ⑥ 重点的な支援が必要と思われる家庭への関係機関との連携・協力

12 保育利用支援事業

(1) 主 旨

子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での幼児教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。

(2) 事業開始 平成26年4月1日

(3) 設置場所 市役所本庁 2名（平成29年4月より 1名増員）

(4) 事業内容

- ① 保育所・認定こども園利用の調整、利用保留児のアフターフォロー
- ② 幼児教育・保育サービスなどの利用に関する相談
- ③ 保育資源・保育サービスの情報収集 など

13 幼 稚 園〔学校教育法第22条〕

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

幼稚園一覧（18園）

（令和3年4月1日現在）

No.	経営主体	施設名	定員	所在地	電話番号
1	学 校 法 人	愛香南部幼稚園	80	泉が丘1丁目16－8	241－3860
2	学 校 法 人	金沢学園幼稚園	165	寺町2丁目1－4	241－1438
3	独立行政法人	金沢大学附属幼稚園	120	平和町1丁目1－15	226－2171
4	学 校 法 人	金沢めぐみ幼稚園	95	笠舞2丁目6－28	221－7970
5	学 校 法 人	かわい幼稚園	450	泉本町3丁目111	241－0620
6	学 校 法 人	慶応幼稚園	300	金市町口15	258－1460
7	学 校 法 人	玄門寺幼稚園	175	東山2丁目14－33	252－5777
8	学 校 法 人	済美幼稚園	240	朝霧台2丁目67	263－2528
9	学 校 法 人	白銀幼稚園	110	芳斉2丁目2－24	231－5162
10	学 校 法 人	聖ヨゼフ幼稚園	180	広坂1丁目1－54	232－0720
11	学 校 法 人	青竜幼稚園	230	額新町1丁目27	298－7044
12	学 校 法 人	第二かわい幼稚園	245	入江1丁目203－1	291－2000
13	学 校 法 人	天徳幼稚園	155	小立野4丁目4－4	231－4485
14	学 校 法 人	藤花幼稚園	150	上安原町169－1	240－7444
15	学 校 法 人	伏見かわい幼稚園	390	米泉町5丁目26	243－4207
16	学 校 法 人	藤蔭幼稚園	300	笠市町2丁目47	221－5155
17	学 校 法 人	北陸学院第一幼稚園	120	三小牛町ハ1－1	242－0209
18	学 校 法 人	若草幼稚園	130	若草町13－41	280－4840

私立幼稚園振興

(単位：千円)

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
無 償 化 事 業	633,873	678,700	△44,827	保育料無償化に係る経費に対して補助
運 営 費 補 助	51,000	54,000	△3,000	私立幼稚園の運営する経費に対し補助
研 修 費 補 助	500	500	0	私立幼稚園の研修に係る経費に対し補助
健 康 診 断 料 補 助	510	540	△30	私立幼稚園の健康診断に係る経費に対し補助
満 3 歳児運営費補助	2,720	2,880	△160	満 3 歳児保育への教員の加配に対し補助
心 身 障 害 児 幼稚園運営費補助	3,130	2,350	780	心身障害児の就園を奨励するため、心身障害児 が 1 名在園する幼稚園に対し、人件費の一部を 補助
施設整備事業費補助	4,500	2,400	2,100	私立幼稚園の施設および設備の整備等に要す る経費を補助
かなざわ子育て夢ステ ーション事業費補助	2,000	2,300	△300	幼稚園に在籍していない親子への子育て支援 を行う私立幼稚園に対し補助
預 か り 保 育 推 進 事 業 費 補 助	3,400	3,600	△200	就労している保護者に対し、平日・長期休業期 間中等の年間を通じた幼児教育・保育サービス を提供し、就労家庭の支援を実施した私立幼稚 園に対し、人件費の一部を補助
預かり保育利用給付費	18,100	9,600	8,500	2019年10月から幼稚園の預かり保育における 利用料の無償化を実施
無 償 化 事 業 (副 食 費 免 除)	14,808	22,140	△7,332	2019年10月から低所得者世帯または多子世帯 を対象に、副食費にかかる費用の一部を補助
保育教諭資格取得 促進事業費補助	200	200	0	幼保連携型認定こども園で「保育教諭」として 働くため、幼稚園教諭免許状を有する者の特例 制度を活用した、保育士資格取得を支援する施 設に対し補助
合 計	734,741	779,210	△44,469	

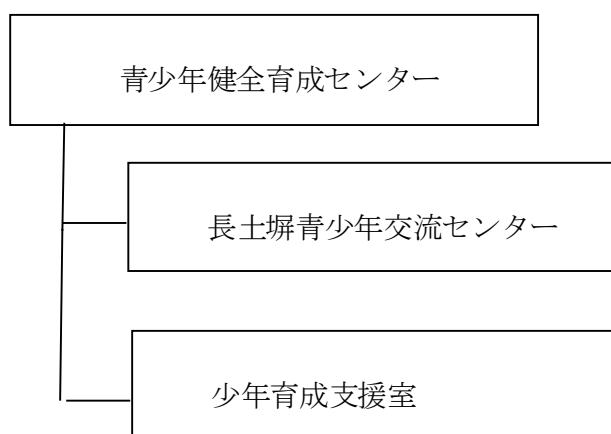
第 14 青少年健全育成センター

令和 3 年度の機構改革により、地域教育センター及び生涯学習課長土堀青少年交流センターを教育委員会からこども未来局に移管し、名称を青少年健全育成センターに変更。

青少年健全育成センターは、教育プラザの施設全体の維持管理のほか、子どもの健全育成活動団体の支援を行う。

長土堀青少年交流センターは、青少年関係団体の育成及び指導、青少年教育の推進を図る。

少年育成支援室は、補導活動や地区の青少年健全育成協議会等との連携による一体的な活動を行う。



青少年健全育成センター（教育プラザ富樫内）

（１）施設利用

市内の子ども健全育成団体（育児サークル、保護者会、障害児支援団体等）や、教職員・保育職員の研究グループ等の活動場所として研修室等を提供し、活動の支援を行う。

施設利用者の推移

単位：人

利用者区分	30 年度	元年度	2 年度
①育児サークル・市民グループ	59,933	49,897	27,037
②子育て広場	47,467	42,161	28,739
③子どもの活動	4,721	3,432	1,700
④教職員・保育職員研修	20,387	17,328	11,320
⑤体育館（9～18 時利用）	17,377	17,012	12,723
利用者数合計（①～⑤）	149,885	129,830	81,519

(2) 子ども教室・親子教室

令和2年度は親子英語絵本教室を開講

(3) わいわいバザール

毎月1回第3日曜日、教育プラザ利用者団体の相互交流を目的として121研修室等で開催する。子育て支援団体等が出店、出演する。

(4) 学習教材ライブラリー

視聴覚機材・教材等の小中学校、保育所、幼稚園、公民館等への貸出を行う。

ライブラリーの映像教材を活用し、月に1回程度、子ども映画会を開催

学習教材貸出状況（令和2年度）

		教 材		
		16mm映画 (本)	ビデオ (本)	その他 (スライド等)
施 設 名	幼稚園・保育所	38		1
	小学校		2	20
	中学校			
	その他学校			
	公民館			
	児童館	3		
	その他団体		1	
	合計	41	3	21

視聴覚機材貸出状況（令和2年度）

		教 材					
		16mm 映写機	スクリーン	パソコン	プロジェクタ	その他	計
施 設 名	幼稚園・保育所	14	8		9	1	32
	小学校						0
	中学校						0
	その他学校						0
	公民館						0
	児童館	1	1		1		3
	他の社教施設 (館内貸出し含む)		7	172	103	365	647
	団体グループ (館内貸出し含む)		6	21	22	218	267
	合計	15	22	193	135	584	949

長土堀青少年交流センター

(1) 概要

設置目的		次代を担う青少年の主体的な学びや、青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進することを通じて、健全で活力に満ち、創造性豊かな青少年の育成を図る。		
位 置		金沢市長町 3 丁目 3 番 3 号	電 話	220－2102
開 館		令和元年 7 月		
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建		
	施 設 内 容	交流活動室 （171.5㎡ 定員 72人） プレイルーム （85.2㎡ 定員 30人） 多目的室 （82.9㎡ 定員 36人） 調理実習室 （71.7㎡ 定員 24人） 和室 （65.8㎡ 定員 20人 茶室利用可能） 音楽活動室 （57.4㎡ 定員 20人） 学習室 1 （74.4㎡ 定員 36人） 学習室 2 （75.9㎡ 定員 36人） 学習室 3 （76.0㎡ 定員 36人） 大集会室 （314.6㎡ 定員150人 椅子のみ200席） 控室 （20.8㎡ 定員 5人） 長土堀公民館 金沢市子ども会連合会事務局 金沢子ども科学財団事務局		
開館時間		午前 9 時から午後 9 時まで		
休 館 日		月曜日（祝日の場合は直後の平日）、12月29日から翌年 1 月 3 日まで		

(2) 甥杉少年の森

位置	金沢市甥杉町口2番地3	電話	229-1627 (利用団体滞在時のみ)
開設年月	昭和59年8月		
面積	約50ha 甥杉・寺津地区		

施設概要	管理棟兼避難所(木造2階農家建、面積390㎡)野外集会場2 倉庫3 初級キャンプ場(100人収容)…炊事棟1、炊飯棟1、便所1(水洗式) 中級キャンプ場(50人収容)…炊事炊飯棟1、便所1(水洗式) 雨天広場(屋根付集会広場)
開設期間	4月1日～11月30日
使用料	無料

(3) 土子原こども屋外広場

位置	金沢市曲子原町ソ13番地(旧土子原小学校跡地)
開設年月	平成12年8月
面積	約1.6ha
施設概要	宿泊棟(旧土子原小学校舎、約40名収容)、野外炊事場、 キャンプファイヤー広場、グラウンド(約5,000㎡)、自然苑
開設期間	4月1日～11月30日
使用料	無料

少年育成支援室(教育プラザ此花内)

(1) 業務内容

① 補導活動

- ・地域の行事における巡回及び声かけその他の子どもの安全確保など、地域の実情に応じた弾力的な活動
- ・繁華街に加え、学校周辺やショッピングセンター、コンビニ等の「たまり場」を学校の昼休み時間帯や下校時に巡視
- ・「石川県警察少年サポートセンター此花」と連携し、金沢駅周辺における補導活動を強化

② 地域連携活動

- ・地域における防犯団体及び青少年健全育成に関わる団体との連携による一体的な活動

③ 非行防止啓発活動

- ・各種会合に積極的に参加し、非行防止を啓発、広報資料を作成

④ 金沢市少年非行防止連絡協議会の開催

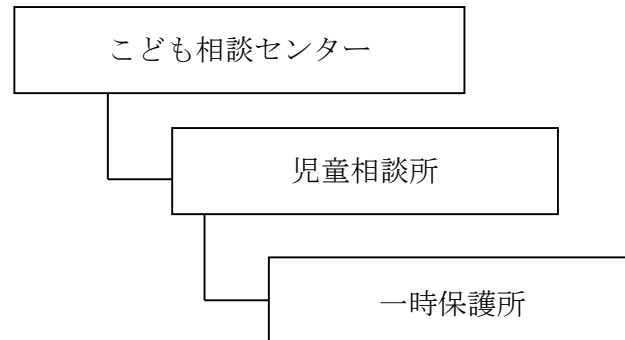
- ・非行防止等に関係する機関及び団体間との情報交換、協議

(2) 街頭補導実施状況（令和2年度）

区分	回数 (回)	補 導 状 況 (人)								
		補導少年数			「愛の一声」少年数			取り扱い少年の総数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
早 朝	15	0	0	0	886	215	1,101	886	215	1,101
午 前	553	1	0	1	155	56	211	156	56	212
午 後	940	8	0	8	2,800	677	3,477	2,808	677	3,485
薄 暮	134	0	0	0	100	22	122	100	22	122
夜 間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,642	9	0	9	3,941	970	4,911	3,950	970	4,920
元年度	1,590	15	8	23	3,049	1,326	4,375	3,064	1,334	4,398

第 15 こども相談センター

子どもや家庭に関するさまざまな相談ニーズに迅速・的確に対応するため、中核市として全国に先駆けて児童相談所を開設。教育プラザに設置されている。



児童相談所

(1) 主な事業

- ① 児童福祉法に基づく児童相談所業務
児童虐待相談や非行相談等、子どもやその家庭に関するさまざまな相談、施設入所や里親への委託、障害程度の判定、児童の一時保護等を行う。
- ② 青少年相談業務
義務教育修了後から概ね20歳までの青少年を対象とした相談に応じる。
- ③ メンタルフレンド事業
ひきこもり等の子どもの家庭等に、学生等のボランティア（メンタルフレンド）を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して子どもの福祉の向上を図る。

(2) 相談状況（令和2年度）

① 受付件数

相 談 種 別			件数（件）
相 談 受 付 件 数			1,531
相 談 種 別	養 護 相 談	児 童 虐 待	572
		そ の 他	211
		計	783
	保 健 相 談		0
	障 害 相 談		345
	非 行 相 談		20
	育 成 相 談		81
	そ の 他 の 相 談		0
	合 計		1,229
施 設 入 所 中 児 童 の 相 談 受 付 件 数			247
相 談 継 続 中 の 通 告 等 再 受 付 件 数			55

② 児童虐待相談の種別

虐待種別	件数（件）
身体的虐待	160
ネグレクト（養育放棄）	75
心理的虐待	334
性的虐待	3
計	572

(3) 一時保護の状況

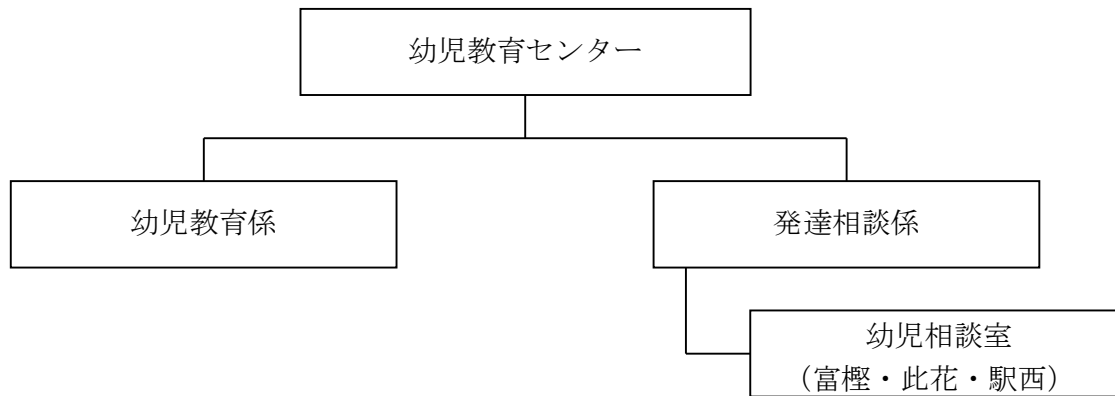
施設区分	人数（人）
一時保護所	128
その他の施設（乳児院等）	35
計	163

(4) 児童福祉施設入所措置状況（R3. 4. 1現在）

施設区分	人数（人）
児童養護施設等	105
障害児施設	12
里親・ファミリーホーム	15
計	132

第 16 幼児教育センター

令和 2 年度の機構改革に伴い、幼児教育推進の拠点として、幼児教育センターを設立。大学と共同研究を行い、保育士・幼稚園教諭養成校や小学校とも連携を図りながら幼児教育・保育の質の向上を目指す。



1 幼児教育係

(1) 主な事業

① 幼児教育センター関連事業

- ・ 幼児教育センターの活動等について、学識者、幼児教育・保育施設関係者及び小学校関係者と意見交換を行い、幼児教育の推進体制の構築を図る。
- ・ 幼児教育・保育の質の向上を図るため、大学や保育士等養成校と連携し、研究・研修・実践を行う。
- ・ 保育士等の仕事についてPR活動を行い、魅力を発信し人材の確保に繋げる。

② 幼児教育・保育関係職員研修

- ・ 子育て支援、保健、栄養、統合保育等の各分野の専門的研修を実施。
- ・ 幼児教育・保育関係職員と小学校教員が連携し、指導内容の向上を図る。
- ・ 保護者支援を充実させるとともに、若手保育職員の育成を重視した新たな研修を開設し、系統的に人材育成に取り組む。

(2) 研修状況（令和 2 年度）

種 別	講座数	延べ受講者数
保育所・幼稚園・認定こども園職員研修	33 講座	948 人
市立保育所職員研修	19 講座	200 人
合 計	52 講座	1,148 人

2 発達相談係

(1) 主な事業

① 巡回専門相談

小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が保育所・幼稚園等に
出向いて相談に応じる。

② 統合保育相談事業

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所・幼稚園等
の状況を観察し、担当保育士や保護者等の相談に応じる。

③ 電話相談・こども専用相談ダイヤル・いじめ相談電話

一般の電話相談のほか、こども専用の相談電話を設け、センターの相談員等が電
話での相談に応じる。

④ 幼児相談室

「富樫」「此花」「駅西」の3相談室で、こころやからだなど子どもの発達につ
いて心配と思われる子どもとその保護者を対象に「親子の遊び」を通してかわり
方や育児の方法について支援し、保護者の相談に応じる。

(2) 相談状況（令和2年度）

① 受理件数

区 分		件数（件）
相 談 受 理 件 数		634
内 訳	未 就 学	609
	小 学 生	25

② 相談種別

区 分		相談回数等	延べ人数等
巡 回 専 門 相 談		103回	290人
巡 回 専 門 相 談（統 合 保 育）		241回	789人
幼 児 相 談 室		登録395人	3,266回
電 話 相 談	一 般	—	1,786件
	い じ め	—	47件
	こ ど も 専 用	—	37件

第17 社会福祉関係諸施設、機関等

1 施設の状況

(令和3年4月現在)

施設	県立	市立	その他	計
保育所		13カ所	25カ所	38カ所
認定こども園	1カ所		92	93
母子生活支援施設			1	1
児童クラブ			103	103
障害福祉サービス事業所 及び 障害者支援施設			103	103
地域活動支援センター			10	10
障害児通所施設		1	61	62
障害児入所施設			6	6
乳児院			1	1
児童養護施設			4	4
児童家庭支援センター			1	1
老人ホーム等			9	9
老人福祉センター等	1	6		7
救護施設			2	2
善隣館			11	11
児童館	1	32		33

2 機関および団体一覧表

(令和3年4月現在)

名称	会員数	所在地	電話番号	代表者
金沢市母子寡婦福祉連合会	250人	三社町1-44 県女性センター	224-3417	中村 幸子
金沢市遺族連合会	712	石引4丁目18-1	223-7655	小林 茂隆
金沢市社会福祉協議会		高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	桶川 秀志
金沢市健康福祉財団		大手町3-23	222-0102	村山 卓 (理事長)
金沢市老人連合会		彦三町1丁目15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	須野原 雄
金沢手をつなぐ親の会	750	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	大橋 和史
金沢市身体障害者団体連合会	1,200	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	上地 成佳
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	150	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-6126	高松昌一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)		広坂1丁目1-1 市福祉政策課	220-2278	山野 之義 (地区長)
金沢市児童クラブ協議会	103クラブ	広坂1丁目1-1 市子育て支援課	220-2279	吉田 昭生
石川県児童養護協議会	11施設	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-1211	横川 伸
金沢保護区保護司会	162	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	223-3062	米澤 明孝
社会を明るくする運動 金沢市推進委員会		〃	〃	山野 之義 (委員長)
金沢市民生委員推薦会		広坂1丁目1-1 市福祉政策課	220-2278	真砂 良則
金沢市児童館連絡協議会	32館	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	西川 茂治
金沢市介護サービス事業者連絡会	237法人	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	前田 直大
金沢市善隣館協議会	11法人	小将町8番23号 第三善隣館内	221-0962	藤 美枝子

3 社会福祉施設一覧表

(令和3年4月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
老人福祉施設	養 護 老 人 ホ ー ム 向 陽 苑 崎 浦	社福	120	鉄筋コンクリート造4階建	三口新町1丁目 8-1	糸屋 吉廣	263-7691	昭16. 1. 1
	養 護 老 人 ホ ー ム 向 陽 苑 木 曳 野	〃	120	鉄骨造4階建	木曳野4丁目114	糸屋 吉廣	268-6541	平24. 4. 1
	軽 費 老 人 ホ ー ム ケアハウスあいびす	社福	150	鉄筋コンクリート造7階建	北塚町西440	小松 栄子	240-3366	平 3. 10. 1
	軽 費 老 人 ホ ー ム ケアハウス千木の里	〃	150	鉄骨耐火造8階建	千木町ホ4-1	橋本 猛彦	257-9300	平 8. 2. 1
	軽費老人ホームケアハウスシニアマインド21	〃	85	鉄骨造8階建	山科町午40-1	池田太一郎	241-1177	平16. 5. 23
	金沢春日ケアハウス	医法	110	鉄骨造7階建	元菊町20-1	北中 勇	262-3385	平 19. 4. 13
	ファミリーケア城南	社福	72	鉄骨造4階建	城南1丁目21-21	新谷 博範	232-8221	平19. 10. 1
	ケアハウスゆりの里	〃	80	鉄骨造6階建	木曳野3丁目292	松本 慎也	266-1234	平24. 4. 1
	ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ	〃	50	鉄骨造12階建	本町1丁目6-1	小松 栄子	223-1121	平25. 4. 1
	ケアハウス朱鷺の苑かがやき	〃	50	鉄骨造5階建	米泉町10丁目 1-159	小松 栄子	249-0008	平29. 12. 1
	金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 万 寿 苑	市立	250	鉄筋コンクリート造3階建	大桑町ヤ1-4	奥出 鉄夫	244-6745	昭48. 7. 17
	金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 松 寿 荘	〃	250	〃	金石北3丁目 3-33	竹内 由次	268-6757	昭53. 4. 1
	金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 鶴 寿 園	〃	250	鉄筋コンクリート造2階建	額谷町ヌ1	水出 喜博	298-9355	昭59. 4. 11
	金沢市老人福祉センター万寿苑分館 十一屋生きがい交流館	〃	-	〃	十一屋4-34	奥出 鉄夫	241-5958	平27. 10. 1
	金 沢 市 小 立 野 老人福祉センター		70	鉄筋コンクリート造3階建	小立野4丁目 7-51	吉田 昭生	264-0004	昭54. 4. 1
	金 沢 市 栗 崎 老人福祉センター		70	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎1丁目3	諸江 修	238-2632	昭55. 4. 1
	石 川 県 長 寿 生きがいセンター	県立	60	〃	八田町東1025	村上 信男	258-3135	昭57. 12. 16
救 護 施 設	三 陽 ホ ー ム	社福	100	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 8-1	糸屋 吉廣	263-7101	昭29. 11. 1
	三谷の里ときわ苑	〃	150	鉄筋コンクリート造2階建	高坂町ト1	高野 善一	257-4946	昭 6. 2.
点字出版施設	石川県視覚障害者 情報文化センター	社福	-	鉄筋コンクリート造4階建	芳齊1丁目 15-26	米島 芳文	222-8781	昭57. 4. 1
点 字 図 書 館	石川県視覚障害者 情報文化センター	〃	-	〃	〃	〃	222-8781	昭47. 4. 1

4 児童福祉施設一覧表

○ 保 育 所

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	中 村 町	95	市立	鉄筋コンクリート造 2 階建	中村町15-7	浦島 久美	241-3437	昭27. 6. 1
2	三 馬	135	〃	〃	久安6丁目83	奥谷千庸子	247-0010	昭45. 4. 1
3	光 が 丘	132	〃	〃	光が丘2丁目104	小坂 英子	298-1153	昭50. 4. 1
4	大 桑	50	〃	〃	大桑町平42-48	田中 慎子	247-4630	昭54. 4. 1
5	八 日 市	132	〃	〃	八日市2丁目465	木村 治子	242-0411	昭27. 9. 1
6	矢 木	100	〃	〃	矢木1丁目40	安嶋 克好	249-2518	昭29. 9. 1
7	金 石	98	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	金石北3丁目3-38	山本千恵子	267-0779	昭23. 11. 1
8	八 田	106	〃	鉄筋コンクリート造 2 階建	八田町東572	鍋木 仁美	258-0333	昭47. 10. 1
9	花 園	70	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	岸川町に46	松本由美子	258-0158	昭30. 7. 1
10	森 山	105	〃	鉄筋コンクリート造 2 階建	元町1丁目7-7	岡野 絵美	252-0448	昭28. 12. 1
11	双 葉	81	〃	〃	吉原町ヨ1	長谷川悦子	258-0332	昭28. 3. 1
12	薬 師 谷	79	〃	〃	堅田町丙86-3	石丸 陽子	258-0721	昭27. 3. 31
13	宮 野	40	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	宮野町ホ79	石丸 陽子 (兼務)	257-5404	昭34. 10. 1

1	愛 育	60	社福	鉄筋コンクリート造 3 階建	小将町8-23	宮村 忠利	221-0984	昭23. 11. 1
2	梅 光	120	〃	〃	石引4丁目6-1	大塚 哲司	222-2405	昭23. 11. 1
3	あ ゆ み	60	〃	〃	笠舞3丁目8-41	野間 成之	262-5016	昭37. 10. 1
4	つ く し ん ぼ	60	〃	〃	宝町13-1	飯田 克平	222-0277	昭50. 1. 1
5	野 町	60	〃	〃	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	昭48. 4. 1
6	み ど り が 丘	120	〃	〃	緑が丘19-8	佐子田繁夫	241-1574	昭48. 4. 1
7	の ぞ み	60	〃	〃	若草町22-1	西村 寛	241-0078	昭51. 11. 1
8	す み れ	50	〃	〃	寺町4丁目1-2	福井 清周	241-1932	昭54. 4. 1
9	富 樫 中 央	117	〃	〃	山科1丁目7-5	村山 春樹	241-6456	昭44. 10. 1
10	弥 生 乳 児	20	〃	鉄筋コンクリート造 3 階建	泉1丁目2-3	四位例 靖	244-2266	昭50. 4. 1
11	西 泉	130	〃	〃	西泉5丁目103	山田 昇	243-3420	昭52. 4. 1
12	お し の	120	〃	〃	押野2丁目525	島田 恵子	242-6660	昭53. 4. 1
13	額 扇 台	80	〃	〃	馬替2丁目204-1	中野 吉富	298-8181	昭54. 4. 1
14	米 丸	120	〃	〃	東力町ニ157-3	酒井 光夫	291-1174	昭24. 6. 1
15	く る み	145	〃	〃	入江3丁目215	吉田 一郎	291-2717	昭51. 4. 1
16	あ お ば	120	〃	〃	豊穂町195	中川 利雄	240-0050	昭54. 4. 1
17	くりのき保育園	100	〃	鉄 骨 造 2 階 建	新保本5丁目25	新谷 博範	269-0081	平31. 3. 29
18	北 安 江	160	〃	鉄 骨 造 2 階 建	北安江3丁目12-22	澤飯 英樹	231-1400	昭23. 11. 1
19	弓 取	160	〃	〃	三口町火236	澤飯 英樹	237-7800	昭50. 4. 1
20	わ ら べ	300	〃	鉄筋コンクリート造 2 階建	畝田東4丁目1164	畝田 健一	268-6737	昭53. 4. 1
21	セルホーといた	90	〃	鉄 骨 造 2 階 建	戸板2-102	木 村 樹 生	210-7070	令 2. 3. 25
22	未来のひろば	130	〃	鉄 骨 造 2 階 建	田上の里2丁目220	米沢 寛	261-4522	昭46. 1. 1
23	湯 涌	20	〃	鉄筋コンクリート造 3 階建	湯涌荒屋町23	山本 正直	235-1258	昭57. 4. 1
24	み ず ほ	20	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	二俣町ハ5-1	寺山 建夫	236-1044	昭60. 4. 1
25	野 町 夜 間	40	〃	鉄筋コンクリート造 2 階建	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	昭63. 7. 1

○ 認定こども園

番号	認定こども園名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	泉 こ ど も 園	99	県立	鉄筋コンクリート造2階建	泉1丁目3-63	明石 悦子	242-5880	昭44. 2. 1
2	みやこのもりこども園	100	社福	〃	材木町13-40	鈴見 光一	221-6588	昭25. 6. 1
3	ふたつか認定こども園	115	〃	〃	北塚町西100-2	吉藤 哲夫	249-0454	昭40. 4. 1
4	双 葉 こ ど も 園	105	〃	〃	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	昭52. 4. 1
5	聖 霊 こ ど も 園	135	〃	鉄 骨 造 3 階 建	長町1丁目5-43	新保修三郎	263-5906	昭23. 11. 1
6	長土堀こども園	105	〃	〃	長町3丁目11-17	西村 信彦	264-1900	昭23. 7. 1
7	さ い び 園	63	〃	鉄筋コンクリート造2階建	長土堀1丁目2-9	上出 佳子	231-5460	昭43. 12. 1
8	ま こ と こ ど も 園	82	〃	鉄 骨 造 3 階	尾張町2丁目16-86	小林 一孝	231-5474	昭25. 7. 1
9	石川県済生会こども園アイリス	100	〃	鉄筋コンクリート造3階建	本町1丁目2-16	西口 寿一	233-1649	昭46. 1. 1
10	認定こども園ひょうたん	79	〃	鉄筋コンクリート造2階建	瓢箪町8-22	高柳 八朗	221-6611	昭23. 7. 1
11	兼 六 こ ど も 園	108	〃	〃	桜町8-17	鈴見 光一	231-4045	〃
12	むつみえんふれんどはうす	80	〃	〃	石引2丁目4-23	木村 康治	221-5206	昭25. 7. 1
13	聖ヨハネこども園	75	〃	〃	石引4丁目3-1	側垣 二也	264-2006	昭45. 11. 1
14	上 野	96	〃	鉄筋コンクリート造3階建	小立野1丁目15-23	上農 俊平	262-1001	昭43. 4. 1
15	小立野善隣館こども園	100	〃	鉄筋コンクリート造2階建	小立野5丁目1-5	吉田 昭生	261-2755	昭23. 7. 1
16	わくなみこども園	109	〃	〃	涌波2丁目7-35	上農 俊平	264-1419	昭46. 4. 1
17	永井善隣館こども園	80	〃	〃	菊川2丁目8-13	新谷 壽久	231-3429	昭23. 11. 1
18	すえひろこども園	110	〃	〃	三口新町3丁目19-10	辻岡 秀雄	222-0129	昭50. 4. 1
19	かさまいこども園	100	〃	〃	笠舞2丁目27-20	木村 潔	222-5915	昭52. 4. 1
20	旭 町 保 育 園	142	〃	鉄筋コンクリート造2階建	旭町2丁目13-1	河上 進	222-5647	昭52. 4. 1
21	第 一 善 隣 館	79	〃	鉄 骨 造 3 階 建	野町3丁目1-15	安藤 謙治	241-4030	昭23. 7. 1
22	認定こども園子供の家	66	〃	鉄筋コンクリート造2階建	若草町5-32	瀬町 隆一	241-0104	昭28. 2. 18
23	龍雲寺学園・パウデア学舎	105	〃	〃	寺町5丁目12-40	木村 昭仁	243-8008	昭25. 7. 1
24	平 和 こ ど も 園	100	〃	鉄筋コンクリート造3階建	平和町2丁目6-6	山田 一二	241-2539	昭23. 11. 1
25	めぐみこども園	102	〃	〃	平和町2丁目4-5	丘村 義人	241-0580	昭23. 11. 1
26	ひばりキッズガーデン	100	〃	〃	額新町2丁目124	源 学	298-7611	昭43. 4. 1
27	額 小 鳩 こ ど も 園	205	〃	鉄筋コンクリート造2階建	三十苅町乙156	前田 武司	298-5253	昭48. 4. 1
28	ひまわりこども園	99	〃	鉄 骨 造 3 階 建	横川3丁目33	古川 敏彦	247-2103	昭43. 4. 1
29	神田認定こども園	105	〃	鉄筋コンクリート造2階建	神田1丁目14-10	供田 洋一	244-0680	昭50. 4. 1
30	泉 の 台 幼 稚 舎	165	〃	鉄筋コンクリート造3階建	泉野町4丁目4-3	新保 裕子	243-6775	〃
31	伏 見 台 N e o	175	〃	鉄筋コンクリート造2階建	窪4丁目511	近藤 二郎	243-6745	〃
32	金沢泉丘こども園	135	〃	〃	富樫2丁目5-35	竹澤 結花	247-4150	昭51. 4. 1
33	わかばこども園	105	〃	〃	西大桑町7-5	西田 泰明	243-4522	〃
34	額小鳩第二こども園	115	〃	〃	三十苅町乙154	前田 武司	298-5216	〃
35	しらゆり保育園	142	〃	〃	西金沢3丁目508	河上 進	249-3620	昭44. 2. 1
36	すずらん保育園	180	〃	鉄 骨 造 2 階 建	西金沢新町266-2	北 篤司	249-4988	昭48. 4. 1
37	安 原 こ ど も 園	265	〃	鉄筋コンクリート造2階建	下安原町東1521-1	松崎 敏雄	249-2548	昭39. 4. 1
38	ミドリ光と風こども園	105	〃	鉄 骨 造 2 階 建	南塚町233	塚野 登	249-6339	昭49. 4. 1
39	ミドリの杜こども園	105	〃	鉄筋コンクリート造2階建	みどり3丁目23-2	〃	249-5524	昭51. 4. 1
40	めばえこども園	135	〃	〃	八日市3丁目229	黒田 誠一	249-8266	昭52. 4. 1
41	こまどりこども園	136	〃	〃	上荒屋6丁目428	荒納 壽一	249-8511	昭53. 4. 1
42	わかたけの森こども園	123	〃	〃	高畠1丁目381	朝倉 忍	291-5574	昭53. 4. 1
43	正 美 保 育 園	330	〃	鉄筋コンクリート造3階建	二口町イ30	中田津夜子	261-8815	昭36. 10. 1
44	みなとこども園	168	〃	鉄 骨 造 2 階 建	寺中町リ10	横山 初夫	268-2743	昭46. 11. 1
45	大野町こども園	94	〃	鉄筋コンクリート造2階建	大野町4丁目甲18-11	紺田 健司	267-0136	昭23. 11. 1
46	かもめこども園	79	〃	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎町タ1-1	元林 秀夫	238-2061	昭23. 7. 1

番号	認定こども園名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
47	栗 崎	180	社福	〃	栗崎町1丁目4	遠田 敬	238-3720	昭23. 11. 1
48	くら月こども園	135	〃	〃	南新保町口126-1	畠 善寛	237-6756	昭54. 4. 1
49	すくすくふたば	107	〃	〃	駅西新町1丁目30-9	勝田 徹	262-9012	昭44. 4. 1
50	あけぼのこども園	104	〃	〃	戸水1丁目12	北川聖四郎	237-7036	昭52. 4. 1
51	さいねんこども園	145	〃	鉄筋コンクリート造2階建	西念3丁目7-21	六角 康成	265-6116	昭47. 4. 1
52	ニコニコ保育園	245	〃	〃	松村2丁目20	金原 弘明	268-4120	昭49. 4. 1
53	広岡こども園	140	〃	〃	広岡2丁目8-26	水橋 恵子	261-3759	昭51. 10. 1
54	あかしあこども園	135	〃	〃	栗崎町3丁目243-1	下澤 広伸	238-1100	昭53. 4. 1
55	かたつこども園	80	〃	鉄 骨 造 2 階 建	須崎町ト46-1	新元 功	238-5705	〃
56	大 徳 学 園	155	社福	鉄筋コンクリート造2階建	畛田中1丁目97	浅香 順子	267-0961	昭53. 4. 1
57	キッズみなと園	204	〃	鉄 骨 造 2 階 建	木曳野2丁目126	横山 初夫	266-1711	平18. 3. 31
58	松 寺 こ ど も 園	166	〃	鉄筋コンクリート造2階建	松寺町丑47	宮本 與吉	238-1414	昭36. 10. 1
59	東金沢こども園	188	〃	〃	三池町145	村池 敬一	252-7814	昭47. 4. 1
60	キッズスクールオオウラ	145	〃	鉄 骨 造 2 階 建	大浦町ヌ75-1	藤井 國知	238-2734	昭46. 4. 1
61	まどかこども園	90	〃	鉄 骨 造 2 階 建	南森本町口78-1	藤原 徳英	258-0758	昭24. 7. 1
62	千 坂 こ ど も 園	154	〃	〃	疋田町ハ302	北川 雅一	258-1321	昭41. 11. 1
63	見 真 こ ど も 園	135	〃	〃	弥勒町カ112	藤原 徳英	257-1260	昭54. 4. 1
64	みずきこども園	168	〃	鉄 骨 造 2 階 建	みずき4丁目1	糸屋 吉廣	258-2120	平17. 3. 31
65	ひがしやまこども園	79	〃	鉄筋コンクリート造2階建	東山3丁目29-22	本江他佳志	252-1414	昭45. 4. 1
66	浅 野 こ ど も 園	99	〃	鉄筋コンクリート造2階建	京町3-43	東野 秀一	252-1550	昭26. 3. 20
67	光 こ ど も 園	175	〃	鉄 骨 造 3 階 建	神宮寺1丁目11-15	川辺 清光	252-9750	昭47. 4. 1
68	小 金 こ ど も 園	70	〃	鉄筋コンクリート造2階建	小坂町ケ120-4	多門 嗣之輔	252-6800	昭25. 9. 1
69	山 王 こ ど も 園	125	〃	〃	山王町2丁目85	北川 雅一	252-0135	昭48. 4. 1
70	かみやちこども園	160	〃	〃	神谷内町へ29	〃	251-1250	昭50. 4. 1
71	犀 川 保 育 園	56	〃	〃	末町16-30	高村 佳伸	229-1681	昭52. 4. 1
72	田 上 こ ど も 園	145	〃	〃	田上本町4丁目151	岡本 明男	262-4014	昭54. 4. 1
73	ひがしあさかわこども園	69	〃	〃	袋板屋町西29	水野 勝栄	229-2030	昭55. 4. 1
74	末 こ ど も 園	75	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	末町21-22	石野宇四造	229-0033	昭29. 4. 1
75	キッズアカデミー太陽丘こども園	191	〃	木 造 平 家 建	太陽が丘3丁目247-1	北元 喜洋	254-5210	平25. 3. 31
76	双葉第二こども園	36	〃	鉄筋コンクリート造2階建	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	平12. 4. 1
77	馬 場 幼 稚 園	116	学法	鉄 骨 造 3 階 建	小橋町4番12号	斉藤 忠夫	252-3902	明43. 10. 5
78	川 上 幼 稚 園	64	〃	木 造 2 階 建	幸町17番34号	改田 陽子	231-1521	明45. 4. 5
79	長 町 幼 稚 園	45	〃	鉄 骨 造 5 階 建	片町2丁目10番23号	中谷 智一	231-4881	大11. 4. 1
80	星 稜 幼 稚 園	225	〃	鉄筋コンクリート造2階建	御所町寅27	稲置 慎也	252-5057	昭40. 4. 1
81	伏 見 幼 稚 園	155	〃	鉄 骨 造 2 階 建	円光寺3丁目11-30	寺地 健	242-1233	昭40. 7. 1
82	カルメン幼稚園	110	〃	鉄筋コンクリート造2階建	三馬3丁目324	大瀬 高司	247-0011	昭45. 7. 7
83	星稜泉野幼稚園	155	〃	〃	泉野町6丁目17-30	稲置 慎也	244-5636	昭57. 10. 28
84	桜 木 幼 稚 園	65	〃	木造一部鉄筋コンクリート造2階建	寺町2丁目12-12	鈴木真知子	241-0059	大 8. 4. 1
85	金 沢 幼 稚 園	121	〃	木 造 平 家 建	安江町15-52	小林 斉	225-7161	大11. 4. 1
86	み は る 幼 稚 園	318	〃	鉄 骨 造 3 階 建	割出町435	亀田 洋一	238-0615	昭30. 5. 1
87	木 の 花 幼 稚 園	130	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	長町3丁目1-15	中村 哲郎	233-2824	明38. 5. 16
88	清 泉 幼 稚 園	45	〃	木 造 2 階 建	橋場町13-17	長谷川保子	231-0764	昭27. 2. 2
89	妙 源 寺 幼 稚 園	230	〃	木 造 2 階 建	光が丘2丁目119	源 恭子	298-5533	昭45. 1. 8
90	みどりかわい幼稚園	165	〃	鉄 骨 造 2 階 建	上安原2-130-1	河合 聡範	249-4828	昭38. 3. 5
91	メ ロ ン 幼 稚 園	185	〃	〃	福久町ル1-1	嘉門 玲子	258-2668	昭46. 4. 12
92	金 石 幼 稚 園	180	〃	鉄筋コンクリート2階建	金石本町口53番地	玉井 政利	268-1303	昭 9. 3. 1
93	明 成 幼 稚 園	180	〃	鉄筋コンクリート3階建	寺中町ホ29-1	嘉門 玲子	267-1100	昭56. 12. 26

○ 児 童 館

名 称	経 営	館 長 名	所 在 地	電話番号	認可年月日
長 町 児 童 館	市 立	立 野 克 典	長町2丁目2-16	232-9221	昭40. 1. 4
芳 斎 "	"	豊 後 政 彦	芳斉2丁目3-29	222-7477	昭41. 4. 1
花 園 "	"	西 川 廣	今町子41	258-0028	昭43. 7. 1
馬 場 "	"	塩 原 吉 成	東山3丁目29-22	253-1255	昭45. 4. 1
大 野 町 "	"	喜 楽 万 里 子	大野町1丁目8-5	268-1277	昭46. 2. 1
平 和 町 "	"	森 下 あ け み	平和町2丁目8-7	241-4851	昭48. 4. 1
大 徳 "	"	本 田 吉 夫	畝田中2丁目234	268-2533	昭49. 4. 1
小 坂 "	"	棒 田 正 二	小坂町北312	251-6055	昭50. 4. 1
材 木 "	"	木 村 良 二	材木町13-11	223-7765	昭51. 4. 1
米 丸 "	"	川 元 傳	間明町2丁目346	291-5535	昭51. 4. 1
富 樫 "	"	開 敷 一 雄	山科1丁目6-8	242-4252	昭53. 4. 1
小 立 野 "	"	池 田 光 一	小立野4丁目7-51	233-1780	昭54. 4. 1
中 村 "	"	古 屋 秀 次 郎	中村町10-35	247-4456	昭54. 4. 1
栗 崎 "	"	高 村 昭 次	栗崎町1丁目3	237-3837	昭55. 4. 1
鞍 月 "	"	藤 卷 公 三	直江南1丁目1	237-8957	昭56. 4. 1
瓢 箪 "	"	堀 部 泰 生	彦三町2丁目10-5	221-1518	昭57. 4. 1
金 石 "	"	鈴 木 寿 子	金石通町3-14	266-1125	昭58. 4. 1
安 原 "	"	前 多 和 也	福増町北1067	249-8930	昭59. 4. 1
森 山 "	"	河 村 幸 広	森山2丁目11-13	251-4332	昭59. 4. 1
弥 生 "	"	山 本 悦 子	弥生1丁目29-13	243-7588	昭61. 4. 1
新 神 田 "	"	西 村 義 雄	新神田1丁目1-18	291-4496	昭62. 4. 1
浅 野 町 "	"	山 田 弘	浅野本町2丁目13-12	252-5664	昭63. 4. 1
三 和 "	"	上 野 ひ と み	上荒屋4丁目82	249-2908	平 2. 4. 1
二 塚 "	"	濱 本 正 樹	北塚町西98	269-0272	平 5.11. 1
押 野 "	"	藤 井 真 人	八日市2丁目464	247-3220	平 6. 4. 1
千 坂 "	"	元 木 千 明	千木1丁目235	258-3969	平 6. 4. 1
長 田 町 "	"	金 崎 一 誠	長田1丁目5-50	235-2180	平 7. 4. 1
扇 台 "	"	安 達 前	馬替1丁目29-1	296-1180	平 9. 4. 1
杜 の 里 "	"	佐 渡 靖 昌	若松町3丁目281	222-7759	平13. 4. 1
西 南 部 "	"	脇 坂 弘 明	八日市出町815	240-3878	平16. 4. 1
戸 板 "	"	村 山 和 光	戸板1丁目2	231-5145	平27.10. 3
城 北 児 童 会 館	"	西 川 茂 治	小坂町西8-11	251-0444	昭56. 5. 4
いしかわ子ども交流センター	県 立	橋 場 真 一	法島町11-8	243-6501	昭34. 9. 1

○ その他の児童施設

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
乳 児 院	聖霊病院聖霊乳児院	社福	20	鉄筋コンクリート造 3 階建	長町1丁目 5-46	新保修三郎	223-2878	昭27. 5. 17
児童養護施設	聖霊病院聖霊愛児園	社福	65	〃	〃	〃	261-9812	昭27. 5. 17
	享 誠 塾	〃	50	〃	平和町3丁目 23-5	生山 匡	241-1514	昭40. 5. 1
	梅 光 児 童 園	〃	30	鉄筋コンクリート造 2 階建	石引4丁目6-1	大塚 哲司	231-3984	昭27. 4. 1
	林 鐘 園	〃	36	鉄筋コンクリート造 3 階建	東兼六町18-7	川端 眞美	262-3811	昭22. 10. 28
母 子 生 活 支 援 施 設	M C ハ イ ツ 平 和	公財	20	鉄筋コンクリート造 4 階建	平和町2丁目 3-9	北 淳子	241-4900	昭23. 11. 6
助 産 施 設	金 沢 市 立 病 院	市立	—	鉄筋コンクリート造	平和町3-7-3	高田 重男	245-2600	昭44. 4.
	金沢医療センター	独法	—	〃	下石引町1-1	越田 潔	262-4161	平17. 4. 25

5 地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会

(令和3年4月現在)

No.	地区名	地区民生委員・児童委員協議会			地区社会福祉協議会	
		定数	所在地	会長氏名	会長氏名	所在地
1	野町	17	野町会館	上田光雄	杉岡利正	(空欄は地区民児協と同じ)
2	中村	24	中村会館	松波晴信	森田輝雄	
3	十一屋	24	平和町会館	大橋信雄	高田千恵子	
4	弥生	19	弥生公民館	笠嶋昌矩	田辺一幸	
5	泉野	21	第四善隣館	小杉隆一	北浦勝	
6	新堅	16	新堅会館	大橋和史	砺田和史	
7	菊川	20	永井善隣館	横山照子	山二光三	
8	小立野	25	小立野文化会館	山本彰	吉田昭生	
9	材木	25	材木善隣館交流センター	大島玉子	大島玉子	
10	味噌蔵	21	第三善隣館	戸田眞一郎	中山稔	
11	長町	11	長町公民館	越田民子	岩井幸吉	芳 齊 公 民 館
12	松ヶ枝	12	瀧川宅	瀧川佳子	木村博史	
13	長土堀	17	長土堀こども園	高柳比呂志	片岡正子	
14	芳土齊	12	吉本宅	吉本忠則	虎井勝	
15	長田	17	長田会館	長村重明	橘昭男	
16	此花	10	此花会館	畑時男	福島良治	
17	瓢箪	14	瓢箪町公民館	松島昌子	中崎龍雄	
18	馬場	14	宮保宅	塩原吉成	河合康子	
19	浅野	18	浅野町福祉センター	北野克治	杉村武昭	
20	森山	24	森山善隣館	前田修	小阪栄進	馬 場 福 祉 会 館
21	諸江	33	諸江公民館	松野茂夫	森田郁代	
22	富樫	23	富樫公民館	毎田外喜男	佐子田正	
23	米丸	32	米丸あすなろ苑	西森勝	川元傳	
24	三馬	33	会館みんなま	徳本和行	北島敏男	
25	崎浦	35	崎浦公民館	村松繁一	林勇三	
26	小坂	26	野間神社	高野善一	高野善一	
27	鞍月	20	鞍月文化会館	田中忠憲	南野宏一	
28	浅野川	12	浅野川公民館	新元功	下野勘一郎	
29	栗崎	18	栗崎文化センター	西尾和喜雄	西尾和喜雄	
30	大野	6	大野町公民館	上坂雅次	紺田健司	
31	戸板	27	戸板会館	太田咲子	吉田和夫	
32	大徳	55	大徳公民館	寺田勉	桑沢嘉昭	
33	金石	18	金石会館	中本克維	輪崎健司	
34	二塚	16	二塚公民館	宮田外義	池田功	
35	川北	21	大浦公民館	宮本順治	中本裕	
36	内川	5	内川公民館	新村嘉利	西田清光	
37	犀川	13	犀川公民館	稲葉幸子	多田外志令	
38	安原	20	安原公民館	中田久	川原立人	
39	湯涌	7	湯涌公民館	谷口哲夫	中田久志	
40	額	21	額公民館	土肥勝	宮川勝典	蓑 輪 宅
41	押野	20	押野公民館	上地成佳	北間駿一	
42	浅川	42	田上公民館	福森隆子	澤野等	
43	森本	40	森本市民センター	吉田文雄	吉岡信昭	
44	伏見台	33	伏見台公民館	村中文行	藤下順道	
45	夕日寺	11	山根宅	佐々木秀雄	山根久美子	
46	長坂台	22	新田川宅	斎藤寛	斎藤寛	
47	千坂	25	福島宅	福島恵子	蓑輪勇紀雄	
48	新神田	18	新神田公民館	浦田務	鏑木芳枝	
49	西南	15	西公民館	谷剛	西尾雅行	野 村 宅
50	西南部	23	西南部児童館	中村秀行	新保修	
51	三和	20	三和文化会館	山崎幸一	村田健	
52	米泉	17	米泉公民館	平田哲也	山本秀昭	
53	扇台	20	扇台公民館	石川勇	石川勇	
54	四十万	17	笠川宅	笠川弘子	北川雄一	

6 障害福祉施設一覧表

(令和3年4月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	障 害 者 支 援 施 設 希 望 支 援 丘	社福	68	小池町九40	里見 秀幸	257-5211	昭44. 4. 1
	障 害 者 支 援 施 設 ふ じ の き 寮	社福	80	上中町ト18	柳下 道子	229-1464	昭49. 6. 1
	若 草 福 祉 作 業 所	社福	60	十一屋町4-34	木下 俊郎	244-7731	昭51. 2. 1
	障 害 者 支 援 施 設 ア カ シ ヤ の 里	社福	50	栗崎町5丁目3-8	杉村 佳津子	237-0294	昭59. 8. 1
	多 機 能 型 作 業 所 や ち づ く さ	社福	38	牧町チ71	浅田 平七	251-5139	昭62. 4. 1
	ひ ろ び ろ 作 業 所	社福	37	大桑町タ1-18	瀬町 隆一	260-0806	平 2. 4. 1
	聖 ヨ ゼ フ 苑 作 業 所	社福	54	打木町東155	本野 壽三	240-6221	平 3. 4. 1
	た け ま た 友 愛 の 家	社福	35	東原町フ14-2	大橋 和史	257-7830	平 5. 4. 1
	障 害 者 支 援 施 設 ハ ビ リ ポ ー ト 若 葉 ・ 若 竹	社福	200	別所町ク10	糸屋 吉廣	247-6787	平 7.11. 1
	あ け ぼ の 作 業 所	社福	40	三口新町1丁目 8-1	糸屋 吉廣	263-7694	平 8. 4. 1
	障 害 者 支 援 施 設 金 沢 湖 南 苑	社福	入所100 通所 31	忠縄町380	駒井 一晴	258-6001	平 9. 4. 1
	鈴 見 台 虹 の 家	社福	20	鈴見台5丁目7-13	大橋 和史	261-7870	平 9. 7. 1
	夢 工 房	社福	40	みどり3丁目130	小林 富彦	269-0680	平12. 4. 1
	障 害 者 支 援 施 設 愛 育 学 園	社福	80	北袋町イ101	柳下 道子	235-8800	平13. 4. 1
	工 房 シ テ イ	社福	40	栗崎町5丁目3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
	障 害 者 支 援 施 設 金 沢 ふ く み 苑 (こ し こ)	社福	入所 50 通所 40 (15)	福増町南16	駒井 一晴	214-3700	平14. 4. 1
	ワ ー ク シ ョ ッ プ ひ な げ し (就 労 支 援 セ ン タ ー ひ な げ し)	社福	30 (20)	若草町12-7	瀬町 隆一	243-0326	平16. 4. 1
	彦 三 の ぞ み 苑	社福	38	彦三町2丁目 12-12	大橋 和史	221-5800	平18. 4. 1
	エ イ プ ル ・ ベ ラ ン ダ Be	社福	10	三馬1丁目369	雄谷 良成	241-1200	平18. 4. 1
	医 王 病 院	独法	入所160 通所 8	岩出町ニ73-1	駒井 清暢	258-1180	平18.10. 1
	オ ー プ ン ハ ウ ス ク ロ ー バ ー	NPO	22	小立野3丁目 17-5	養 桂子	264-9272	平18.10. 1
	グ ロ ー ブ ル ふ く ひ さ	有限	40	福久町ホ13-1	斉藤 晃宏	257-2310	平18.10. 1
	ワ ー ク プ ラ ザ ま す い ず み	社福	36	増泉1丁目 19-23-1	前田 義樹	243-1822	平18.10. 1
	町 家 サ ロ ン む じ ん 蔵	社福	10	有松1丁目4-7	雄谷 良成	241-1166	平19. 1. 1
	自 立 就 労 支 援 セ ン タ ー い し び	社医財	40	石引1丁目1-1	松原 三郎	216-5310	平19. 4. 1
	就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 鳴 和 の 里	社福	20	高柳町10字 106-1	小阪 栄進	252-7344	平19. 4. 1
	ハ ッ ピ ー タ ウ ン ク オ レ	社福	40	伏見台1丁目 6-13	竹澤 結花	244-8081	平20. 2. 1
	び あ も ー る	株式	35	大額1丁目352	斉藤 晃宏	213-5131	平20.10. 1
	就 労 支 援 セ ン タ ー 「 か が や き 」	NPO	20	間明町1丁目344	西脇 瑞枝	218-7816	平20.11. 1
	キ ッ ズ ベ ラ ン ダ Be	社福	10	高尾1丁目27-1	雄谷 良成	296-3663	平21. 3. 1
	そ れ い け 仲 間 た ち の 家	NPO	6	横山町6-3	沼澤 千加	255-1573	平21. 4. 1
	ぼ れ ぼ れ 工 房 山 の 家	NPO	16	三小牛町イ3-2	沼澤 千加	287-3414	平21. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
障害福祉 サービス事業所 及び 障害者支援施設	ひ ま わ り	社福	25	福増町南16	駒井 一晴	214-5550	平21. 7. 1
	ワークショップ ひなげし リサイクル工場	社福	20	福増町北204-22	瀬町 隆一	243-0326	平21. 8. 1
	社会復帰施設 みらい 多機能型事業所 まますくらぶ	医社	26	大浦町ホ24-1	青木 達之	238-3355	平22. 1. 1
	夢 未 来	社福	20	豊徳町264	小林 富彦	207-3966	平22. 4. 1
	パ ッ チ ワ ー ク	社福	22	土清水3丁目 242-1	林田 孝一	205-8311	平22. 5. 1
	グ ロー ブ ル 千 木	有限	25	千木町ワ42	斉藤 晃宏	255-6547	平23. 4. 1
	ふ れ あ い 工 房 た ん と	NPO	10	小坂町中18-2	酒井 健二	255-0816	平23. 4. 1
	や よ い	株式	20	弥生2丁目9-10	米山 永力	243-0841	平23. 4. 1
	生 活 支 援 セ ン タ ー 雪見橋ワークス城南	社福	28	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平23. 4. 1
	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 「いそべ」	社福	6	磯部町ホ25-1	大橋 和史	225-8964	平23. 5. 1
	金 沢 ク リ ー ン ワ ー ク ス	社福	19	磯部町ホ25-1	大橋 和史	261-7840	平23. 5. 1
	創 舎	一社	20	幸町2-2 幸町スカイハイツ1階	林 博道	223-5250	平23. 7. 1
	あ い	株式	20	西金沢3丁目534	米山 朋香	259-1660	平23.12. 1
	生 活 支 援 セ ン タ ー キ ャ ン ワ ー ク	NPO	10	黒田1丁目95	福森 隆子	240-7040	平23.12. 1
	店 舗 事 業 ち ゃ お ず	NPO	10	黒田1丁目59	福森 隆子	240-7040	平23.12. 1
	s e l f - A ハ ニ ー ビ ー 神 田	株式	20	神田2丁目2-19	大島 公一	244-3667	平24. 1. 1
	ね む ね む の 輪	合同	20	粟崎町3丁目3-2	東 久景	255-2300	平24. 3. 1
	石 川 整 肢 学 園	社福	60	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平24. 4. 1
	石 川 療 育 セ ン タ ー	社福	入所 60 通所 20	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	平24. 4. 1
	就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 仕 事 & 交 流 ハ ウ ス あ お ぞ う	医社	20	大浦町ワ55-1	青木 達之	239-8010	平24. 4. 1
	富 士 リ ネ ン 株 式 会 社 金 沢 工 場	株式	20	矢木2丁目29	金子 重伸	214-6466	平24. 4. 1
	ふ れ あ い 工 房 た ん と 御 所	NPO	20	御所町イ21-5	酒井 健二	254-6751	平24. 4. 1
	ぼ っ ぼ く ら ぶ	社福	10	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平24. 4. 1
	リ エ ゾ ン	NPO	20	広岡1丁目1-35 金沢第二ビル1階	中山 肇	208-3015	平24. 5. 1
	や く し ん	株式	20	福久東1丁目88	角谷 明美	255-2235	平24. 7. 1
	煌 め き 工 房	株式	20	若宮町ホ31-1	齋藤 重光	223-4016	平24. 8. 1
	ヴィストキャリア金沢駅前	株式	20	広岡1丁目2-14 コーワビル2階	奥山 純一	254-6254	平24. 9. 1
	な で し こ	合同	20	専光寺町レ4-5	楠澤千鶴枝	254-6841	平24.11. 1
	み ら い	株式	20	本町1丁目 8-18-201号	森多 一正	221-5531	平25. 2. 1
	s e l f - A ・ オ ン ス テ ー ジ 三 口 新 町	株式	20	三口新町3丁目 6-1	石丸 啓明	235-2010	平25. 3. 1
	S h a r e 金 沢 ワ ー ク セ ン タ ー	社福	40	若松町セ104-1	雄谷 良成	256-1010	平25. 4. 1
	障 害 児 入 所 施 設 S h a r e 金 沢	社福	30	若松町セ104-1	雄谷 良成	256-1010	平25. 4. 1
	ひ な げ し ウ エ ス フ ァ ク ト リ ー な か お 山	社福	20	大桑町中尾山 22-1	瀬町 隆一	243-2330	平25. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	ひ ま わ り (就 労 継 続 支 援 (B 型) ひまわり)	社福	20	忠縄町380	駒井 一晴	258-6001	平25. 4. 1
	V S サ ポ ー ト	株式	20	彦三町2丁目1-10 真和ビル1F	芝山志都子	221-1233	平25. 4. 1
	ク ラ フ ト フ ァ ク ト リ ー	NPO	20	西念4丁目7-1	浅谷 敬太	213-9490	平25. 6. 1
	s e l f - A ハ ニ ー ビ ー 泉 ケ 丘	株式	20	伏見新町278-1	大島 公一	256-3631	平25. 8. 1
	え が お 工 房 8 た ん と	一社	20	横川7丁目35-1 ルミエール横川402号	木下 朗	256-3073	平25.10. 1
	サ ン サ ン ク ラ ブ か が や き	NPO	18	東力1丁目153	西脇 瑞枝	291-1221	平25.11. 1
	V i v a ス タ ジ オ	株式	30	高尾町ル13	堂田 秀樹	256-3590	平25.11. 1
	リ ハ ビ リ 型 就 労 ス ペ ー ス 「 リ ハ ス 」	株式	50	諸江町上丁 307-25	岩下 琢也	254-6497	平26. 4. 1
	マ イ ン ド	一社	20	間明町1丁目231	猪本 光寛	292-2963	平26. 4. 1
	S m i l e 金 沢	株式	20	額谷3丁目49	浜上 悟	296-0789	平26. 5. 1
	ワ ー ク シ ョ ッ プ オ ア シ ス	NPO	10	みどり2丁目6-5	東谷 康代	249-0061	平26. 6. 1
	ハ ス ネ テ ラ ス	株式	20	木越町ツ18-1	斉藤 晃宏	256-0525	平26. 7. 1
	ヴィストジョブズ金沢入江	株式	20	入江2丁目82-1 ノエビアビル1階	奥山 純一	256-2115	平26. 8. 1
	え が お 工 房 8 ク リ ー ン	一社	10	長田2丁目26-6	木下 朗	225-8889	平26.10. 1
	s e l f - A ハ ニ ー ビ ー 駅 西 新 町	株式	20	駅西新町1丁目 38-6	大島 公一	232-5511	平27. 2.20
	s e l f - A ハ ニ ー ビ ー 金 沢 駅 東	株式	20	京町29-11	大島 公一	252-5588	平27. 2.20
	コ ス モ ス	社福	21	平和町2丁目 21-15	木下 俊郎	241-0071	平27. 4. 1
	エ ン デ バ ー メ イ ト	合同	20	観音堂町口63-1	東 省一郎	208-4145	平27. 8. 1
	金 沢 市 視 覚 障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー	NPO	20	芳斉1丁目15-26	柳 鉄志	222-8782	平28. 6. 1
	え が お	有限	20	糸田1丁目182	池田 利夫	292-1113	平28.11. 1
	ビ ジ ネ ス ス ク ー ル カ ラ フ ル ・ 金 沢	一社	20	本町2丁目7-1 越田ビル7階	榎 敏弘	201-8270	平28.11. 1
	サ ン サ ン ク ラ ブ か が や き 分 室	NPO	10	玉鉾2丁目337	西脇 瑞枝	256-2537	平29. 3. 1
	H a p p y M a r k e t さ く ら	株式	20	三池栄町156	檜垣 利幸	282-9878	平29. 4. 1
	ヴィストキャリア武蔵ヶ辻	株式	20	安江町1-1 グランド武蔵ヶ辻1階	奥山 純一	213-5634	平29. 6. 1
	う ち く る ア シ ス ト	株式	40	福久1丁目106	村石 優	258-5796	平30.10. 1
	デイサービスセンターふれあい	株式	25	有松2丁目4-32	西田 和央	241-3561	平30.11. 1
	リ ワ ー ク ス ク ー ル カ ラ フ ル ・ 金 沢	一社	20	油車41 新堅町ビル2・3・4階	榎 敏弘	224-0552	平30.11. 1
	ディーキャリア金沢オフィス	株式	20	本町1丁目6-1 やわらぎ金沢1階 102号室	入井 勝己	223-8652	平30.12. 1
	ば る む	一社	20	泉野町5丁目 11-6	村上 美里	214-6756	平31. 3. 1
	希 望 が 丘 カ ッ コ ー	社福	20	小池町南30	里見 秀幸	257-4215	平31. 4. 1
	デイサービスセンター 駅西苑	公益	18	西念3丁目4-25	村山 卓	234-5145	平31. 4. 1
	ショートステイ W a k u W a k u	NPO	3	長土堀2丁目1-6	勝田 ゆかり	209-1213	令元. 8. 1
	ウェルビー金沢センター	株式	20	南町4-55 WAKITA金沢ビル 3階	大田 誠	254-5845	令 2. 1. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	s e l f - A ハ ニ ー ビ ー 額 新 保	株式	20	額新保3丁目257	大島 公一	246-3623	令 2. 2. 1
	リ ハ ス フ ェ ー ム か な ざ わ	株式	20	西念2丁目31-7	岩下 琢也	208-3822	令 2. 4. 1
	え が お 工 房 8 ク リ ー ス ア ネ ッ ク ス	一社	10	駅西本町1丁目 3-20 近藤ビル202号室	木下 朗	070-5062-4824	令 3. 2. 1
	ス テ ッ プ	一社	20	百坂町ニ38	猪本 光寛	257-2963	令 3. 3. 1
	生 活 訓 練 F l Y h i g h	株式	20	小坂町西10-16	吉村 文容	214-4548	令 3. 4. 1
福祉ホーム	あ お ぞ ら	社福	5	栗崎町5丁目3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
	た ん ぼ ぼ	社福	10	福増町南16	駒井 一晴	214-3700	平21. 7. 1
地域活動 支援セン ター	あ る ふ あ	医社	-	増泉1丁目20-17	前田 珠美	280-9147	平19. 4. 1
	い ず み の	NPO	23	泉野町1丁目 1-25	染田 直彦	280-5503	平19. 4. 1
	泉 の 家	NPO	19	城南2丁目 43-18	三谷 昭子	224-4425	平19. 4. 1
	一 般 社 団 法 人 あ じ ゅ	一社	10	平和町2丁目 13-10	坂本 礼子	244-6372	平19. 4. 1
	金 沢 市 視 覚 障 害 者 協 会 文 化 交 流 セ ン タ ー	任団	20	芳斉1丁目 15-26	柳 鉄志	222-8782	平19. 4. 1
	金 沢 市 社 会 福 祉 協 議 会	社福	-	高岡町7-25	丸口 邦雄	231-3571	平19. 4. 1
	ク リ エ ー シ ョ ン け や き	社福	19	藤江北1丁目425	桑沢 嘉昭	266-1898	平19. 4. 1
	こ と じ 作 業 所	NPO	19	末町9-47-17	北村 隆	229-1520	平19. 4. 1
	ピ ア サ ポ ー ト い し び き	社医財	30	石引2丁目1-2	松原 三郎	231-3316	平19. 4. 1
	ろ う あ ハ ウ ス	社福	15	野町2丁目25-6	南 武	FAX 242-1105	平19. 4. 1
	石 川 療 育 セ ン タ ー	社福	15	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
	金 沢 市 障 害 児 通 園 施 設 ひ ま わ り 教 室	市立	20	十一屋町4-34	山野 之義	243-6786	昭53. 4. 1
	児 童 デ イ サ ー ビ ス わ く わ く	NPO	10	長田本町チ20-3	勝田 ゆかり	262-0988	平18. 4. 1
	そ よ か ぜ	社福	50	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	255-6166	平18. 4. 1
	エ イ プ ル ・ ベ ラ ン ダ Be	社福	10	三馬1丁目369	雄谷 良成	241-1200	平18.10. 1
	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 医 王 病 院	独法	8	岩出町ニ73-1	駒井 清暢	258-1180	平18.10. 1
	セ ン チ ュ リ ー 児 童 デ イ サ ー ビ ス き よ か わ ま ち	有限	10	清川町3-7 吉田ビル	鏑 一輝	241-1145	平20.10. 1
	キ ッ ズ ベ ラ ン ダ Be	社福	10	高尾1丁目27-1	雄谷 良成	296-3663	平20. 4. 1
	キ ッ ズ ル ー ム パ ン プ キ ン	株式	10	南森本町ヌ20	亀田 義裕	255-2332	平23.12. 1
	ワ ー ク シ ョ ッ プ ひ な げ し	社福	10	若草町12-7	瀬町 隆一	243-0326	平24. 6. 1
	の び の び く ら ぶ	社福	10	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	255-6166	平25. 4. 1
	キ ッ ズ ル ー ム ロ ー タ ス	株式	10	小坂町西68-1	亀田 義裕	256-5452	平25. 8. 1
	S - v e r a n d a	社福	10	若松町セ104-1	雄谷 良成	256-1011	平25. 9. 1
	s a k u r a c o l l e t e	株式	10	三池栄町156	檜垣 利幸	282-9878	平25.10. 1
	え ー る く ら ぶ	社福	10	福増町南77	駒井 一晴	214-6900	平26. 8. 1
	に っ こ り バ ン ビ ー ノ	株式	10	神宮寺3丁目 1-1	中村 基克	207-4437	平26. 8. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
障害児 通所支援 施設	K E Y ' S	株式	10	観音堂町口221	水野 有貴	208-4270	平27. 6. 1
	きこえこども支援センター ひなげし	社福	20	円光寺2丁目 5-1	瀬町 隆一	244-1380	平27. 8. 1
	センチュリー児童デイ サービスたかお	有限	10	高尾南3丁目23	鏑 一輝	256-3016	平27. 9. 1
	こどもプラスのまち教室	株式	10	野町3丁目1-10	畝本 祐輔	244-2112	平27. 11. 1
	ハッピーハート松島	株式	5	松島2丁目157	田中 貴広	259-1139	平27. 11. 1
	すまいるくらぶ	社福	10	忠縄町292	駒井 一晴	258-7600	平27. 12. 1
	児童発達支援・放課後等デイサービス そらや	株式	10	四十万4丁目 201-2	大桑 敦子	259-0405	平28. 4. 1
	児童・放課後等デイサービス てんと	株式	10	桂町チ21-2	小田原 弘昌	255-3117	平28. 4. 1
	どれみくらぶ	社福	10	平和町1丁目 2-28	駒井 一晴	242-2378	平28. 4. 1
	こどもサポート教室「きらり」 金沢横川校	株式	10	横川6丁目114	倉橋 義郎	280-3160	平28. 5. 1
	児童デイサービス わくわくほたるの家	NPO	10	入江3丁目22	勝田 ゆかり	287-5662	平28. 5. 1
	キッズルームポテト	株式	10	南森本町ヌ20-1	亀田 義裕	213-7173	平28. 8. 1
	放課後デイサービス あんじゅ	株式	10	割出町76	三浦 恵子	254-5283	平28. 9. 1
	放課後プラス いずみの教室	株式	10	泉野町1丁目4-4 北川ビル1F	畝本 祐輔	245-0322	平28.11. 1
	ともしびの家	一社	10	諸江町215-2	佐々木 健治	204-6072	平29. 1. 1
	児童発達支援・放課後等デイサービス さくらきつずもとまち	株式	10	元町2丁目6-6	田井 仁	256-0073	平29. 3.31
	パトリ	合同	10	保古1-36	南手 英克	220-7900	平29. 3.31
	児童デイサービス グロース	株式	10	鳴瀬元町イ247	奥田 和也	259-3162	平29. 4. 1
	K E Y ' S 3 r d	株式	10	観音堂町口122	水野 有貴	208-4270	平29. 6. 1
	げんきステップ新保本	株式	10	新保本3丁目44	中井 崇之	240-8831	平29. 8. 1
	こどもプラスみなみ教室	株式	10	泉野出町3丁目 11-3	畝本 祐輔	244-5880	平30. 1. 1
	こどもサポート教室「きらり」 石川県庁前校	株式	10	西都2-163	倉橋 義郎	213-5290	平30. 4. 1
	ゆしや	医財	10	田上本町ヨ20	岡 宏	208-5032	平30. 4. 1
	ヴィストカレッジ 金沢駅前	株式	10	広岡1丁目17-20	奥山 純一	254-6233	平30. 7. 1
	放課後デイサービス 日だまり	合同	10	松島2丁目 231-101号室	川森 有美	080-3042-0404	平30. 7. 1
	キッズサポートあゆみ	株式	10	諸江町中丁293-3	西尾 基成	237-2533	平30. 8. 1
	金沢ゆとり学園	株式	5	泉野出町3丁目 14-26-1号	吉浦 二郎	256-3428	平30. 9. 1
	こどもサポート教室「きらり」 金沢ベイエリア校	株式	10	直江北1-253	倉橋 義郎	254-5356	平31. 4. 1
	こどもプラスひきだ教室	株式	10	疋田1丁目219 eコート101号室	畝本 祐輔	253-2388	平31. 4. 1
	ステラ	株式	10	問屋町2丁目49	富木 好美	239-2228	平31. 4. 1
	放課後等デイサービス 煌	合同	10	福久2丁目3	石田 満	282-9759	令元. 6. 1
	からだサポートげんき	株式	10	荒屋1丁目107	西尾 基成	255-0027	令元.12. 1
	げんきステップ横川	株式	10	横川2丁目142-3	中井 崇之	299-5699	令 2. 3. 1
	ヴィストカレッジ 西金沢駅前	株式	10	西金沢1丁目72	奥山 純一	287-6386	令 2. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	金 沢 ゆ と り 学 園 室 ひ ば と り 教 室	一社	5	窪3丁目179-11	吉浦 二郎	272-8910	令 2. 5. 1
	か ら ふ る キ ッ ズ	社福	10	弥生2丁目7-23	高柳 八朗	255-7558	令 2. 5. 1
	な な い ろ の 木 駅 西	株式	10	駅西本町2丁目 11-42	小坪 輝	223-7088	令 2. 5. 1
	親 子 D E 発 達 凸 凹 86	株式	10	高尾台1丁目54	小坂 治美	272-5833	令 2. 7. 1
	児童発達支援・放課後等デイサービス あ お ぞ ら 館	株式	10	松寺町カ140-1	畑山 春海	255-3131	令 2. 7. 1
	ワ ー ク シ ョ ッ プ オ ア シ ス	NPO	10	みどり2丁目6-5	東谷 康代	249-0061	令 2. 7. 1
	児童発達支援・放課後等デイサービス さ く ら エ ー ル	株式	5	元町2丁目6-10	田井 仁	256-0375	令 2.10. 1
	児 童 ・ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ア カ ホ シ テ ン ト ウ	株式	10	額新保3丁目 276-1	小田原 弘昌	296-3923	令 2.12. 1
	と ー と き っ ず る ー む	合同	10	田上さくら1丁目 126	山村 育代	255-0199	令 3. 3. 1
	マ ザ ー ズ 四 十 万	有限	10	四十万町北チ5-1	杉本 武彦	259-0278	令 3. 3. 1
	K E Y ' S 5 t h	株式	10	普正寺町九字 2-7	水野 有貴	208-4270	令 3. 4. 1
	スポーツコミュニケーションスクール カ ラ フ ル ・ 金 沢	一社	10	油車41 新堅町ビル1階	榎 敏弘	255-1315	令 3. 4. 1
障害児 入所施設	石 川 療 育 セ ン タ ー	社福	60	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
	希 望 が 丘 児 童 施 設	社福	30	小池町九40	里見 秀幸	257-5211	昭44. 4. 1
	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 医 王 病 院	独法	110	岩出町ニ73	駒井 清暢	258-1180	昭44. 5. 1
	石 川 整 肢 学 園	社福	40	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平18. 4. 1
	金 沢 療 育 園	社福	60	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平18. 4. 1
	障 害 児 入 所 施 設 S h a r e 金 沢	社福	30	若松町セ104-1	雄谷 良成	256-1010	平25. 4. 1
	す み れ 荘	社福	3	岩出町ハ29-1	里見 秀幸	257-1343	平元. 4. 1
	さ つ き 荘	社福	4	金市町ニ31-4	里見 秀幸	257-0163	平 3. 4. 1
	も み じ	社福	7	三口新町1丁目 7-20	糸屋 吉廣	223-8418	平 6. 4. 1
	あ お ば	社福	7	涌波3丁目2-5	糸屋 吉廣	232-5243	平 8. 4. 1
	若 草 ホ ー ム	社福	5	十一屋町4-34	木下 俊郎	242-7758	平 8. 4. 1
	サ ー ク ル ・ ア イ	社福	4	笠舞本町1丁目 13-17	柳下 道子	222-9077	平 8. 4. 1
	ひ ば り 荘	社福	4	岩出町ニ150	里見 秀幸	257-3774	平10.10. 1
	ス ト リ ー ム ・ ア イ	社福	4	城南1丁目21-1	柳下 道子	263-2456	平10.10. 1
	さ く ら	社福	7	三口新町1丁目 3-25	糸屋 吉廣	262-6553	平11.10. 1
	神 宮 寺 ホ ー ム	社福	4	神宮寺2丁目 30-7-6	浅田 平七	251-2254	平12.10. 1
	こ だ つ の	社福	5	小立野1丁目 2-28	柳下 道子	234-1554	平13.10. 1
	ひ ま わ り	社福	4	笠舞本町2丁目 28-5	柳下 道子	264-8513	平14.10. 1
	は ま な す ホ ー ム	社福	11	下安原町208-2	本野 壽三	240-8528	平15. 4. 1
	か さ ま い	社福	4	城南1丁目8-3	柳下 道子	232-0095	平16. 4. 1
	さ く ら ま ち	社福	4	桜町16-37	柳下 道子	262-2240	平16. 4. 1
	だ い ち	社福	4	堅田町甲43-8	里見 秀幸	258-5811	平17.10. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	石 川 ハ ー フ ウ ェ イ ケ ア ハ ウ ス	NPO	7	末町9-47-17	藤林外宣雄	229-1520	平18.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム ア カ シ ヤ 寮	社福	6	栗崎町ほ19-5	杉村 佳津子	238-7535	平18.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム さ か え 寮	社福	4	栗崎町へ9-1	杉村 佳津子	237-2307	平18.10. 1
	第 1 い し び き ホ ー ム	社医財	5	石引4丁目12-8	松原 三郎	231-4138	平18.10. 1
	ピ ア 増 泉	医社	3	増泉2丁目8-1	前田 珠美	247-6353	平18.10. 1
	ピ ノ	社医財	8	三口新町4丁目 13-8	松原 三郎	234-1030	平18.10. 1
	ラ イ ム ハ イ ツ	社医財	5	末町12-49	松原 三郎	229-5053	平18.10. 1
	あ っ ぶ る ハ ウ ス	医	15	長坂町チ15	前田 義樹	280-5858	平19. 4. 1
	ヒ ル ズ 長 坂	医	20	長坂町ヲ103	前田 義樹	280-5600	平19. 4. 1
	紅 梅 302	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平19. 5. 1
	紅 梅 401	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平19. 5. 1
	ハ イ ツ 北 金 沢 2	医社	9	観法寺町へ35-1	小市 勝之	258-2480	平19.10. 1
	ハ イ ツ 北 金 沢 3	医社	9	観法寺町へ35-1	小市 勝之	258-2480	平19.10. 1
	プ リ ム ラ	医社	20	観法寺町へ148	小市 勝之	258-2279	平19.10. 1
	紅 梅 201	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平19.10.16
	紅 梅 402	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平19.10.16
	コ ア 増 泉	医社	10	増泉1丁目 20-17	前田 珠美	280-9104	平20. 4. 1
	よ つ ば 荘	医	6	長坂町チ15	前田 義樹	280-5858	平20. 7. 1
	紅 梅 202	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平20. 8. 1
	カ ー サ ア ル バ	医財	7	暁町1-11	岡 宏	262-6565	平20. 9. 1
	ケ ア ホ ー ム お お く わ ば し	社福	10	大桑新町子30-1	瀬町 隆一	243-0326	平21. 3. 1
	紅 梅 301	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平21. 4. 1
	紅 梅 102	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平21. 9. 1
	第 2 い し び き ホ ー ム	社医財	6	石引4丁目12-6	松原 三郎	231-4138	平21. 9. 1
	ホ ー ム い こ い 1	医社	10	大浦町ホ25-1	青木 達之	239-0211	平22. 1. 1
	ホ ー ム い こ い 2	医社	10	大浦町ホ25-1	青木 達之	239-0211	平22. 1. 1
	ホ ー ム み ら い 2	医社	12	大浦町ホ24-1	青木 達之	238-3355	平22. 1. 1
	ホ ー ム み ら い 3	医社	12	大浦町ホ24-1	青木 達之	238-3355	平22. 1. 1
	ホ ー ム み ら い 4	医社	12	大浦町ホ24-1	青木 達之	238-3355	平22. 1. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム 城 南 1 番 丁	社福	10	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平22. 4. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム 城 南 2 番 丁	社福	10	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平22. 4. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム 城 南 3 番 丁	社福	10	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平22. 4. 1
	さ き う ら	社福	4	小立野1丁目 6-7	柳下 道子	262-5004	平22. 4. 1
	ゆ ず ハ ウ ス	社福	4	小立野3丁目 21-9	柳下 道子	261-0740	平22. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
グループ ホーム	カ ー サ ・ セ レ ッ ソ	医財	7	桜町14-24	岡 宏	262-6565	平23. 4. 1
	ケ ア ホ ー ム も え ぎ	有限	7	千木町イ2-1	斉藤 晃宏	257-2310	平23. 4. 1
	障害福祉サービス事業所いそべ	社福	6	磯部町ホ25-1	大橋 和史	225-8964	平23. 4. 1
	き く す い	社福	3	城南1丁目11-18	柳下 道子	262-2274	平23.11.10
	や ち ぐ さ ホ ー ム	社福	4	牧町ウ1-1	浅田 平七	252-8515	平24. 1. 1
	共 同 生 活 援 助 事 業 所 ふ く み	社福	7	福増町南16	駒井 一晴	214-3700	平24. 3. 1
	さ い せ い	社福	5	城南1丁目9-1	柳下 道子	262-2262	平24. 3.31
	ケ ア ホ ー ム い ち ば ん ぼ し	社福	8	大桑町タ1-4	瀬町 隆一	260-0807	平24. 5. 1
	う た つ 園	社福	15	材木町19-48	新谷 博範	234-5151	平24. 9. 1
	の ま ち	社福	5	野町2丁目 10-14	柳下 道子	242-0177	平25. 6.18
	カ ー サ ・ コ リ ー ナ	医財	7	小立野3丁目 23-37	岡 宏	265-6690	平26. 5. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム 愛 和	社福	8	平和町3丁目 14-15	竹澤 敦子	241-8702	平26. 9. 1
	港 の 見 え る 丘	医	10	普正寺町9-6	永田 巽	267-0601	平26.10. 1
	あ ゆ む	社福	8	小坂町北184-1	里見 秀幸	256-0226	平27.10. 1
	リ ア ン	社福	5	田上の里2丁目207	雄谷 良成	221-8266	平28. 9. 1
	夢 ホ ー ム	社福	10	福増町北600-2	小林 富彦	240-3225	平28. 5. 1
	住 ま い る ハ ウ ス 福 増	株式	7	福増町南1187-1	浜上 悟	225-5525	平29. 1. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム あ ん	株式	7	神宮寺3丁目 16-11	檜垣 利幸	201-8844	平29. 2. 1
	や す ら ぎ	社福	12	上中町ト73	柳下 道子	229-1170	平29. 3. 1
	た つ み 園	社福	5	材木町6-18-2	新谷 博範	234-5151	平29. 4. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム す ず ら ん	株式	4	笠舞3丁目21-7 マジエスティ	尾本 純子	208-3323	平29. 8. 1
	マ カ ロ ニ ホ ウ レ ン 創	一社	6	本多町2丁目 9-21	林 博道	223-5250	平29.11. 1
	カ ー サ ・ エ ス ペ ラ ン サ	医財	4	小立野2丁目 13-4	岡 宏	231-5728	平30. 5. 1
	紅 梅 101	社医財	3	飛梅町2-14	松原 三郎	231-4138	平30. 5. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム す も も 1	合同	4	諸江町下丁398-8	中島 一美	237-7180	平30. 9. 1
	み つ ば 荘	医	5	長坂町チ15	前田 義樹	280-5858	平30. 9. 1
	ふ わ ふ わ ラ ン ド	株式	10	泉2丁目3-13	下野 雅代	259-1810	平30.10. 1
	ラ ポ ー ル	社福	5	若松町セ104-22	雄谷 良成	254-0081	平30.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム い ち ご	社福	6	山科1丁目 26-17	竹澤 敦子	241-8702	平30.11. 1
	南 御 所 ホ ー ム	社福	8	南御所町309	浅田 平七	225-7312	平30.11. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム す も も 2	合同	4	南森本町ワ128	中島 一美	201-8898	平31. 1. 1
	グループホームオレンジピット	株式	8	問屋町2丁目49	富木 好美	239-2400	平31. 4. 1
	障がい者グループホーム うちくるアシスト	株式	8	直江西1丁目 24-1	村石 優	258-5796	令元. 6. 1
	ま ほ ろ ば ワ ン	株式	4	観音堂町ロ155	益田 徹	267-7055	令元. 6. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	障 害 者 グ ル ー プ ホ ー ム あ ん ず	合同	4	諸江町4-8	山本 あゆみ	256-5640	令元. 9. 1
	ハ ー ト の 家	有限	20	久安5丁目1-4	富田 千枝子	241-0556	令元.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム す も も 3	合同	4	鳴和1丁目 14-35	中島 一美	213-5519	令元.11. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム こ よ り	株式	4	泉野町5丁目 8-14	松田 善和	080-3741-0142	令 2. 1. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム ひ よ り	株式	4	泉野町5丁目 11-6	松田 善和	090-1390-0542	令 2. 1. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム イ ー パ ー ク	株式	20	小坂町西102	山崎 学	253-1556	令 2. 2. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム あ さ ざ り	社福	4	田上本町テ55-5	柳下 道子	229-1822	令 2. 4. 1
	プ ラ ス ホ ー ム い し び き	株式	4	石引1丁目16-3	黒川 義信	205-1509	令 2. 4. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム ト モ ニ 高 畠	株式	4	高畠1丁目310-1	山本 幸恵	292-7217	令 2. 6. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム め ぞ ん 玉 鉾	株式	9	玉鉾2丁目99	小松田 大悟	256-3790	令 2.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム め ぞ ん 入 江	株式	3	入江3丁目99	小松田 大悟	256-3790	令 2.10. 1
	ま ほ ろ ば ツ ウ	株式	6	駅西本町1丁目 5-38	益田 徹	209-2930	令 2.10. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム イ ー パ ー ク サ テ ラ イ ト 住 居 ト マ ト ハ ウ ス 101 号 室	株式	1	鳴和1丁目16-24	山崎 学	253-1556	令 2.12. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム イ ー パ ー ク サ テ ラ イ ト 住 居 ト マ ト ハ ウ ス 202 号 室	株式	1	鳴和1丁目16-24	山崎 学	253-1556	令 2.12. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム ト モ ニ 泉 野 町	株式	6	泉野町2丁目 6-22	山本 幸恵	080-4256-8855	令 2.12. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム ト モ ニ 東 力	株式	6	東力4丁目31	山本 幸恵	080-4256-8855	令 3. 1. 1
	ね む ね む の 季 F	株式	5	湊2丁目114-6	東 久景	255-2267	令 3. 1. 1
	ね む ね む の 季 S	株式	5	湊2丁目114-6	東 久景	255-2267	令 3. 1. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム め ぞ ん 畝 田	株式	6	畝田西1丁目88	小松田 大悟	256-3790	令 3. 3. 1
	第 二 夢 ホ ー ム	社福	8	福増町北600-1	小林 富彦	240-3225	令 3. 3. 1
	グ ル ー プ ホ ー ム め ぞ ん i z u m i	株式	4	泉2丁目28-13	小松田 大悟	256-3790	令 3. 4. 1
	シ ェ ア ハ ウ ス う い ず	NPO	5	南御所町327	山花 剛	252-1551	令 3. 4. 1